

徴 徴 2 - 1 1

官 参 8 - 5

徴 管 4 - 2

平成 27 年 3 月 13 日

各 国 税 局 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

### 「徴収事務提要の制定について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成 25 年 4 月 1 日付徴徴 2 - 13 ほか 16 課共同「徴収事務提要の制定について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、これにより、適切に処理されたい。

なお、申請による換価の猶予については、平成 27 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する国税について適用される。

また、平成 27 年 3 月 31 日以前に申請された納税の猶予及び同日以前に決議した換価の猶予については、従前の取扱いによることとする。

おって、金融機関に対する各種照会文書の様式改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

#### （趣旨）

平成 26 年度の税制改正における猶予制度の見直しにより国税通則法及び国税徴収法が改正されたことに伴い、改正猶予制度に関する事務の取扱いについて定めるほか、システムの修正により、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）集中電話催告センター室において期限前納付指導を実施することが可能となったことなどから、所要の改正を行うものである。

#### 記

別添「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
別冊1「徴収事務提要(事務手続編)」			別冊1「徴収事務提要(事務手続編)」		
凡例			凡例		
1 (省略)			1 (同左)		
2 通達等			2 通達等		
	略称・略語	意義		略称・略語	意義
ゆ	(省略)	(省略)	ゆ	(同左)	(同左)
	猶予通達	<u>平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)</u>		(同左)	<u>昭和51年6月3日付徴徴3-2ほか1課共同「納税の猶予等の取扱い要領の制定について」(法令解釈通達)</u>
3 (省略)			3 (同左)		
4 電子計算処理等に関するもの			4 電子計算処理等に関するもの		
	略称・略語	意義		略称・略語	意義
さ	(省略)	(省略)	さ	(同左)	(同左)
	催告システム	集中電話催告システムのうち催告対象滞納事案への納付催告に係る機能		催告システム	集中電話催告システム
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
し	(省略)	(省略)	し	(同左)	(同左)
	資料調査システム	<u>資料情報に関するKSKシステム</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
の	(省略)	(省略)	の	(同左)	(同左)
	納付指導システム	集中電話催告システムのうち期限前納付指導対象者への納付指導に係る機能		(新設)	(新設)
5・6 (省略)			5・6 (同左)		

改正後				改正前			
第1編 総則 第2章 通則 第2節 滞納等の定義				第1編 総則 第2章 通則 第2節 滞納等の定義			
<b>第3 滞納の定義</b>				<b>第3 滞納の定義</b>			
1 (省略)				1 (同左)			
<b>2 計数管理上の滞納</b>				<b>2 計数管理上の滞納</b>			
(1) (省略)				(1) (同左)			
(2) 未督猶予に係る滞納				(2) 未督猶予に係る滞納			
未督猶予に係る滞納とは、納期限を経過したもので、 <u>納税の猶予又は徴収の猶予をしたため、督促状が発付されていないものをいう。</u>				未督猶予に係る滞納とは、納期限が経過したもので、 <u>次に掲げるものに該当するため督促状が発付されていないものをいう。</u>			
(削除)				<u>イ 納税の猶予、換価の猶予又は徴収の猶予をしたもの</u>			
(削除)				<u>ロ 通則法第55条第1項第3号の納付委託を受けたもの</u>			
第2編 総括事務 第4章 進行管理 第1節 計数管理				第2編 総括事務 第4章 進行管理 第1節 計数管理			
<b>第31 各種帳票に基づく進行管理</b>				<b>第31 各種帳票に基づく進行管理</b>			
(省略)				(同左)			
	帳票の種類	帳票の概要等	速報		帳票の種類	帳票の概要等	速報
	(省略)				(同左)		
処 分 対 象	(省略)	(省略)	(省略)	処 分 対 象	(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)		<u>整理済滞納内訳表</u>	<u>上記処分対象滞納整理状況表の「整理済」を詳細に表示した帳票であり、その局署における整理済滞納の内訳(①収納、②</u>	○

改正後				改正前			
滞 納 状 況				滞 納 状 況		収納のうち公売等による収納、③充当、④課税の減、⑤その他を所掌区分別、大口・大口以外別に表示する。	
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)		整理区分別処分対象滞納整理状況表	処分対象滞納の人員及び税額について、指定した期間の始期において設定されていた整理区分を基準として、期中増減、処理、滞納処分の停止及び期末残高を整理区分別に表示する。	
	(削除)	(削除)	(削除)		処理方針区分別処分対象滞納整理状況表	処分対象滞納の人員及び税額について、指定した期間の始期において設定されていた処理方針区分を基準として、期中増減、処理、滞納処分の停止及び期末残高を処理方針区分別に表示する。	
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)		税額階層別処分対象滞納整理状況表	処分対象滞納の人員及び税額について、指定した期間の始期における滞納税額を基準として、期中増減、処理、滞納処分の停止及び期末残高を税額階層別に表示する。	○
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)		業種別処分対象滞納整理状況表	処分対象滞納の人員及び税額について、指定した期間の始期における業種を基準として、期中増減、処理、滞納処分の停止	○

改正後				改正前			
従 事 事 務 等 状 況						及び期末残高を業種別、人格区分別（個人・法人）に表示する。	
	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)	滞納整理関係 事務実施状況 表（事後監査 事務）	局署職員の事後監査事務の実施状況に ついて、以下のとおり表示する。 1. 事後監査事務実施状況 局署職員が実施した停止事後監査の実 施事案数（人）等について、所属区分別 （局・署、特官・部門別）に表示する。 2. 従事事務内容 局署職員の停止事後監査事務の従事事 務量（人日）について、事務区分別（出張、 署内徴収）、所属区分別（局・署、特官・ 部門別）に表示する。		
(注) (省略) (滞納処分実施状況、大滞納者滞納整理状況) (省略)				(注) (同左) (滞納処分実施状況、大滞納者滞納整理状況) (同左)			
第2節 事務管理				第2節 事務管理			
第32 事務実績等の的確な管理				第32 事務実績等の的確な管理			
1 (省略)				1 (同左)			
2 滞納整理事務実績の管理 (省略)				2 滞納整理事務実績の管理 (同左)			
滞納整理事務実績の「滞納整理関係事務実施状況表（滞納処分等）」への表示内容				滞納整理事務実績の「滞納整理関係事務実施状況表（滞納処分等）」への表示内容			

改正後			改正前				
区分	項目	表示内容	区分	項目	表示内容		
猶予	換価の猶予(申請)	徴収法第 151 条の 2 の規定による「換価の猶予」決議を行った回数及び税額を計上する。 なお、内書は通則法第 55 条第 1 項第 1 号の規定による納付委託を受けた証券の券面金額を計上する。	猶予	(新設)	(新設)		
	換価の猶予(職権)	徴収法第 151 条の規定による「換価の猶予」決議を行った回数及び税額を計上する。 なお、内書は通則法第 55 条第 1 項第 1 号の規定による納付委託を受けた証券の券面金額を計上する。		換価の猶予	徴収法第 151 条の「換価の猶予」決議を行った回数及び税額を計上する。 なお、内書は通則法第 55 条第 1 項第 1 号の規定による納付委託を受けた証券の券面金額を計上する。		
3 (省略)			3 (同左)				
第 3 節 事案管理			第 3 節 事案管理				
第 34 滞納事案の事案区分			第 34 滞納事案の事案区分				
(省略)			(同左)				
1 整理区分			1 整理区分				
(省略)			(同左)				
	大区分	小区分	内容		大区分	小区分	内容
(省略)			(同左)				
(注) 1 滞納事案の猶予状況を表す区分として、下表に掲げる「猶予状態区分」が猶予決議(納付誓約及び納付受託を含む。以下、本項(第 34 の各項)において同じ。)の状態に合わせてシステムにより自動設定され、整理区分が「通信催告」及び大区分が「猶予」の事案について表示される。			(新設)				

改正後

2 徴収システムで猶予決議を行い、催告センターで履行監視している事案については、当該区分を参照する。

3 整理区分が「猶予（換価猶予）」の事案については、当該区分により「職権による換価の猶予」か「申請による換価の猶予」かを確認する。

猶予状態区分	内容
誓約	納付誓約中の事案
受託	納付受託中の事案
納猶	納税の猶予中の事案
換申	申請による換価の猶予中の事案
換職	職権による換価の猶予中の事案

2・3 (省略)

第36 事案管理の方法

1 各種管理簿・管理表を活用した事案管理

(省略)

	帳票（画面） 名	帳票（画面）の概要	活用時期	主に管理 すべき者

改正前

2・3 (同左)

第36 事案管理の方法

1 各種管理簿・管理表を活用した事案管理

(同左)

	帳票（画面） 名	帳票（画面）の概要	活用時期	主に管理 すべき者

改正後					改正前				
滞納者管理	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	滞納者管理	滞納者管理簿	滞納者別に滞納税額、整理区分、処理方針区分、滞納発生年月日及び時効完成見込年月日など事案管理に必要な項目を一覧表示するほか、管理者指示事項及びその処理結果を表示する。	随時・事務年度末	統括官等担当
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	(同左)
(以下省略)					(同左)				
2 システムを活用した期日管理					2 システムを活用した期日管理				
(省略)					(同左)				
(1) カレンダー機能					(1) カレンダー機能				
(省略)					(同左)				
大区分	小区分	表示条件等			大区分	小区分	表示条件等		
(省略)	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	(同左)		
納付予定	二	猶予入力において登録した納付計画日を表示する。 [操：第4章8・1・1ほか]			(新設)				
その他	(削除)	(削除)			その他	納付予定	猶予入力において登録した納付計画日を表示する。 [操：第4章8・1・1ほか]		
	(省略)	(省略)				(同左)	(同左)	(同左)	
(2) トピックス機能					(2) トピックス機能				
(省略)					(同左)				
区分	管理する項目	表示する内容		対象	区分	管理する項目	表示する内容		対象



改正後				改正前	
(省略)				(同左)	
猶予事 案処理	25. 猶予申請 (要処理)	<p>① 猶予申請決議後、後続決議(許可・不許可等)がされていない事案を表示する。</p> <p>② 猶予申請決議後、補正通知情報を入力した事案のうち、補正通知書作成の「完了日」の入力を行った事案を表示する。</p>	統・担	(新設)	
	26. 経過事案	上記 25「猶予申請(要処理)」のうち、猶予申請受領日(申請年月日)から一定期間(30日)経過した事案を表示する。	統・担		
	27. 確認日(送達日未入力)	補正通知情報を入力した事案のうち、「送達年月日」が未入力の事案の件数及び該当事案を表示する。	統・担		
	28. 補正通知作成(期限経過)	みなし取下げ決議を要する事案を表示する。	統・担		
	29. 猶予期間終了近接	猶予期間が終了する前に接触を要する事案(履行判定対象である事案のうち、猶予期間終了日まで30以内となった事案)について、猶予決議画面の「延長申請見込み」を選択して決裁を了した事案を表示する。	統・担		

改正後			改正前	
	30. 納付不履行 (内 猶予取 消確認)	猶予中(納付誓約、納付受託を除く。)の事案について、納付不履行の発生した事案を表示する。	統・担	
	31. 併有滞納発生(内 猶予取 消確認)	猶予中(納付誓約、納付受託を除く。)の事案については、併有滞納の発生した事案を表示する。	統・担	
	32. 延滞税免除 未了	延滞税免除決議が必要な事案(猶予期間が経過している猶予決議のうち、延滞税免除が行われていない事案)を表示する。	統・担	
(以下省略)			(同左)	
第4節 国税の徴収権の消滅時効管理			第4節 国税の徴収権の消滅時効管理	
第37 国税の徴収権の消滅時効管理			第37 国税の徴収権の消滅時効管理	
1 (省略)			1 (同左)	
2 時効接近事案の管理等			2 時効接近事案の管理等	
(1) 徴収システムにおける消滅時効の自動管理 (省略)			(1) 徴収システムにおける消滅時効の自動管理 (同左)	

改正後				改正前			
時効中断・停止事由	根拠条文	徴収システムにおける 時効完成見込年月日の更新機能	更新 区分	時効中断・停止事由	根拠条文	徴収システムにおける 時効完成見込年月日の更新機能	更新 区分
承認 (省略)	通 72③ 民 147 三	(省略)	(省略)	承認 (同左)	通 72③ 民 147 三	(同左)	(同左)
・納税の猶予申請		・納税の猶予申請入力	中断	・納税の猶予申請 (新設)		・納税の猶予申請入力	中断
・換価の猶予申請		・換価の猶予申請入力		・納付誓約 (新設)		・納付誓約の入力	
・納付誓約		・納付誓約の入力		(同左)		(同左)	(同左)
(省略)		(省略)	(省略)	(同左)		(同左)	(同左)
(省略)		(省略)	(省略)	(同左)		(同左)	(同左)
(2)~(4) (省略)				(2)~(4) (同左)			
<b>第 3 編 徴収事務</b> <b>第 1 章 滞納整理関係内部事務</b> <b>第 1 節 滞納発生・完結時の処理</b>				<b>第 3 編 徴収事務</b> <b>第 1 章 滞納整理関係内部事務</b> <b>第 1 節 滞納発生・完結時の処理</b>			
第 38 滞納発生・完結時等の処理				第 38 滞納発生・完結時等の処理			
1 事案区分の基準				1 事案区分の基準			
(省略)				(同左)			
(1)・(2) (省略)				(1)・(2) (同左)			
(3) 個別事由				(3) 個別事由			
(省略)				(同左)			
個別事由	事由の詳細			個別事由	事由の詳細		
(省略)	(省略)			(同左)	(同左)		

改正後		改正前	
(削除)	(削除)	<u>猶予等</u>	<u>納税の猶予等（納付誓約を除く。）がされた徴収決定口座に係るもの及び事業承継税制に係る徴収決定口座であるもの</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	<u>保留</u>	<u>催告センターにおいて適任者との接触がなく返戻され、かつ、少額基準金額以下のもの</u>
(4) (省略)		(4) (同左)	
<b>2 滞納発生時の処理</b>		<b>2 滞納発生時の処理</b>	
(省略)		(同左)	
(1) (省略)		(1) (同左)	
(2) 個別事案設定		(2) 個別事案設定	
(省略)		(同左)	
イ (省略)		イ (同左)	
ロ 署において滞納者から納付相談を受け、署で履行監視等を行う必要があると認めるとき		ロ 署において滞納者から納付相談を受け、署で履行監視する必要があるとき又は納付相談を受ける必要があると認めるとき	
ハ・ニ (省略)		ハ・ニ (同左)	
<b>3 催告センターからの返戻時の処理</b>		<b>3 催告センターからの返戻時の処理</b>	
催告センターにおける定期返戻又は随時返戻の処理等により、催告センターから署に返戻される滞納事案については、上記2(2)の署における個別事案設定によることなく署の処分対象滞納事案となる。		催告センターにおける定期返戻又は随時返戻の処理等により、催告センターから署に返戻される滞納事案については、上記2(2)の署における個別事案設定によることなく署の処分対象滞納事案となる。	
この場合、徴収システムの「トピックス」画面の「新規処分対象滞納口座」に新たに処分対象滞納となった件数が表示され、「センター返戻」には、催告センターから返戻された件数が表示されるので、署統括官等及び担当は、その内容を確認すると		この場合、徴収システムの「トピックス」画面の「新規処分対象滞納口座」に新たに処分対象滞納となった件数が表示され、「センター返戻」欄には、催告センターからの返戻事由ごとに返戻された件数が表示されるので、署統括官等及び担当は、その	

改正後

もに、「センター返戻一覧」画面から催告センターにおける接触事績等を確認する。

〔操：第2章2・2〕

(1) (省略)

(2) 随時返戻事案

(省略)

返戻区分	事案の内容
(省略)	

(注) 1 徴収システムで猶予決議(納付誓約及び納付受託を含む。以下、本節において同じ。)を行った催告センター所掌事案に納付不履行や併有滞納発生があり、催告センターから催告した結果、催告センターで履行監視することが適当でないと認められるときは、署へ事案が返戻される。

2 催告対象滞納として催告センター所掌となっている事案について併有発生があり、署の早期着手基準金額を超えたものは、催告センターにおける定期・随時返戻処理によらず、署における定期事案設定処理により処分対象滞納となるため、徴収システムの「トピックス」画面の「センター返戻」欄には表示されない。

4～6 (省略)

第2節 滞納処分票の管理

第39 滞納処分票の管理

1～3 (省略)

改正前

内容を確認するとともに、「センター返戻一覧」画面から催告センターにおける接触事績等を確認する。

〔操：第2章2・2〕

(1) (同左)

(2) 随時返戻事案

(同左)

返戻区分	事案の内容
(同左)	

(新設)

(注) 催告対象滞納として催告センター所掌となっている事案について併有発生があり、署の早期着手基準金額を超えたものは、催告センターにおける定期・随時返戻処理によらず、署における定期事案設定処理により処分対象滞納となるため、徴収システムの「トピックス」画面の「センター返戻」欄には表示されない。


4～6 (同左)

第2節 滞納処分票の管理

第39 滞納処分票の管理

1～3 (同左)

改正後	改正前
<p>4 滞納処分票の収蔵・保管  (省略)  (1)～(5) (省略)  (6) 滞納処分票の保存期間  (省略)  イ 納税の猶予申請書又は換価の猶予申請書を受理し、許可又は不許可としたもの  ・・・許可(延長・短縮・分割納付計画の変更)したものは猶予期間が終了した日の7年後の日  ・・・不許可としたものは不許可の決議(決裁)の日の7年後の日  ・・・許可(延長)後に取り消したものは取消しの決議(決裁)の日の7年後の日  ロ～チ (省略)  (7) (省略)</p> <p>5 (省略)</p>	<p>4 滞納処分票の収蔵・保管  (同左)  (1)～(5) (同左)  (6) 滞納処分票の保存期間  (同左)  イ 納税の猶予申請書を受理し許可又は不許可としたもの  ・・・許可(延長・短縮)したものは猶予期間が終了した日の7年後の日  ・・・不許可としたものは不許可の決議(決裁)の日に7年後の日  ・・・許可(延長)後に取り消したものは取消しの決議(決裁)の日の7年後の日  ロ～チ (同左)  (7) (同左)</p> <p>5 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第3節 徴収の所轄庁の変更処理等</p> <p>第41 局長に対する徴収の引継ぎ  (省略)</p> <p>1 徴収の引継基準  次に掲げる滞納事案については、局長に対して徴収の引継ぎを行う。</p> <p>(1)・(2) (省略)  (3) 次のいずれかに該当するなど、事案の処理に相当程度の事務量投下が必要なものとして局長が徴収の引受けをすることを相当と認めたもの  イ～ハ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 徴収の所轄庁の変更処理等</p> <p>第41 局長に対する徴収の引継ぎ  (同左)</p> <p>1 徴収の引継基準  次に掲げる滞納事案については、局長に対して徴収の引継ぎを行う。</p> <p>(1)・(2) (同左)  (3) 次のいずれかに該当するなど、事案の処理に相当程度の事務量投下が必要なものとして局長が徴収の引受けをすることを相当と認めたもの  イ～ハ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>ト 海外関連事案のうち、徴収共助の要請の適否等について局徴収課又は特整総括課等と協議を行った結果、徴収の引継ぎ相当とされたもの（本編第12章1《海外関連事案の管理等》及び2《徴収の共助》参照）</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>ト </p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>2～5 (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 催告整理</b></p> <p><b>第55 催告対象滞納事案に係る催告整理事務</b></p> <p>(省略)</p> <p>1 (省略)</p> <p><b>2 催告システムの概要</b></p> <p>催告システムは、催告センターにおいて運用する<u>集中電話催告システムのうち催告対象滞納事案への納付催告に係る機能を担うシステム</u>であり、徴収システムから取得した滞納者情報を催告システムの端末機に表示し、当該情報に基づきオペレーターが滞納者に架電して納付催告を行う。</p> <p>オペレーターは、納付催告の応答結果や聴取した納付計画等の催告事績を催告システムの端末機に入力し、入力した納付計画については、徴収システムから取得する収納等の異動情報により履行監視を行うことができる。</p> <p>また、催告システムに入力した催告事績等については、下記3(2)により、署において徴収システムの「滞納整理事績」画面から確認することができる。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章1〕</p> <p><b>3 徴収システムと催告システムとの連携</b></p> <p>(1) 徴収システムから催告システムへの連絡</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 催告整理</b></p> <p><b>第55 催告対象滞納事案に係る催告整理事務</b></p> <p>(同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p><b>2 催告システムの概要</b></p> <p>催告システムは、催告センターにおいて運用するシステムであり、徴収システムから取得した滞納者情報を催告システムの端末機に表示し、当該情報に基づきオペレーターが滞納者に架電して納付催告を行う。</p> <p>オペレーターは、納付催告の応答結果や聴取した納付計画等の催告事績を催告システムの端末機に入力し、入力した納付計画については、徴収システムから取得する収納等の異動情報により履行監視を行うことができる。</p> <p>また、催告システムに入力した催告事績等については、下記3(2)により、署において徴収システムの「滞納整理事績」画面から確認することができる。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章1〕</p> <p><b>3 徴収システムと催告システムとの連携</b></p> <p>(1) 徴収システムから催告システムへの連絡</p>

改正後	改正前
<p>イ 定期事案設定</p> <p>署において定期事案設定を行った場合は、あらかじめ設定された基準（「早期着手基準金額」、「早期税目指定」及び「個別事由」（本編第1章第1節第38の1《事案区分の基準》(1)から(3)参照）により処分対象滞納に区分されない事案が催告対象滞納事案として催告センターの所掌となり、徴収システムから催告システムへ滞納者情報が連絡される。</p> <p>なお、署における定期事案設定前に、徴収システムに期限内納付指導又は督促前納付指導による滞納整理事績等を入力した場合は、その態様に応じて、催告システムへ督促前納付指導区分が連絡され、催告システムにおいて当該区分に応じたコールリストが自動作成される。</p> <p>また、<u>催告センターで期限前納付指導を行った事績がある者に督促データ抽出があり、定期事案設定により催告センターの所掌となった場合は、定期事案設定時に連絡事案区分「電話催告対象（期限前）」が自動設定された連絡情報が催告システムへ連絡される。</u></p> <p>（注） （省略）</p> <p>ロ 猶予決議</p> <p><u>催告センターが所掌する事案に対して、徴収システムにおいて猶予決議（納付誓約及び納付受託を含む。以下、本章において同じ。）が最終決裁された場合には、即時に決議情報が催告システムに連絡され、催告システムの「連絡情報一覧表示」画面に反映されるほか、その態様に応じて、催告システムにおいて猶予区分が自動設定される。</u></p> <p>また、<u>上記決議が納付の履行監視を行うこととなる猶予決議である場合には、納付計画が最終決裁の翌稼働日に催告システムに連絡され、催告システムにおいて当該納付計画による履行監視を行う。</u></p> <p><u>（注） 1 猶予決議に係る納付計画が「延滞税シミュレート計算結果」を反映</u></p>	<p>（新設）</p> <p>署において定期事案設定を行った場合は、あらかじめ設定された基準（「早期着手基準金額」、「早期税目指定」及び「個別事由」（本編第1章第1節第38の1《事案区分の基準》(1)から(3)参照）により処分対象滞納に区分されない事案が催告対象滞納事案として催告センターの所掌となり、徴収システムから催告システムへ滞納者情報が連絡される。</p> <p>なお、署における定期事案設定前に、徴収システムに期限内納付指導又は督促前納付指導による滞納整理事績等を入力した場合は、その態様に応じて、催告システムへ督促前納付指導区分が連絡され、催告システムにおいて当該区分に応じたコールリストが自動作成される。</p> <p>（注） （同左）</p> <p>（新設）</p>



改正後	改正前
<p><u>したものでなければ、催告システムへ納付計画が連絡されないことに留意する。</u></p> <p>2 <u>猶予申請内容の一部を許可する場合など口座税額の一部に対する納付計画については、催告システムへの取込み及び履行監視ができないことに留意する。</u></p> <p>△ <u>随時連絡</u></p> <p><u>催告センターが所掌する事案に対し、徴収システムの「集中電話催告システムへの連絡」画面から、必要な情報（「連絡区分」、「連絡事由区分」、「連絡事由」）を入力・送信すること（以下「連絡情報機能」という。）により、即時に催告システムの「連絡情報一覧表示」画面に連絡情報が反映される。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>4 署における事務処理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 個別事案設定</p> <p>催告対象滞納事案について、倒産情報を入手するなど、署の所掌事案とすべき事由が生じたときは、署統括官等は直ちに個別事案設定を行う（本編第1章第1節第38の2(2)《個別事案設定》参照）。この場合、署統括官等は、催告センターにおいて当該滞納者に対する催告が行われないう、直ちに<u>連絡情報機能</u>により、個別事案設定を行った旨を催告センターに連絡する。</p> <p>なお、署において催告対象滞納事案の滞納者から納付相談等があった場合においても、遅滞なく滞納者の申出の内容を<u>連絡情報機能</u>により催告センターに連絡する。</p> <p>また、署において催告対象滞納事案が他署に転出した事実を把握した場合は、</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>4 署における事務処理</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 個別事案設定</p> <p>催告対象滞納事案について、倒産情報を入手するなど、署の所掌事案とすべき事由が生じたときは、署統括官等は直ちに個別事案設定を行う（本編第1章第1節第38の2(2)《個別事案設定》参照）。この場合、署統括官等は、催告センターにおいて当該滞納者に対する催告が行われないう、直ちに「<u>電話催告対象事案関係連絡せん</u>」（様式 302000-001、以下「<u>連絡せん</u>」という。）により個別事案設定を行った旨を催告センターに連絡する。</p> <p>なお、署において催告対象滞納事案の滞納者から納付相談等があった場合においても、遅滞なく滞納者の申出の内容を<u>連絡せん</u>により催告センターに連絡する。</p> <p>また、署において催告対象滞納事案が他署に転出した事実を把握した場合は、</p>

改正後	改正前
<p>署において個別事案設定を行った上で転出処理を行う。</p> <p>(注) 1 催告対象滞納事案は、催告センター及び転出先署において重複して催告することを防止する観点から、債権管理システム及び徴収システムの双方で転出処理の制御をしている。</p> <p>2 <u>緊急を要する場合等は、連絡情報機能と併せて、電話等により催告センターへ連絡する。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第2章9・4〕</p> <p>(3) 催告センターからの確認依頼等に対する対応</p> <p>催告センターにおける電話催告等により、滞納者が申し出た納付事績と催告システムに登録された納付事績が異なる場合など、署において事実関係の確認が必要なときは、催告センターから署に対して「<u>電話催告対象事案関係連絡せん</u>」(様式 302000-001、以下「<u>連絡せん</u>」という。)により確認依頼が行われるので、当該依頼を受けた署統括官等は、遅滞なく事実関係を確認の上、その結果を<u>連絡情報機能</u>により催告センターへ連絡する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>署において個別事案設定を行った上で転出処理を行う。</p> <p>(注) 催告対象滞納事案は、催告センター及び転出先署において重複して催告することを防止する観点から、債権管理システム及び徴収システムの双方で転出処理の制御をしている。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">〔操：第2章9・4〕</p> <p>(3) 催告センターからの確認依頼等に対する対応</p> <p>催告センターにおける電話催告等により、滞納者が申し出た納付事績と催告システムに登録された納付事績が異なる場合など、署において事実関係の確認が必要なときは、催告センターから署に対して<u>連絡せん</u>により確認依頼が行われるので、当該依頼を受けた署統括官等は、遅滞なく事実関係を確認の上、その結果を<u>連絡せん</u>により催告センターへ連絡する。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3章 滞納整理の総則</b></p> <p><b>第60 滞納者等に対する処分通知</b></p> <p>1 理由附記</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 主な処分の理由附記に係る留意事項</p> <p>処分ごとの理由附記については、別表10を参照して行うほか、次の事項に留意する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 納税(換価)の猶予(期間延長)許可(申請内容の一部について許可をする場</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 滞納整理の総則</b></p> <p><b>第60 滞納者等に対する処分通知</b></p> <p>1 理由附記</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 主な処分の理由附記に係る留意事項</p> <p>処分ごとの理由附記については、別表10を参照して行うほか、次の事項に留意する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 納税の猶予(期間延長)不許可</p>

改正後	改正前
<p>合)</p> <p><u>申請内容の一部についてのみ許可をする場合は理由附記を要する。この場合においては、徴収システムの「猶予決議」画面において、「一部許可」にチェックした上で「納税（換価）の猶予（期間延長）許可通知書」を出力し、申請の一部について許可できない理由を記載した「別紙『処分理由』」を当該通知書に添付する。</u></p> <p>ハ （省略）</p> <p>ニ <u>納税（換価）の猶予の分割納付計画変更</u></p> <p><u>納税者に不利益となる分割納付計画の変更を行う場合は理由附記を要する。この場合においては、「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書」の定型文言に、「別紙『処分理由』により、下記のとおり納付計画を変更しましたから通知します。」等と補完するとともに、分割納付計画の変更の理由を記載した「別紙『処分理由』」を当該通知書に添付する。</u></p> <p>ホ 滞納処分の停止取消し</p> <p>（省略）</p> <p>△ 配当</p> <p>（省略）</p> <p>ト 繰上請求</p> <p>（省略）</p> <p>チ 繰上保全差押え及び保全差押え</p> <p>（省略）</p> <p>リ 第二次納税義務者に関する告知</p> <p>（省略）</p> <p>2 （省略）</p>	<p><u>一部許可の場合も理由附記を要する。この場合においては、「納税の猶予（期間延長）許可通知書」の定型文言に、「ただし、別紙『処分理由』により、猶予申請に係る国税のうち一部の国税については納税の猶予を許可できません。」等と補完するとともに、不許可の理由を記載した「別紙『処分理由』」を「納税の猶予（期間延長）不許可通知書」に添付する。</u></p> <p>ハ （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>ニ 滞納処分の停止取消し</p> <p>（同左）</p> <p>ホ 配当</p> <p>（同左）</p> <p>△ 繰上請求</p> <p>（同左）</p> <p>ト 繰上保全差押え及び保全差押え</p> <p>（同左）</p> <p>チ 第二次納税義務者に関する告知</p> <p>（同左）</p> <p>2 （同左）</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 所在・財産調査</p> <p>(省略)</p> <p><b>第63 署内調査</b></p> <p>署内調査は、滞納者等の所在、課税原因、滞納者等の所有財産、過去に所有していた財産の異動状況、取引先、取引金融機関等を把握するため、各種異動届出書、滞納者等の納税申告書、更正・決定決議書、その他の内部資料により調査する。この場合において、申告書等の文書の調査にとどまらず、滞納者等の課税調査を担当する賦課部門から所在又は財産等に関する情報を入手するなど、滞納整理に有用な情報の収集に努める。</p> <p>また、必要に応じ、個人・法人関連情報システム又は課税システムの「課税情報の照会等」画面から滞納者等に関する資料情報を取得する。</p> <p><u>なお、国外財産等の調査に当たっては、上記の署内調査と併せて、資料調査システムによる法定資料等の照会、インターネット上に公開された情報、民間情報機関の調査報告書等を活用する（本編第12章1(2)《国外財産等調査》参照）。</u></p> <p><b>第64 質問及び検査</b></p> <p>(省略)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p><b>4 納税の猶予に関する質問・検査</b></p> <p><u>納税の猶予の申請に係る事項について調査をするために必要があると認めるときは、その必要な限度で、納税者に対し、上記2《滞納者に対する質問・検査》と同様に、質問及び検査を行うことができる（通則法第46条の2第11項）。</u></p> <p><u>なお、職員の質問・検査に対して答弁せず若しくは偽りの陳述をした者又は検査を</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 所在・財産調査</p> <p>(同左)</p> <p><b>第63 署内調査</b></p> <p>署内調査は、滞納者等の所在、課税原因、滞納者等の所有財産、過去に所有していた財産の異動状況、取引先、取引金融機関等を把握するため、各種異動届出書、滞納者等の納税申告書、更正・決定決議書、その他の内部資料により調査する。この場合において、申告書等の文書の調査にとどまらず、滞納者等の課税調査を担当する賦課部門から所在又は財産等に関する情報を入手するなど、滞納整理に有用な情報の収集に努める。</p> <p>また、必要に応じ、個人・法人関連情報システム又は課税システムの「課税情報の照会等」画面から滞納者等に関する資料情報を取得する。</p> <p><b>第64 質問及び検査</b></p> <p>(同左)</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>拒み、妨げ若しくは忌避等した者に対する罰則はないが、その猶予申請を不許可とすることができる（通則法第46条の2第10項第2号）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 差押え・交付要求</b> <b>第2節 交付要求等</b></p> <p><b>第70 参加差押え</b> 1～4 （省略）</p> <p><b>5 参加差押え後の処理</b> (1)・(2) （省略） (3) 参加差押えの解除請求がされた場合 徴収法第88条第1項において準用する徴収法第85条第1項の規定による参加差押えの解除の請求がされた場合は、速やかにその内容等を調査し、本節第69の5(4)《交付要求の解除請求がされた場合》に準じて処理する。 なお、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持が困難になると認められ、かつ、滞納者が徴収法第151条又は第151条の2の換価の猶予に該当すると認められる場合（徴収の猶予に該当すると認められる場合を含む。）は参加差押えを解除して差し支えない。 おって、請求を相当と認めないときは「参加差押解除拒否通知書」（様式306030-029）により請求者に通知する（徴基通第88条関係4）。この場合、「参加差押解除拒否通知書」には、行審法第57条第1項及び行訴法第46条第1項に定められている事項の教示並びに行手法第8条若しくは同法第14条に定められている理由附記を行う（別表9及び10参照）。 (4)～(6) （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 差押え・交付要求</b> <b>第2節 交付要求等</b></p> <p><b>第70 参加差押え</b> 1～4 （同左）</p> <p><b>5 参加差押え後の処理</b> (1)・(2) （同左） (3) 参加差押えの解除請求がされた場合 徴収法第88条第1項において準用する徴収法第85条第1項の規定による参加差押えの解除の請求がされた場合は、速やかにその内容等を調査し、本節第69の5(4)《交付要求の解除請求がされた場合》に準じて処理する。 なお、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持が困難になると認められ、かつ、滞納者が徴収法第151条の換価の猶予に該当すると認められる場合（徴収の猶予に該当すると認められる場合を含む。）は参加差押えを解除して差し支えない。 おって、請求を相当と認めないときは「参加差押解除拒否通知書」（様式306030-029）により請求者に通知する（徴基通第88条関係4）。この場合、「参加差押解除拒否通知書」には、行審法第57条第1項及び行訴法第46条第1項に定められている事項の教示並びに行手法第8条若しくは同法第14条に定められている理由附記を行う（別表9及び10参照）。 (4)～(6) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>6 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 差押え等の解除</b></p> <p><b>第71 差押え等の解除</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 差押えを解除することができる場合</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 納税の猶予をした場合</p> <p>納税の猶予を行い、滞納者から差押解除の申請があった場合において、担保の額と差押財産の見積価額が、猶予に係る滞納額（その滞納額が完納されるまでの延滞税及び担保又は差押財産の処分要する費用を含む。）を著しく超過することとなったとき又は差押えを継続することにより、滞納者の事業の継続又は生活の維持に著しい支障があると認めるとき（通則法第48条第2項、通基通第48条関係2）。</p> <p>なお、当該申請について差押解除の拒否をする場合は、徴収システムの「様式ファイルダウンロード」画面からサーバー内の徴収共用フォルダ等に「差押解除拒否通知決議書」（様式 307010-110）及び「差押解除拒否通知書」（様式 307010-111）のファイルをダウンロードし、当該通知書等を作成して、所定の決裁を了した上で、申請者に「差押解除拒否通知書」を送付する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(5) 換価の猶予をする場合</p> <p>換価の猶予をする場合において、署長等が事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除する必要があると認めるとき（徴収法第152条第2項）。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>6 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 差押え等の解除</b></p> <p><b>第71 差押え等の解除</b></p> <p>1 (同左)</p> <p>2 差押えを解除することができる場合</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 納税の猶予をした場合</p> <p>納税の猶予を行い、滞納者から差押解除の申請があった場合において、担保の価額と差押財産の処分予定価額が、猶予に係る滞納額を著しく超過することとなったとき又は差押えを継続することにより、滞納者の事業の継続又は生活の維持に著しい支障があると認めるとき（通則法第48条第2項、通基通第48条関係2）。</p> <p>なお、当該申請について差押解除の拒否をする場合は、徴収システムの「様式ファイルダウンロード」画面からサーバー内の徴収共用フォルダ等に「差押解除拒否通知決議書」（様式 307010-110）及び「差押解除拒否通知書」（様式 307010-111）のファイルをダウンロードし、当該通知書等を作成して、所定の決裁を了した上で、申請者に「差押解除拒否通知書」を送付する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(5) 換価の猶予をする場合</p> <p>換価の猶予をする場合において、署長等が事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除する必要があると認めるとき（徴収法第151条第2項）。</p> <p>(6) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>3～7 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 納税緩和措置</b> <b>第1節 猶予</b></p> <p>国税がその納期限内に納付されない場合には、納税者の納税意識の向上や期限内に納付した納税者との公平性を確保する観点から、厳正に対処することが要請される。しかしながら、納税者によっては、災害、疾病等により直ちに納付することができない場合や、差押財産を直ちに換価すれば、その者の事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるなどの事情が存在する場合がある。</p> <p>納税の猶予又は換価の猶予等の納税緩和制度は、このような事情がある納税者について、<u>法令に基づく一定の要件の下、強制的な徴収手続を緩和し、納税者の実情に即した適切な措置を講ずることを目的とするものである。</u></p> <p>納税の猶予又は換価の猶予等の適用に当たっては、このような制度の趣旨を踏まえ、猶予通達の定めによるほか、本節に定めるところにより、<u>必要な調査等を迅速かつ的確に実施し、その結果、法令等の要件に該当する場合には、確実に納税の猶予又は換価の猶予等の処理を行う。</u></p> <p>なお、<u>相当な損失を受けた場合の納税の猶予及び通常の納税の猶予のうち、震災、風水害等の災害を受けた場合の取扱いについては、昭和53年6月21日付官総4-21ほか9課共同『「災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱要領」の全部改正について</u>」(事務運営指針)の定めによるほか、<u>猶予通達により処理する。</u></p> <p>おって、<u>相互協議に係る納税の猶予の処理については、平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)に定めるところにより処理す</u></p>	<p>3～7 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 納税緩和措置</b> <b>第1節 猶予</b></p> <p>国税がその納期限内に納付されない場合には、納税者(滞納者を含む。以下、本節において同じ。)の納税意識の向上や期限内に納付した納税者との公平性を確保する観点から、厳正に対処することが要請される。しかしながら、納税者によっては、災害、疾病等により直ちに納付することができない場合や、差押財産を直ちに換価すれば、その者の事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるなどの事情が存在する場合がある。</p> <p>納税の猶予等の納税緩和制度は、このような事情がある納税者について、<u>一定の要件に該当し、かつ、強制的な徴収手続を緩和して一定期間猶予することが徴収上有利である場合において、納税者の実情に即した的確な措置を講ずることにより、納税者の事業を継続させ、又は生活を維持させつつ、国税の弾力的な徴収を図ることを目的とするものである。</u></p> <p>納税の猶予等の適用に当たっては、このような制度の趣旨を踏まえ、<u>猶予通達の定めによるほか、本節に定めるところにより適切に処理する。</u></p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・5〕</p> <p>第72 納税の猶予 (削除)</p>              <p>1 納税の猶予申請</p> <p>担当は、納税者から「納税の猶予申請書」(様式307010-005)又は「納税の猶予期間延長申請書」(様式307010-007)(以下、本項においてこれらを「申請書」という。)</p>	<p>第72 納税の猶予</p> <p><u>納税の猶予には、①災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予(通則法第46条第1項。以下「<u>相当な損失を受けた場合の納税の猶予</u>」という。)、②災害、病気又は事業の休廃止等の事実がある場合の納税の猶予(同条第2項。以下「<u>通常の納税の猶予</u>」という。)、③納付すべき税額の確定手続等が遅延した場合の納税の猶予(同条第3項。以下「<u>確定手続等が遅延した場合の納税の猶予</u>」という。)の3種類がある。</u></p> <p><u>納税の猶予の処理に当たっては、猶予通達に定めるところによるほか、次に定めるところにより、必要な調査等を迅速かつ的確に実施し、その結果、法令等の要件に該当する場合には、確実に猶予処理を行う。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・4〕</p> <p><u>なお、相当な損失を受けた場合の納税の猶予及び通常の納税の猶予のうち、震災、風水害等の災害を受けた場合の取扱いについては、昭和53年6月21日付官総4-21ほか9課共同『<u>「災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱要領</u>』の全部改正について」(事務運営指針)の定めによるほか、猶予通達により処理する。</u></p> <p><u>おって、相互協議に係る納税の猶予の処理については、平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「<u>相互協議の手続について</u>」(事務運営指針)に定めるところにより処理する。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・5〕</p> <p>1 納税の猶予申請</p> <p>担当は、納税者から「納税の猶予申請書」(様式307010-005)又は「納税の猶予期間延長申請書」(様式307010-007)(以下、<u>本節</u>においてこれらを「申請書」という。)</p>



改正後	改正前
<p>が提出された場合は、遅滞なく事実関係等を調査、把握した上で、適切に処理する。</p> <p style="text-align: center;">〔操：第4章8・1・4〕</p> <p><u>なお、局特整への引継見込事案について、所轄署に対し納税の猶予の申請があった場合には、局徴収課と協議し、事前に納税者に説明した上で、局特整に引き継いだ後に猶予の適否を判断する。</u></p> <p>(1) 徴収システムへの入力等</p> <p>担当は、納税者から申請書が提出された場合は、徴収システムの「猶予申請」画面において、<u>当該申請の内容</u>を入力して起案し決裁を受ける。また、この入力により自動付番される申請書番号を申請書の<u>税務署整理欄</u>に記載する。</p> <p>なお、申請書は、起案時に統括官等に回付し、最終決裁を了した後、滞納処分票等に編てつして保管する。</p> <p><u>おって、上記のとおり申請の内容の入力等を行うことにより、徴収システムのトピックス「猶予申請（要処理）」及び「経過事案」によって申請の処理状況を確認することができるので、適切に進行管理を行う。</u></p> <p>(注) 1 猶予申請について最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われ、その猶予申請に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上のその徴収決定口座に対して督促保留区分及び督促保留期限が自動設定される。</p> <p><u>2 決裁を受けようとする処理が各局において定める審理基準に該当する場合は、必ず決裁ルートに審理担当を選択して起案する（以下、本節における猶予に関する処理について同じ。）。</u></p>	<p>が提出された場合は、遅滞なく事実関係等を調査、把握した上で、適切に処理する。</p> <p>(1) 徴収システムへの入力等</p> <p>担当は、納税者から申請書が提出された場合は、徴収システムの「猶予申請」画面において、<u>当該申請内容</u>を入力して起案し、<u>統括官等の決裁</u>を受ける。また、この入力により自動付番される申請書番号を申請書の<u>余白</u>に記載する。</p> <p>なお、申請書は、起案時に統括官等に回付し、最終決裁を了した後、滞納処分票等に編てつして保管する。</p> <p>(注) 猶予申請について最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われ、その猶予申請に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上のその徴収決定口座に対して督促保留区分及び督促保留期限が自動設定される。</p> <p><u>おって、猶予申請に係る国税の口座が未督促の場合は、本編第1章第1節第38の4《督促状発付前に納付相談を受けた場合等の処理》に定める「未督促口座取得」処理を行った上で、申請書の入力を行う。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>申請に係る国税の口座が未督促の場合</u></p> <p>担当は、<u>未督促の国税について申請書が提出され、これを受領した場合は、本編第1章第1節第38の4《督促状発付前に納付相談を受けた場合等の処理》に定める処理（以下、本章において「未督促口座取得」という。）を行った上で、上記(1)の徴収システムへの入力等を行う。</u></p> <p>統括官等は、<u>徴収システムのトピックス機能を活用して、申請に係る処理状況を把握するとともに、適宜、担当に必要な指示を行うなど適切に事案の進行管理を行う。</u></p> <p><u>なお、申請に係る国税について徴収決定が行われていない場合は、「未督促口座取得」処理ができず、徴収システムに申請の内容の入力ができないため、管理運営部門に申請書の写しを回付するなどして、徴収決定の状況を確認する。</u></p> <p><u>おって、徴収決定口座が作成され次第、「未督促口座取得」処理を行った上で、確実に徴収システムへの入力等を行う。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第3章1・4〕</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 <u>申請書が編てつされた滞納処分票の保存期間は、本編第1章第2節第39の4(6)《滞納処分票の保存期間》イに定めるところにより、標準的な保存期間から延長される。</u></p> <p>(3) <u>猶予申請の取下げの申出があった場合の処理</u></p> <p>既に受理した申請書について納税者から取下げの申立てがなされた場合は、第5編第3章第112の2(4)《申請書等の処理に当たっての留意事項》ハに定めるところにより取下げの処理を行う。この場合においては、徴収システムの「猶予決議・猶</p>	<p style="text-align: right;">〔操：第3章1・4〕</p> <p>(2) <u>猶予申請事績の管理</u></p> <p>担当は、申請書が提出され、これを受領した場合は、<u>申請に係る処理状況の進行管理のため、速やかに納税の猶予の申請事績を管理する整理簿（以下「納税の猶予申請整理簿」という。）に申請事績を記載する。</u></p> <p>統括官等は、「<u>納税の猶予申請整理簿</u>」により、<u>猶予申請に係る処理状況を把握するとともに、適宜、担当に必要な指示を行うなど適切に事案の進行管理を行う。</u></p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 <u>申請書は、文書管理規則に定める「国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書」に該当するため、申請書が編てつされた滞納処分票は、本編第1章第2節第39の4(6)《滞納処分票の保存期間》に定めるところにより、適切に保管する。</u></p> <p>(3) <u>猶予申請の取下げの申出があった場合の処理</u></p> <p>既に受理した申請書について納税者から取下げの申立てがなされた場合は、第5編第3章第112の2(4)《申請書等の処理に当たっての留意事項》ハに定めるところにより取下げの処理を行う。この場合においては、徴収システムの「猶予決議・猶</p>

改正後	改正前
<p>予取消決議」画面において納税の猶予（期間延長）申請の取下げ回付決議を入力して起案し決裁を受け、決裁後に決議書の副本を管理運営部門に回付する。</p> <p>(注) (削除)</p> <p>申請の取下げについて最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われ、申請の取下げに係る口座が未督促の口座である場合は、債権管理システム上の督促保留が自動的に解除される。</p> <p>(4) 申請書及び添付書類の補正をする場合の処理</p> <p>イ 電話等により補正を行った場合の処理</p> <p>担当は、電話等により申請書及び添付書類（以下本節において「申請書等」という。）の補正を行った場合は、納税者より聴取した内容を徴収システムの「滞納整理事績」に記録するほか、納税者から提出された申請書等の写しに聴取した内容を記載するなどして、補正した内容を確実に記録する。</p> <p>ロ 補正通知書を送付する場合の処理</p> <p>納税者に対し補正通知書を送付する場合においては、徴収システムの「補正通知書作成」画面において訂正又は提出を求める書類及びその理由を入力した上で起案し決裁を受ける。</p> <p>出力された「納税の猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書」（様式 307010-005-5、同 007-2）は配達証明郵便（又はこれに準じる信書便）により送付し、納税者に送達された日を徴収システムの「補正通知書作成」画面の「送達年月日」に入力する。</p> <p>なお、不在等により返戻された場合は、普通郵便又は交付送達により送付する</p>	<p>予取消決議」画面において納税の猶予不許可決議を入力するとともに、「滞納整理事績」画面において取下げ事績を入力して起案し決裁を受ける。</p> <p>(注) 1 猶予申請が取り下げられた場合の猶予不許可決議は、徴収システムに入力されている猶予申請事績を管理する上で必要な便宜的な入力であるため、当該不許可決議が取下げによるものであることを滞納整理事績に記録することに留意する。</p> <p>2 猶予申請の取下げに係る口座が未督促の口座である場合は、猶予申請が取り下げられた旨の連絡せんを作成して管理運営部門（局特整においては債権管理担当。以下、本節において同じ。）に回付し督促保留の解除を依頼する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>こととし、改めて配達証明郵便等により送付する必要はない。ただし、普通郵便により送付した場合は、納税者に対し通常到達すべきであった時（通則法第 12 条第 2 項）を適切に見積もり、「送達年月日」を入力することに留意する。</u></p> <p>ハ <u>補正通知書に基づき補正が行われた場合の処理</u></p> <p><u>適切に補正が行われた場合は、補正を求めた項目ごとに、補正があった日を徴収システムの「補正通知書作成」画面の「完了日」に入力する。</u></p> <p>(5) <u>みなし取下げとなった場合の処理</u></p> <p><u>納税者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に申請書等の補正をしなかった場合は、担当は遅滞なくみなし取下げの処理を行う。</u></p> <p><u>みなし取下げの処理を行う場合は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面において、納税の猶予（期間延長）申請のみなし取下げを入力して起案し決裁を受ける。</u></p> <p><u>決裁後、通知書を納税者に送付するとともに、決議書の副本を管理運営部門に回付する。</u></p> <p><u>(注) みなし取下げについて最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われ、みなし取下げに係る口座が未督促の口座である場合は、債権管理システム上の督促保留が自動で解除される。</u></p> <p>2 納付能力調査 (削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 納付能力調査</p> <p><u>納付能力調査は、原則として、納税者から納税の猶予申請があった場合に、猶予通達に基づき、納税者の現在及び将来における納付能力を調査し、猶予期間中の分納金額や猶予の適否を判定するために行う。</u></p> <p><u>なお、納付能力調査の調査方法等については、猶予通達の定めの本旨を変えない範囲で、徴収上の支障がない限りにおいて、局署の実情に応じて局長が定めた調査方</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>納付能力調査表の作成</u></p> <p>担当は、<u>猶予通達の定めにより、必要に応じて、徴収システムの「様式ファイルダウンロード」画面から出力した納付能力調査表を作成する。</u></p> <p><u>納付能力調査は当該調査表の調査項目に従って実施し、調査内容を当該調査表に記載する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・4〕</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>3 猶予の決議等</b></p> <p>(1) <u>猶予の許可（不許可）決議</u></p> <p>担当は、上記2の納付能力調査の結果等に基づき、徴収システムの「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において、<u>納税の猶予許可（納税の猶予期間延長許可）又は納税の猶予不許可（納税の猶予期間延長不許可）の決議内容を入力して起案する。</u></p> <p>なお、<u>納税の猶予申請（期間延長申請）があった国税のうち一部の国税について猶予の許可決議（期間延長許可決議）を行う場合、申請がされた猶予期間（延長期間）よりも短い期間について猶予の許可決議（期間延長の許可決議）を行う場合、又は猶予期間における分割納付計画について申請書と異なる納付計画（納税者にとって有利となるものを除く。）により猶予を許可する場合は、徴収シス</u></p>	<p><u>法等によることとして差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>納付能力調査の実施</u></p> <p>担当は、徴収システムの「<u>様式ファイルダウンロード</u>」画面から次の①及び②から④のいずれかの帳票を出力し、<u>猶予通達に基づき当該調査表の調査項目に従って調査を行い、調査内容を当該調査表に記載する。</u></p> <p>① <u>「現在納付能力調査表」（様式 307010-001）</u></p> <p>② <u>「見込納付能力調査表（前年又は前期の所得を基とする調査用）」（様式 307010-002）</u></p> <p>③ <u>「見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）」（様式 307010-003）</u></p> <p>④ <u>「見込納付能力調査表（見込損益計算書を基とする調査用）」（様式 307010-004）</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・4〕</p> <p>(2) (同左)</p> <p><b>3 猶予の決議等</b></p> <p>(1) <u>猶予の許可（不許可）決議</u></p> <p>担当は、上記2の納付能力調査結果等に基づき、徴収システムの「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において、<u>納税の猶予許可（納税の猶予期間延長許可）又は納税の猶予不許可（納税の猶予期間延長不許可）の決議内容を入力して起案する。</u></p> <p>なお、<u>納税の猶予申請があった国税のうち一部の国税について猶予の許可決議を行う場合又は猶予期間の延長申請がされた延長期間の一部の期間について期間延長の許可決議を行う場合は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面に表示される国税一覧から猶予許可決議の対象となる国税を選択し、納付計画、猶予期間等を変更した上で、決議を行う。この場合においては、出力さ</u></p>

改正後	改正前
<p>テムの「猶予決議・猶予取消決議」画面に表示される国税一覧から猶予許可決議の対象となる国税を選択し、「一部許可」にチェックして、納付計画、猶予期間等を変更した上で、決議を行う。</p> <p>おって、納税の猶予を不許可とする場合の「納税の猶予（期間延長）不許可通知書」又は上記の猶予申請の一部について許可する場合等の納税者宛の通知書には、行審法第 57 条第 1 項及び行訴法第 46 条第 1 項に定められている事項の教示並びに行手法第 8 条に定められている理由附記を行う（本編第 3 章第 60 の 1(4)口《納税の猶予（期間延長）不許可》、別表 9 及び 10 参照）。</p> <p>(注) 1 「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において、「<u>延長申請見込み</u>」にチェックをすることで、<u>猶予期間終了日の 1 月前に、徴収システムのトピックス「猶予期間終了近接」に計上されることから、事案の進行管理のため、</u> <u>全件「延長申請見込み」にチェックをして決議を行う。</u></p> <p>2 当該決議については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われる。</p> <p>なお、猶予決議に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上のその徴収決定口座に対して督促保留区分及び督促保留期限が自動設定される。</p> <p>3 当該決議の最終決裁により猶予に係る国税の時効管理区分が「停止中」に、時効完成見込年月日が「平成 88 年 8 月 8 日」に更新される。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第 4 章 8・1・4・2～6〕</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>れる「<u>納税の猶予（期間延長）許可決議書</u>」等に申請に係る一部を許可できない旨を手書きで補完記入することに留意する。</p> <p>おって、納税の猶予を不許可とする場合の「納税の猶予（期間延長）不許可通知書」又は猶予申請の一部について許可する場合の「<u>納税の猶予（期間延長）許可通知書</u>」には、行審法第 57 条第 1 項及び行訴法第 46 条第 1 項に定められている事項の教示並びに行手法第 8 条若しくは第 14 条に定められている理由附記を行う（本編第 3 章第 60 の 1(4)口《納税の猶予（期間延長）不許可》、別表 9 及び 10 参照）。</p> <p>(注) (新設)</p> <p>1 猶予決議については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われる。</p> <p>なお、猶予決議に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上のその徴収決定口座に対して督促保留区分及び督促保留期限が自動設定される。</p> <p>2 猶予決議の最終決裁により猶予に係る国税の時効管理区分が「停止中」に、時効完成見込年月日が「平成 88 年 8 月 8 日」に更新される。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第 4 章 8・1・4・2～6〕</p> <p>(2) (同左)</p> <p>4 担保の徴取</p> <p>納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければ</p>

改正後	改正前
<p><b>4 換価の猶予の検討</b></p> <p>納税の猶予の要件に該当しない場合であっても、<u>滞納者が納税について誠実な意思を有し、当該国税を一時に納付することができないと認められるときは、本節第 73《職権による換価の猶予》及び第 73-2《申請による換価の猶予》に定めるところにより換価の猶予の適用を検討する。</u></p> <p><b>5 猶予中の処理</b></p> <p>猶予処理を行った納税者については、猶予期間中の納付について、的確に履行監視を行うとともに、<u>通則法第 49 条第 1 項各号に掲げる事実を把握した場合には、遅滞なく事後調査を行い、猶予の取消し又は猶予期間の短縮等について検討し、適切に処理する。</u></p> <p>なお、猶予を取り消す場合は、<u>猶予通達及び本節第 78《猶予の取消し等》に定めるところにより処理する。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第 4 章 8・1・4・7～8〕</p> <p><b>第 73 職権による換価の猶予</b></p> <p><u>徴収法第 151 条に規定する換価の猶予（以下「職権による換価の猶予」という。）の処理に当たっては、猶予通達に定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。</u></p>	<p><u>ならない。ただし、その猶予に係る税額が 50 万円以下である場合、通則法第 50 条各号に掲げる担保がない場合、担保を徴することにより事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合等は、担保を徴さないことができる（通則法第 46 条第 5 項、通基通第 46 条関係 14）。</u></p> <p><b>5 換価の猶予の検討</b></p> <p>納税の猶予の要件に該当しない場合であっても、滞納者が当該国税を一時に納付することができないと認められるときは、<u>本節第 73《換価の猶予》に定めるところにより換価の猶予の適用の可否を検討する。</u></p> <p><b>6 猶予中の処理</b></p> <p>猶予処理を行った納税者については、猶予期間中の納付について、的確に履行監視を行うとともに、<u>通則法第 49 条第 1 項各号に掲げる事実を把握した場合、新たに滞納が発生した場合、資力が著しく増加したと認められる場合等には、遅滞なく事後調査を行い、猶予の取消し又は猶予期間の短縮等について検討し、適切に処理する。</u></p> <p>なお、猶予を取り消す場合は、<u>猶予通達及び本節第 78《猶予の取消し等》に定めるところにより処理する。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第 4 章 8・1・4・7～8〕</p> <p><b>第 73 換価の猶予</b></p> <p><u>換価の猶予は、納税について誠実な意思を有すると認められる滞納者について一定の事由がある場合に、署長等が職権により差し押さえた財産の換価を猶予し、また、この場合において必要と認めるときに財産を差し押さえることを猶予するものである（徴収法第 151 条）。</u></p>

改正後	改正前
<p>1 納付能力調査</p> <p><u>職権による換価の猶予における納付能力調査</u>については、本節第72の2《納付能力調査》に準じて行う。</p> <p>2 猶予の決議等</p> <p>(1) 猶予の決議</p> <p>担当は、<u>職権による換価の猶予を行う場合は</u>、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面において、換価の猶予（期間延長）の決議内容を入力して起案する。</p> <p><u>なお、職権による換価の猶予における猶予期間の始期は、換価の猶予の決議を起案した日とするが、当該決議の起案日より前に通則法第55条第1項第1号による納付受託をした場合は、当該納付受託を行った日を猶予期間の始期とする。</u></p> <p>お<u>っ</u>て、猶予に当たり、担保の提供がある場合は、あらかじめ徴収システムに担保情報を登録した上で、<u>換価の猶予の決議</u>を行うことに留意する（本節第79《担保》参照）。</p> <p>(注) 1 <u>職権による換価の猶予に係る決議については、納税の猶予とは異なり、未督促の場合でも督促を保留する必要があることから、債権管理システムへの管理連絡は行われず、決議書の副本も出力されない。</u></p>	<p><u>換価の猶予の処理に当たっては、猶予通達に基づき、①納税についての誠実な意思を有すること、②納税の猶予の適用を受けていないこと、③徴収法第151条第1項各号の一定の事由に該当すると認められること、④原則として滞納国税の額に相当する財産の差押え又は担保の提供があること等について、必要な調査を迅速かつ的確に実施し、その結果、法令等の要件に該当する場合に行う。</u></p> <p>1 納付能力調査</p> <p>換価の猶予における納付能力調査については、本節第72の2《納付能力調査》に準じて行う。</p> <p>2 猶予の決議等</p> <p>(1) 猶予の決議</p> <p>担当は、換価の猶予を行う場合は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面において、換価の猶予（期間延長）の決議内容を入力して起案する。</p> <p>なお、猶予に当たり、担保の提供がある場合は、あらかじめ徴収システムに担保情報を登録した上で、<u>猶予決議</u>を行うことに留意する（本節第79《担保》参照）。</p> <p>(注) 1 <u>猶予決議については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われる。</u></p> <p>なお、<u>猶予決議に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上の徴</u></p>



改正後	改正前
<p>2 当該決議の最終決裁により猶予に係る国税の時効管理区分が「停止中」に、時効完成見込年月日が「平成 88 年 8 月 8 日」に更新される。 〔操：第 4 章 8・1・6〕</p> <p>(2) 決議書等の出力及び送達等 担当は、上記(1)の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>① 「換価の猶予（期間延長）決議書」（様式 307010-064、同 074） 滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>(削除)</p> <p>② 「換価の猶予（期間延長）通知書」（様式 307010-066、同 076） 滞納者に送達する。 なお、当該決議について、保証人又は物上保証人がある場合は、次の帳票を併せて出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>③ 「換価の猶予（期間延長）通知決議書（保証人用）」（様式 307010-067、同 077） 滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>④ 「換価の猶予（期間延長）通知書（保証人用）」（様式 307010-068、同 078） 保証人又は物上保証人に送達する。 〔操：第 1 章 6・1・1〕</p> <p>(削除)</p>	<p><u>収決定口座に対して督促保留区分及び督促保留期限が自動設定される。</u></p> <p>2 猶予決議の最終決裁により猶予に係る国税の時効管理区分が「停止中」に、時効完成見込年月日が「平成 88 年 8 月 8 日」に更新される。 〔操：第 4 章 8・1・6〕</p> <p>(2) 決議書等の出力及び送達等 担当は、上記(1)の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>① 「換価の猶予（期間延長）決議書」（様式 307010-064、同 074） 滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>② 「換価の猶予（期間延長）決議書（副本）」（様式 307010-065、同 075） <u>統括官等の確認印の押印を受け、管理運営部門に回付する。</u></p> <p>③ 「換価の猶予（期間延長）通知書」（様式 307010-066、同 076） 滞納者に送達する。 なお、当該<u>猶予</u>決議について、保証人又は物上保証人がある場合は、次の帳票を併せて出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>④ 「換価の猶予（期間延長）通知決議書（保証人用）」（様式 307010-067、同 077） 滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>⑤ 「換価の猶予（期間延長）通知書（保証人用）」（様式 307010-068、同 078） 保証人又は物上保証人に送達する。 〔操：第 1 章 6・1・1〕</p> <p><u>3 担保の徴取</u> <u>換価の猶予をする場合の担保の徴取については、本節第 72 の 4 《担保の徴取》に準じて処理する。</u></p>

改正後	改正前
<p><b>3 猶予中の処理</b></p> <p>猶予処理を行った滞納者については、猶予期間中の納付について、的確に履行監視を行うとともに、徴収法第152条第3項において準用する通則法第49条第1項各号に掲げる事実を把握した場合には、遅滞なく事後調査を行い、猶予の取消し又は猶予期間の短縮等について検討し、適切に処理する。</p> <p>なお、猶予を取り消す場合は、猶予通達及び本節第78《猶予の取消し等》に定めるところにより処理する。</p> <p><b>第73-2 申請による換価の猶予</b></p> <p><u>徴収法第151条の2に規定する換価の猶予（以下「申請による換価の猶予」という。）の処理に当たっては、猶予通達に定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。</u></p> <p><b>1 換価の猶予申請</b></p> <p><u>担当は、滞納者から「換価の猶予申請書」（様式307010-056-6）又は「換価の猶予期間延長申請書」（様式307010-056-12）が提出された場合は、遅滞なく事実関係等を調査、把握した上で、適切に処理する。</u></p> <p><u>なお、申請に係る処理は、第72の1《納税の猶予申請》に準じて行うが、申請に係る国税が未督促であった場合は、督促状が送付されるため、その旨を滞納者に確実に説明する。</u></p> <p><u>また、申請に係る国税で、納期限の翌月末までに督促状が送付されなかったもののうち、必要なものについては、「各課部門事務連絡せん」（管理運営事務提要（様式編）様式管理番号110-003）に必要事項を記載の上、早期に督促状を送付するよう管理運営部門に依頼する。</u></p>	<p><b>4 猶予中の処理</b></p> <p>猶予処理を行った滞納者については、猶予期間中の納付について、的確に履行監視を行うとともに、徴収法第152条において準用する通則法第49条第1項各号に掲げる事実を把握した場合、<u>新たに滞納が発生した場合、資力が著しく増加したと認められる場合等</u>には、遅滞なく事後調査を行い、猶予の取消し又は猶予期間の短縮等について検討し、適切に処理する。</p> <p>なお、猶予を取り消す場合は、猶予通達及び本節第78《猶予の取消し等》に定めるところにより処理する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>お</u>って、未督促の場合は、徴収システムのトピックス機能による申請の処理状況の確認ができないことから、当該申請に係る処理状況の進行管理のため、速やかに申請事績を管理する整理簿（以下「納税の猶予等申請整理簿」という。）に申請事績を記載する。</p> <p>統括官等は、徴収システムのトピックス機能又は「納税の猶予等申請整理簿」を活用して、申請に係る処理状況を把握するとともに、適宜、担当に必要な指示を行うなど適切に事案の進行管理を行う。</p> <p><u>(注)</u> 納税の猶予の申請とは異なり、換価の猶予の申請に係る国税が未督促の場合であっても督促を保留する必要がないことから、債権管理システムへの管理連絡は行われない。</p> <p><b>2 納付能力調査</b></p> <p>申請による換価の猶予における納付能力調査については、本節第72の2《納付能力調査》に準じて行う。</p> <p><b>3 猶予の決議等</b></p> <p>(1) 猶予の決議</p> <p>担当は、申請による換価の猶予の許可又は不許可を行う場合は、本節第72の3(1)《猶予の許可（不許可）決議》に準じて行う。</p> <p><u>(注)</u> 申請による換価の猶予に係る決議については、納税の猶予とは異なり、未督促の場合でも督促を保留する必要がないことから、債権管理システムへの管理連絡は行われず、決議書の副本も出力されない。</p> <p>(2) 決議書等の出力及び送達等</p> <p>担当は、上記(1)の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴</p>	

改正後	改正前
<p>収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>① 「<u>換価の猶予（期間延長）（許可）（不許可）決議書</u>」（様式 307010-056-18、同 056-23、同 056-27、同 056-32）  <u>滞納処分票に編てつして保管する。</u></p> <p>② 「<u>換価の猶予（期間延長）（許可）（不許可）通知書</u>」（様式 307010-056-19、同 056-20、同 056-24、同 056-28、同 056-29、同 056-33）  <u>滞納者に送達する。</u>  <u>なお、当該決議について、保証人又は物上保証人がある場合は、次の帳票を併せて出力し、それぞれ次のとおり処理する。</u></p> <p>③ 「<u>換価の猶予（期間延長）（許可）（不許可）通知決議書（保証人用）</u>」（様式 307010-056-21、同 056-25、同 056-30、同 056-34）  <u>滞納処分票に編てつして保管する。</u></p> <p>④ 「<u>換価の猶予（期間延長）通知書（保証人用）</u>」（様式 307010-056-22、同 056-26、同 056-31、056-35）  <u>保証人又は物上保証人に送達する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〔操：第1章6・1・1〕</u></p> <p><b>4 猶予中の処理</b>  <u>申請による換価の猶予をした滞納者については、本節第 73 の 3 《猶予中の処理》に準じて処理する。</u></p> <p><b>第 74 徴収の猶予</b>  （省略）  1 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p><b>第 74 徴収の猶予</b>  （同左）  1 （同左）</p>

改正後	改正前
<p><b>2 徴収の猶予決議</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(注) 1 <u>当該決議については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われ、その猶予に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上のその徴収決定口座に対して督促保留区分及び督促保留期限が自動設定される。</u></p> <p>2 <u>当該決議の最終決裁により猶予に係る国税の時効管理区分が「停止中」に、時効完成見込年月日が「平成 88 年 8 月 8 日」に更新される。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 徴収の猶予期間の終了</p> <p>(省略)</p> <p>(注) <u>徴収の猶予期間終了については、最終決裁者の決裁を了しても債権管理システムに管理連絡がされないため、当該決議に係る国税に未督促の国税がある場合は、「各課部門事務連絡せん」(管理運営事務提要(様式編)様式 110-003)に必要事項を記載の上、管理運営部門に督促保留の解除の入力を依頼する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><b>第 75 納付受託</b></p> <p><u>納付受託については、猶予通達の定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。</u></p>	<p><b>2 徴収の猶予決議</b></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(注) 1 <u>猶予決議については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われ、その猶予に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上のその徴収決定口座に対して督促保留区分及び督促保留期限が自動設定される。</u></p> <p>2 <u>猶予決議の最終決裁により猶予に係る国税の時効管理区分が「停止中」に、時効完成見込年月日が「平成 88 年 8 月 8 日」に更新される。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 徴収の猶予期間の終了</p> <p>(同左)</p> <p>(注) <u>徴収の猶予期間終了については、最終決裁者の決裁を了しても債権管理システムに管理連絡がされないため、当該猶予決議に係る国税に未督促の国税がある場合は、徴収システムの「様式ファイルダウンロード」画面から「督促保留連絡せん」(様式 307010-109)を出力し、管理運営部門に督促保留の解除の入力を依頼する。</u></p> <p><b>3 担保の徴取</b></p> <p><u>徴収の猶予をする場合の担保の徴取については、本節第 72 の 4 《担保の徴取》に準じて処理する。</u></p> <p><b>第 75 納付受託</b></p> <p><u>納付受託は、納税者が通則法第 55 条第 1 項各号に掲げる国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の証券を提供して国税の納付を委託した場合において、その提供された証券の取立て及び納付を納税者に代わって徴収職員が</u></p>

改正後	改正前
<p>1 徴収上有利と認められる場合の納付受託</p> <p>(1) 徴収上有利と認められる場合</p> <p>納税者から、滞納国税を一時に納付することが困難である旨の申出があった場合において、分割納付を認めるときは、原則として納税の猶予又は換価の猶予（以下、本節において「納税の猶予等」という。）を適用することとする。ただし、納税者が納税について誠実な意思を有すると認められる場合において、次のいずれにも該当するときは、通則法第 55 条第 1 項第 3 号の徴収上有利と認められるものとして、納付受託による分割納付を認めることとして差し支えない。</p> <p>① おおむね 6 月以内に完納する分割納付計画であること。</p> <p>② 納税者の事業の状況、収支や財産の状況その他の事情からみて確実な履行が見込まれること。</p> <p>③ 分割納付の期間中に新たな滞納の発生が見込まれないこと。</p> <p>(2) 事前説明</p> <p>上記(1)の納付受託により分割納付を認める場合は、事前に次に掲げる事項を納税者に説明し、納税者が納税の猶予等によることを申し出た場合には納税の猶予等を行うことを検討する。</p> <p>① 納税の猶予等を受ける場合との相違点（納税の猶予等の場合は申請書等の提出が必要であること、納税の猶予等が認められた場合には延滞税の全部又は一部が免除されること）</p>	<p>行う手続である。</p> <p>納付受託は、提供された証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限りすることができる。この場合において「最近」とは、おおむね 6 か月以内をいう（通基通第 55 条関係 3）。</p> <p>なお、納付受託により担保の提供の必要がないと認められるときは、担保の提供があったものとしてすることができる（通則法第 55 条第 4 項）。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>② <u>分割納付の不履行又は新たな滞納が発生した場合の、財産の差押え等の実施</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>徴収システムへの入力</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>未督促事案についての納付受託</u></p> <p><u>未督促事案について納付受託による分割納付を認める場合は、本編第1章第1節第38の4《督促状発付前に納付相談を受けた場合等の処理》に掲げる処理を行った上で、上記(1)及び(2)の処理を行う。</u></p> <p>4 <u>納付受託証券の管理</u></p> <p>(1) <u>受託証券情報の入力</u></p> <p>(省略)</p> <p>(注) <u>納税の猶予等の処理と併せて納付受託を行う場合は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面の「納付計画」欄に分割納付計画と併せて納付受託証券の記号番号を入力することとし、別途、「納付受託」の決議を行わない。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章10〕</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5 <u>納付受託中の処理</u></p> <p><u>上記1(1)による納付受託をした場合は、分割納付計画に基づく納付についての確に履行監視を行い、分割納付の不履行又は新たな滞納が発生した場合等においては、納付催告を行い又は状況に応じて滞納処分に移行するなど、時期を失することなく適切</u></p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 <u>徴収システムへの入力</u></p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>納付受託証券の管理</u></p> <p>(1) <u>受託証券情報の入力</u></p> <p>(同左)</p> <p>(注) <u>納税の猶予又は換価の猶予の処理と併せて納付受託を行う場合は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面の「納付計画」欄に納付計画と併せて納付受託証券の記号番号を入力することとし、別途、「納付受託」の決議を行わない。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章10〕</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>に対応する。</u></p> <p><u>なお、滞納処分に移行する場合において、受託中の証券があるときは、納付受託を取り消すことに留意する。</u></p> <p><u>、おって、不履行となった納付額又は新たに滞納となった税額について、次回の分割納付の期限（不履行分が最終回であった場合はおおむね1月後）までに納付できると認められ、かつ、納付受託を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合には、引き続き納付受託を継続することとして差し支えない。</u></p> <p>第76 納付誓約</p> <p>1 納付誓約による分割納付</p> <p>(1) 納付誓約による分割納付が認められる場合</p> <p><u>納税者から、滞納国税を一時に納付することが困難である旨の申出があった場合において、分割納付を認めるときは、原則として納税の猶予等を適用することとする。ただし、納税者が納税について誠実な意思を有すると認められる場合において、次のいずれにも該当するときは、「納付誓約書」（様式307010-085）を徴取した上で分割納付を認めることとして差し支えない。</u></p> <p>① <u>おおむね3月以内に完納する計画であること。</u></p> <p>② <u>納税者の事業の状況、収支や財産の状況その他の事情からみて確実な履行が見込まれること。</u></p> <p>③ <u>分割納付の期間中に新たな滞納の発生が見込まれないこと。</u></p> <p>(2) 事前説明</p> <p><u>上記(1)の納付誓約により分割納付を認める場合は、事前に次に掲げる事項を納税者に説明し、納税者が納税の猶予等によることを申し出た場合には納税の猶予等を行うことを検討する。</u></p> <p>① <u>納税の猶予等を受ける場合との相違点（納税の猶予等の場合は申請書等の提出</u></p>	<p>第76 納付誓約</p> <p>(新設)</p> <p><u>納付誓約は、納税についての誠実な意思が認められる納税者から短期間（おおむね3か月以内）の完納の申出があり、事業の状況、収支や財産の状況等に応じた納付計画により確実な納付が見込まれる場合において、担保の提供等の手続を行うことなく分割納付を認めるものである。</u></p>



改正後	改正前
<p><u>が必要であること、納税の猶予等が認められた場合には延滞税の全部又は一部が免除されること)</u></p> <p>② <u>分割納付の不履行又は新たな滞納が発生した場合の、財産の差押え等の実施</u></p> <p><b>2 納付誓約書の徴取</b></p> <p>納付誓約による分割納付を認める場合は、徴収職員と納税者の双方において<u>分割納付計画を確認するため、納税者が署名・押印した「納付誓約書」の提出を受ける。</u>この場合、提出された「納付誓約書」の写しを作成し、提出されたものと写しのいずれにも収受印を押印して、写しを納税者に交付する。</p> <p>(削除)</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p><b>3 徴収システムへの入力等</b></p> <p>(1) 納付誓約の入力</p> <p>担当は、<u>納税者から「納付誓約書」の提出を受けた場合は、当該分割納付計画に基づき、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面において、納付誓約の内容を入力して起案する。</u>この場合は、「猶予決議・猶予取消決議」画面の「納付誓約書の提出」欄にチェックを入れるとともに、同画面上で自動付番される決</p>	<p><b>1 納付誓約書の徴取</b></p> <p>納付誓約による分割納付を認める場合は、<u>原則として、徴収職員と納税者の双方において納付計画を確認するため、納税者が署名・押印した「納付誓約書」(様式307010-085)の提出を受ける。</u>この場合、提出された「納付誓約書」の写しを作成し、提出されたものと写しのいずれにも収受印を押印して、写しを納税者に交付する。</p> <p><u>なお、「納付誓約書」の提出を受ける時は、今後納期限が到来する国税について滞納が発生した場合及び納付の不履行や新たに滞納が発生した場合には、差押え等の滞納処分を行うこととなる旨を説明する。</u></p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p><b>3 「納付誓約書」の提出がない場合は、納税者に「滞納税金目録」等を交付して担当と滞納者の双方で滞納残高を確認するなどにより、債務額を承認させるとともに、「滞納税金目録」等国税債権の現在額が表示された書類及びその写しに債務額を確認した旨の署名・押印を徴して、徴収システムの「滞納整理事績」にその旨を記録するものとする。</b></p> <p><b>2 徴収システムへの入力等</b></p> <p>(1) 納付誓約の入力</p> <p>担当は、<u>滞納者から「納付誓約書」の提出を受けた場合又は「納付誓約書」の提出はないものの、分割納付等の申出を認めた場合は、当該納付計画に基づき、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面において、納付誓約の内容を入力して起案する。</u>この場合において、<u>「納付誓約書」の提出がある場合は、「猶予決議・</u></p>

改正後	改正前
<p>議書番号を「納付誓約書」の<u>税務署整理欄</u>に記載する。</p> <p>また、提出を受けた「納付誓約書」は、起案時に統括官等に回付して決裁を了した後、滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・2〕</p> <p>(2) 時効完成見込年月日等の更新</p> <p>「納付誓約書」の提出を受けた場合は、承認により時効が中断するため、<u>上記(1)により「猶予決議・猶予取消決議」画面の「納付誓約書の提出」欄にチェックを入れて起案することで、最終決裁後に時効完成見込年月日等が自動更新される。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>(3) <u>未督促事案についての納付誓約</u></p> <p>未督促事案について納付誓約による分割納付を認める場合は、本編第1章第1節第38の4《督促状発付前に納付相談を受けた場合等の処理》に掲げる処理を行った上で、上記(1)及び(2)の処理を行う。</p> <p><b>4 納付誓約中の処理</b></p> <p>納付誓約による分割納付を認めた場合は、<u>分割納付計画に基づく納付についての確に履行監視を行い、分割納付の不履行又は新たな滞納が発生した場合等においては、納付催告を行い又は状況に応じて滞納処分に移行するなど、時機を失することなく適切に対応する。</u></p> <p>なお、不履行となった納付額又は新たに滞納となった税額について、<u>次回の分割納付の期限（不履行分が最終回であった場合はおおむね1月後）までに納付できると認められ、かつ、分割納付を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合には、引</u></p>	<p>「猶予取消決議」画面の「納付誓約書の提出」欄にチェックを入れるとともに、同画面上で自動付番される決議書番号を「納付誓約書」の余白に記載する。</p> <p>また、提出を受けた「納付誓約書」は、起案時に統括官等に回付して決裁を了した後、滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・2〕</p> <p>(2) 時効完成見込年月日等の更新</p> <p><u>担当は、納付誓約に当たり、「納付誓約書」の提出又は「滞納税金目録」等国税債権の現在額が表示された書類に債務額を確認した旨の署名・押印を徴した場合は、承認により時効が中断するため、徴収システムへの納付誓約内容の入力時に、「猶予決議・猶予取消決議」画面の「納付誓約書の提出」欄にチェックを入れ、時効完成見込年月日等を更新する。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>(3) <u>仮滞納等の納付誓約</u></p> <p><u>仮滞納事案又は未督促事案について納付誓約を行う場合は、本編第1章第1節第38の4《督促状発付前に納付相談を受けた場合等の処理》に掲げる処理を行った上で、上記(1)及び(2)の処理を行う。</u></p> <p><b>3 納付誓約中の処理</b></p> <p><u>納付誓約を行った納税者については、納付計画に基づく納付についての確に履行監視を行い、納付不履行や新たに滞納が発生した場合等には、納付催告を行い又は状況に応じて滞納処分に移行するなど、時機を失することなく適切に対応する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>き続き分割納付の履行を監視することとして差し支えない。</u></p> <p>第77 分割納付額の算出及びシステムによる納付履行判定</p> <p>1 分割納付額の算出等</p> <p><u>納税の猶予、換価の猶予、徴収の猶予、納付受託又は納付誓約による分割納付について、分割納付計画の検討、分割納付額の算出及び納付書の作成を行う場合は、徴収システムの「延滞税シミュレート計算」機能を活用する。この場合、「延滞税シミュレート計算」画面において入力した納付計画等は、納税の猶予の決議等の入力時に反映することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・9〕</p> <p>2 納付履行判定</p> <p>納付履行判定とは、徴収システムの「延滞税シミュレート計算」機能を経て「猶予決議・猶予取消決議」画面の「納付計画」欄を入力した場合において、各納付予定日から14日が経過した日までにその分割納付計画に基づく納付の履行の有無を、徴収システムにおいて自動で判定する機能である。</p> <p>(注) 「延滞税シミュレート計算」機能を経ずに「猶予決議」画面において分割納付計画を入力した場合は、徴収システムによる納付履行判定が行われず、また、<u>催告対象事案については、催告システムに分割納付計画が連絡されないことから、確実に「延滞税シミュレート計算」機能を活用する。</u></p> <p>当該機能により納付不履行と判定された場合は、徴収システム上、次に掲げる機能に納付不履行の事績が反映されるので、担当及び統括官等は、猶予中の滞納事案の進行管理及び処理方針の検討等に活用する。</p> <p>また、統括官等は、納付履行判定機能の活用と併せて、徴収システムの「進行管理2」画面から、随時「猶予事案一覧表」(様式204030-013)を出力するなどにより、<u>的確に猶予中の滞納事案の進行管理を行う。</u></p>	<p>第77 分割納付額の算出及びシステムによる納付履行判定</p> <p>1 分割納付額の算出等</p> <p><u>猶予等の処理に当たっての納付計画の検討、分割納付額の算出及び納付書の作成については、徴収システムの「延滞税シミュレート計算」を活用する。この場合、「延滞税シミュレート計算」画面において入力した納付計画等は、各猶予決議の入力時に反映することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・9〕</p> <p>2 納付履行判定</p> <p>納付履行判定とは、徴収システムの「延滞税シミュレート計算」機能を経て「猶予決議・猶予取消決議」画面の「納付計画」欄を入力した場合において、各納付予定日から14日が経過した日までにその納付計画に基づく納付の履行の有無を、徴収システムにおいて自動で判定する機能である。</p> <p>(注) 「延滞税シミュレート計算」機能を経ずに「猶予決議」画面において納付計画を入力した場合は、徴収システムによる納付履行判定が行われ<u>ないことに留意する。</u></p> <p>当該機能により納付不履行と判定された場合は、徴収システム上、次の機能に納付不履行の事績が反映されるので、担当及び統括官等は、猶予中の滞納事案の進行管理及び処理方針の検討等に活用する。</p> <p>また、統括官等は、納付履行判定機能の活用と併せて、徴収システムの「進行管理2」画面から、随時「猶予事案一覧表」(様式204030-013)を出力するなどにより、<u>的確に猶予中の滞納事案の進行管理を行う。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>トピックスによる確認</u></p> <p>徴収システムの「トピックス」画面の「<u>納付不履行</u>」及び「<u>納付不履行（内 猶予取消確認）</u>」には、納付予定日単位で納付不履行と判定された<u>事案</u>が一覧表示される。当画面に表示された<u>事案の収納事績等</u>は、「<u>滞納国税情報</u>」画面で確認することができる。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第2章2・2、第3章1・4〕</p> <p>(2) <u>納付計画（決議）単位の確認</u></p> <p>徴収システムの「<u>猶予入力</u>」画面には、納付計画（決議）単位の履行判定結果（対象外、未判定、履行、一部履行、不履行又は終了）が表示される。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・1〕</p> <p>(3) <u>納付予定日単位の確認</u></p> <p>徴収システムの「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面の「<u>納付計画</u>」欄には、納付予定日単位の履行判定結果（未判定（空欄）、履行（○）又は不履行（×））が表示される。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1〕</p> <p>（注） 徴収システム上で自動判定した履行判定結果は、債権管理システムにおける<u>収納登記の時期</u>により誤差が生じることから、<u>統括官等</u>は、徴収システムの「<u>滞納国税情報</u>」画面において<u>分割納付計画</u>に係る<u>収納事績</u>を確認し、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において判定結果を適宜訂正する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第3章1・4〕</p>	<p>(1) <u>トピックス（納付不履行）</u></p> <p>徴収システムの「トピックス」画面の「<u>予定一覧（納付不履行）</u>」には、納付予定日単位で納付不履行と判定された<u>滞納事案</u>が一覧表示される。当画面に表示された<u>滞納事案の収納事績等</u>を「<u>滞納国税情報</u>」画面で確認する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第2章2・2、第3章1・4〕</p> <p>(2) <u>猶予の入力</u></p> <p>徴収システムの「<u>猶予入力</u>」画面には、納付計画（決議）単位の履行判定結果（対象外、未判定、履行、一部履行、不履行又は終了）が表示される。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・1〕</p> <p>(3) <u>猶予決議</u></p> <p>徴収システムの「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面の「<u>納付計画</u>」欄には、納付予定日単位の履行判定結果（未判定（空欄）、履行（○）又は不履行（×））が表示される。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1〕</p> <p>（注） 徴収システム上で自動判定した履行判定結果は、債権管理システムにおける<u>収納登記の時機</u>により誤差が生じることから、<u>担当</u>は、徴収システムの「<u>滞納国税情報</u>」画面において<u>納付計画</u>に係る<u>収納事績</u>を確認し、「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において判定結果を適宜訂正する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第3章1・4〕</p>
<p>第78 猶予の取消し等</p> <p>1 納税の猶予等の取消し等</p> <p>（削除）</p> <p>納税の猶予等の取消し、猶予期間の短縮又は分割納付計画の変更（以下この項にお</p>	<p>第78 猶予の取消し等</p> <p>1 納税の猶予又は換価の猶予の取消し</p> <p>(1) 取消等事由</p> <p>納税の猶予又は換価の猶予を受けた納税者が次に掲げる事由のいずれかに該当</p>

改正後	改正前
<p>いて「猶予の取消し等」という。)の処理に当たっては、<u>猶予通達の定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。</u></p> <p>(1) 弁明の聴取</p> <p>担当は、<u>納税の猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合において、弁明の聴取をするときは、徴収システムの「滞納整理関係書式出力」画面から「納税の猶予の取消し（期間短縮）に対する弁明を求めためのお知らせ」（様式 307010-062）を出力して猶予を受けた者に送付することにより行う。</u></p> <p>なお、弁明を聴取する方法は、口頭又は書面のいずれによってもよいが、口頭による場合は、その事績を徴収システムの「滞納整理事績」に入力し、明確に記録する。</p> <p>(注) 換価の猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合は、弁明を聴取する必要はないが、取消しの原因となる事由が生じた理由など納税者の実情を十分</p>	<p>する場合は、その猶予を取り消し又は猶予期間を短縮することができる（<u>通則法第 49 条第 1 項、徴収法第 152 条。</u>）</p> <p>イ <u>繰上請求事由（通則法第 38 条第 1 項各号）があり、かつ、猶予期間内に完納することができないと認められるとき</u></p> <p>ロ <u>分割した金額（通則法第 46 条第 4 項）ごとに猶予期間を定めた場合で、その定められた猶予期間内にその金額を納付しないとき</u></p> <p>ハ <u>署長等の増担保、保証人の変更等（通則法第 51 条第 1 項）の命令に応じないとき</u></p> <p>ニ <u>上記イからハに掲げる場合を除き、その者の財産の状況等の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき</u></p> <p>(2) 弁明の聴取</p> <p><u>納税の猶予の取消し又は納税の猶予期間の短縮をするときは、繰上請求事由があるときを除き、あらかじめ猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、猶予を受けた者が正当の理由がなく弁明しないときは、弁明を聴取することなく納税の猶予を取り消し又は猶予期間の短縮をすることができる（通則法第 49 条第 2 項）。</u></p> <p>担当は、弁明の聴取をする場合は、徴収システムの「滞納整理関係書式出力」画面から「納税の猶予の取消し（期間短縮）に対する弁明を求めためのお知らせ」（様式 307010-062）を出力して猶予を受けた者に送付することにより行う。</p> <p>なお、弁明を聴取する方法は、口頭又は書面のいずれによってもよいが、口頭による場合は、その事績を徴収システムの「滞納整理事績」に入力し、明確に記録する。</p> <p>(注) 換価の猶予の取消し又は<u>換価</u>の猶予期間の短縮をする場合は、弁明を聴取する必要はないが、取消しの原因となる事由が生じた理由など納税者の実情</p>

改正後	改正前
<p>に把握した上で行うことに留意する。</p> <p>(2) 猶予の取消し等の決議等</p> <p>イ 猶予の取消し等の決議</p> <p>担当は、<u>猶予の取消し等</u>をする場合は、徴収システムの「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において、<u>猶予の取消し等</u>の対象となる猶予決議書番号等の所要事項を選択又は入力して起案する。</p> <p>なお、<u>猶予の取消し等（分割納付計画の変更は、納税者に不利益となる変更をする場合に限る。）</u>をする場合の<u>納税者宛の通知書</u>には、行審法第 57 条第 1 項及び行訴法第 46 条第 1 項に定められている事項の教示並びに行手法第 8 条若しくは同法第 14 条に定められている理由附記を行う（本編第 3 章第 60 の 1(4)ハ《納税（換価）の猶予取消し・納税（換価）の猶予期間短縮・納税（換価）の猶予の納付計画変更》、別表 9 及び 10 参照）。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第 4 章 8・1・4〕</p> <p>(注) <u>納税の猶予の取消決議及び期間短縮決議</u>については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われる。</p> <p>なお、<u>納税の猶予の決議</u>に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上の徴収決定口座に対して督促保留期限の変更又は督促保留の解除が自動的に行われる。</p> <p>ロ 決議書等の出力及び送達等</p> <p>担当は、上記イの決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「<u>帳票出力</u>」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>① 「<u>納税（換価）の猶予取消（期間短縮）決議書</u>」  <u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書</u>」（様式 307010-031、同 052、同</p>	<p>を十分に把握した上で行うことに留意する。</p> <p>(3) 猶予の取消し等の決議等</p> <p>イ 猶予の取消し等の決議</p> <p>担当は、<u>納税の猶予又は換価の猶予の取消し若しくは猶予期間の短縮</u>をする場合は、徴収システムの「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において、<u>取消し又は猶予期間短縮</u>の対象となる猶予決議書番号等の所要事項を選択又は入力して起案する。</p> <p>なお、<u>猶予の取消し又は猶予期間を短縮する場合の「納税（換価）の猶予取消（又は期間短縮）通知書</u>」には、行審法第 57 条第 1 項及び行訴法第 46 条第 1 項に定められている事項の教示並びに行手法第 8 条若しくは同法第 14 条に定められている理由附記を行う（本編第 3 章第 60 の 1(4)ハ《納税（換価）の猶予取消し・納税（換価）の猶予期間短縮》、別表 9 及び 10 参照）。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第 4 章 8・1・4〕</p> <p>(注) <u>猶予の取消決議及び期間短縮決議</u>については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われる。</p> <p>なお、<u>猶予決議</u>に係る国税が未督促の場合は、債権管理システム上の徴収決定口座に対して督促保留期限の変更又は督促保留の解除が自動的に行われる。</p> <p>ロ 決議書等の出力及び送達等</p> <p>担当は、上記イの決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「<u>帳票出力</u>」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>① 「<u>納税（換価）の猶予取消（又は期間短縮）決議書</u>」（様式 307010-031、同 052、同 069）</p>

改正後	改正前
<p>056-1、同 069)</p> <p>滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>② 「納税（換価）の猶予取消（期間短縮）決議書（副本）」  <u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（副本）」</u>（様式 307010-032、同 053、同 056-2、同 070）</p> <p>統括官等の確認印の押印を受け、管理運営部門に回付する。<u>なお、換価の猶予の場合は、副本は出力されない。</u></p> <p><u>また、納税の猶予の納付計画変更決議の場合は、副本は出力されるものの、管理運営部門に回付する必要はない。</u></p> <p>③ 「納税（換価）の猶予取消（期間短縮）通知書」  <u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書」</u>（様式 307010-033、同 054、同 056-3、同 071）</p> <p>納税者に送達する。</p> <p>なお、<u>猶予の取消し等</u>をする決議について、保証人又は物上保証人がある場合は、次の帳票を併せて出力し、それぞれ次のおり処理する。</p> <p>④ 「納税（換価）の猶予取消（期間短縮）通知決議書（保証人用）」  <u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（保証人用）」</u>（様式 307010-034、同 055、同 056-4、同 072）</p> <p>滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>⑤ 「納税（換価）の猶予取消（期間短縮）通知書（保証人用）」  <u>「納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（保証人用）」</u>（様式 307010-035、同 056、同 056-5、同 073）</p> <p>保証人又は物上保証人に送達する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・1〕</p>	<p>滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>② 「納税（換価）の猶予取消（又は期間短縮）決議書（副本）」（様式 307010-032、同 053、同 070）</p> <p>統括官等の確認印の押印を受け、管理運営部門に回付する。</p> <p>③ 「納税（換価）の猶予取消（又は期間短縮）通知書」（様式 307010-033、同 054、同 071）</p> <p>納税者に送達する。</p> <p>なお、<u>取消し又は猶予期間の短縮</u>をする<u>猶予決議</u>について、保証人又は物上保証人がある場合は、次の帳票を併せて出力し、それぞれ次のおり処理する。</p> <p>④ 「納税（換価）の猶予取消（又は期間短縮）通知決議書（保証人用）」（様式 307010-034、同 055、同 072）</p> <p>滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>⑤ 「納税（換価）の猶予取消（又は期間短縮）通知書（保証人用）」（様式 307010-035、同 056、同 073）</p> <p>保証人又は物上保証人に送達する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・1〕</p>

改正後	改正前
<p><b>2 徴収の猶予の取消し</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 弁明の聴取</p> <p>徴収の猶予を取り消すときは、上記1(1)に準じて処理する。</p> <p>なお、弁明を聴取するための書式については、徴収システムの「滞納整理関係書式出力」画面から「納税の猶予の取消し(期間短縮)に対する弁明を求めるためのお知らせ」(様式 307010-062)を出力し、「納税の猶予」を「徴収の猶予」に訂正し、「期間短縮」を抹消して使用するものとする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注) 納税者に送達する「徴収の猶予取消通知書」には、行審法第57条第1項及び行訴法第46条第1項の教示並びに行手法第14条の理由附記は要しない。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・1〕</p> <p><b>3 取消し等後の滞納処分</b></p> <p>猶予を取り消し又は猶予期間が終了した場合において、滞納(未納)国税があるときは、直ちに滞納処分に着手するものとするが、未督促のものについては、督促状の発付等通常の手続を経る必要があることに留意する。</p> <p>また、猶予を取り消し又は猶予期間が終了した国税につき提供された担保がある場合は、本節第80《担保の処分》に定めるところにより適切に処理する。</p> <p><b>第79 担保</b></p>	<p><b>2 徴収の猶予の取消し</b></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 弁明の聴取</p> <p>徴収の猶予を取り消すときは、上記1(2)に準じて処理する。</p> <p>なお、弁明を聴取するための書式については、徴収システムの「滞納整理関係書式出力」画面から「納税の猶予の取消し(期間短縮)に対する弁明を求めるためのお知らせ」(様式 307010-062)を出力し、「納税の猶予」を「徴収の猶予」に訂正し、「期間短縮」を抹消して使用するものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(注) 納税者に送達する「徴収の猶予取消通知書」には、行審法第57条第1項及び行訴法第46条第1項の教示並びに行手法第8条若しくは同法第14条の理由附記は要しない。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・1〕</p> <p><b>3 取消し等後の滞納処分</b></p> <p>猶予を取り消し又は猶予期間が終了した場合において、滞納(未納)国税があるときは、直ちに滞納処分に着手するものとするが、未督促のものについては、督促状の発付等通常の手続を経る必要があることに留意する。</p> <p>なお、取り消した猶予又は猶予期間が終了した国税につき提供された担保がある場合は、本節第80《担保の処分》に定めるところにより適切に処理する。</p> <p><b>第79 担保</b></p> <p>署長等は、納税の猶予、換価の猶予又は徴収の猶予をする場合には、原則として、猶予に係る国税の額に相当する通則法第50条に定める担保を徴取しなければならない(別</p>



改正後	改正前
<p>担保の徴取に当たっては、猶予通達の定めによるほか、本項に定めるところにより適切に行う。</p> <p>1 担保の提供及び徴取手続</p> <p>(1) 共通事項</p> <p><u>担保の提供及び徴取は、猶予通達の定めによるほか、下記(2)から(4)に掲げる担保の種類に応じ、それぞれに定める手続により行う（別表 12 及び 13 参照）。</u></p> <p><u>なお、納税者及び保証人、物上保証人等の第三者から確認した内容については、徴収システムの滞納整理事績に的確に記録するとともに、確認書面及び照会回答等を滞納処分票に編てつして保管する。</u></p> <p><u>おって、担保として提供された財産に係る抵当権の変更の登記を嘱託する場合において、不登法第 66 条《権利の変更登記》の規定により、納税者から登記上の利害関係を有する第三者の承諾書の提出を受けたときは、その第三者に対し、猶予通達 42(4)《第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合の取扱い》に準じて承諾の意思を確認する。</u></p>	<p>表 12 及び 13 参照)。</p> <p>担保の徴取に当たっては、猶予通達の定めによるほか、本項に定めるところにより適切に行う。</p> <p>1 担保の提供及び徴取手続</p> <p><u>担保の提供及び徴取は、納税者から下記(1)イに掲げる書類を提出させるとともに、下記(2)から(4)に掲げる担保の種類に応じ、それぞれに定める手続により行う。この場合において、担保が第三者の所有財産等である場合は、下記(1)ロにより物上保証人等への確認を行うことに留意する。</u></p> <p>(1) 共通事項</p> <p>イ 提出書類</p> <p>(イ) <u>「担保提供書」(様式 307010-086)</u></p> <p>(ロ) <u>第三者の所有財産を担保とする場合の提出書類</u></p> <p>① <u>担保を提供することについての担保財産の所有者（第三者）の承諾書</u></p> <p>② <u>担保財産の所有者の「印鑑証明書」</u></p> <p>(ハ) <u>法人の所有財産を担保とする場合の提出書類</u></p> <p>① <u>法人の代表者の資格を証する書面（商業登記簿謄本等）</u></p> <p>② <u>法人の代表者の「印鑑証明書」</u></p> <p>(ニ) <u>制限行為能力者（民法第 20 条第 1 項）の所有財産を担保とする場合の提出書類</u></p> <p>① <u>制限行為能力者の法定代理人（特別代理人）又は保佐人若しくは補助人の資格を証する書面（戸籍謄本、保佐人等の登記事項証明書等）</u></p> <p>② <u>法定代理人又は保佐人若しくは補助人の「印鑑証明書」</u></p> <p>③ <u>保佐人又は補助人が担保の設定に同意した旨が記載された書面</u></p> <p>(注) ②の法定代理人は、その代理行為が民法第 826 条《親権者と子の利</p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>益相反行為》の規定に該当する場合は、特別代理人となる。</u></p> <p>(ホ) <u>担保が法人による保証（物上保証人を含む。）で、会社法第 356 条《競業及び利益相反取引の制限》、同法第 365 条《競業及び取締役会設置会社との取引等の制限》又は同法第 595 条《利益相反取引の制限》の規定に該当する場合の提出書類</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>その保証につき株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたことを証する書面</u></p> <p>ロ <u>物上保証人等への確認</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>担当は、提供を受けた担保が第三者の所有財産又は保証人の保証であるときは、じ後に争訟が生ずることのないよう、その第三者又は保証人（以下「物上保証人等」という。）が担保を提供する意思が明らかに認められる場合を除き、物上保証人等に対して、臨場等による面接又は文書照会等の方法により、次に掲げる事項を確認する。この場合において、面接により確認するときは、なるべく確認した事項を記載した書面を作成し、物上保証人等の署名押印を求めるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、担保として提供された財産に係る根抵当権変更の登記を嘱託する場合において、不登法第 66 条《権利の変更登記》の規定により、納税者からその権利を有する第三者の承諾書の提出を受けたときも、その第三者に対し、これに準じて確認する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>おって、既に物上保証人等の財産又は保証を国税の担保として徴しているもののうち、この確認を行う必要があると認められるものについても同様とする。</u></p> <p>(イ) <u>物上保証人等が、納税者の国税（附帯税を含む。）の担保として、財産の提供又は保証をすることにつき、納税者に対して承諾を与えていること。</u></p> <p>(ロ) <u>納税者から提出された担保提供書、抵当権設定登記承諾書、納税保証書、委任状又は供託書正本等の書類が真正に成立したものであること及びこれらの</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 国債、地方債、社債及びその他の有価証券  <u>国債、地方債、社債及びその他の有価証券が担保として提供された場合の入力等の手続は次による。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>書類のうち、物上保証人等が作成すべき又は市町村等から交付を受けるべき書類を納税者が作成し又は市町村等から交付を受けたものであるときは、物上保証人等が納税者にその作成等を委任していること。</u></p> <p>(二) <u>上記(ロ)に掲げる書類が納税者以外の者から提出されたときは、納税者が提出した者にその書類の提出を委任していること及びこれらの書類が真正に成立したものであること。</u></p> <p>(注) <u>担当は、上記の事項を確認したときは、徴収システムの滞納整理事績に記録するとともに、確認書面及び照会回答等を滞納処分票に編てつして保管する。</u></p> <p>(2) 国債、地方債、社債及びその他の有価証券  国債、地方債、社債及びその他の有価証券の担保提供手続は次による。</p> <p>イ <u>書類の提出等</u>  納税者に、次に掲げる担保の種類に応じてそれぞれの手続をさせる。  <u>なお、下記(イ)から(ロ)に掲げる財産に係る提出書類は、「担保提供書」に添付して提出させる。</u></p> <p>(イ) <u>国債、地方債及び署長等が確実と認める社債その他の有価証券</u>  <u>国債、地方債、社債及びその他の有価証券を供託させ、その「供託書正本」を提出させる。</u></p> <p>(注) <u>供託手続等については、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第9節第3款第6の2《共通事項の調査》を参照のこと。</u></p> <p>(ロ) <u>登録国債</u>  <u>日本銀行から交付を受けた「登録国債担保権登録済通知書」を提出させる。</u></p> <p>(ハ) <u>登録地方債及び登録社債</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>イ 担保情報の入力</p> <p>担当は、徴収システムの「各種財産入力」画面において、担保財産の情報を入力する（本編第5章第66の1《財産の基本情報等の入力》参照）。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章3・5〕</p>	<p><u>登録機関から交付を受けた「担保権登録内容証明書」を提出させる。</u></p> <p>(二) <u>振替株式等</u></p> <p><u>滞納者が担保提供する場合は、滞納者に「担保提供書」を提出させた上で、署長等名義の口座を管理する証券会社等の金融機関（以下、本項（第79の各項）において「指定金融機関」という。）に滞納者名義の口座を開設させ、担保提供する株式を開設した口座（保有欄）に振り替えた後、更に署長等名義の口座（質権欄）に振り替えさせる。</u></p> <p><u>滞納者以外の物上保証人が担保提供する場合は、滞納者に「担保提供書」を提出させた上で、指定金融機関に滞納者及び物上保証人名義の口座を開設させ、担保提供する株式を物上保証人名義で開設した口座（保有欄）を経由（振り替え）して滞納者名義で開設した口座（質権欄）に振り替えた後、更に署長等名義の口座（質権欄）に振り替えさせる。</u></p> <p><u>（注）1 署長等名義の口座（質権欄）への振替手続を了すると、指定金融機関から「担保振替に関する受入（差入）完了通知」が送付されるため、担当は、当該通知と「担保提供書」の記載内容を照合して、振替株式が担保として提供されたことを確認する。この場合において、当該通知は、担保提供関係書類として取り扱う。</u></p> <p><u>2 振替株式が担保提供されている間は、指定金融機関から「残高報告書」が毎月送付されるため、担当は、その内容を確認して担保提供関係書類（通知書）とともに保管する。</u></p> <p>ロ 徴収システムへの入力等</p> <p>(1) 担保情報の入力</p> <p>担当は、徴収システムの「各種財産入力」画面において、担保財産の情報を入力する（本編第5章第66の1《財産の基本情報等の入力》参照）。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章3・5〕</p>

改正後	改正前
<p>(注) <u>担保財産の所有者が納税者以外の者である場合は</u>、「財産関係者」画面（本編第5章第66の2《財産関係者の入力》参照）において、その所有者を「物上保証人」として登録することに留意する。</p>	<p>(注) <u>担保物所有者が納税者以外の者である場合は</u>、「財産関係者」画面（本編第5章第66の2《財産関係者の入力》参照）において、その所有者を「物上保証人」として登録することに留意する。</p>
<p style="text-align: right;">〔操：第4章3・6〕</p>	<p style="text-align: right;">〔操：第4章3・6〕</p>
<p>□ 起案</p>	<p>□ 起案</p>
<p>担当は、徴収システムの「担保登録」画面の財産一覧から対象となる財産の「財産入力（担保）」画面を表示させ、同画面の「担保提供日」欄に「担保提供書」の受領年月日を入力し、起案する。</p>	<p>担当は、徴収システムの「担保登録」画面の財産一覧から対象となる財産の「財産入力（担保）」画面を表示させ、同画面の「担保提供日」欄に「担保提供書」の受領年月日を入力し、起案する。</p>
<p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・8・1〕</p>	<p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・8・1〕</p>
<p>(注) 担保提供日を入力することにより、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面で当該財産を担保として選択できるようになる。</p> <p>なお、差押財産を担保として登録する場合は、上記イ及びロの処理は不要であり、担保提供日のみを入力する。</p>	<p>(注) 担保提供日を入力することにより、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議」画面で当該財産を担保として選択できるようになる。</p> <p>なお、差押財産を担保として登録する場合は、上記(イ)及び(ロ)の処理は不要であり、担保提供日のみを入力する。</p>
<p>△ 担当は、上記□の起案と併せて、徴収システムの「担保照会」画面から「担保物整理一覧表」を出力し、「担保提供書」を編てつした滞納処分票及び担保提供関係書類とともに統括官等に回付する。</p>	<p>△ 担当は、上記□の起案と併せて、徴収システムの「担保照会」画面から「担保物整理一覧表」を出力し、「担保提供書」を編てつした滞納処分票及び担保提供関係書類とともに統括官等に回付する。</p>
<p>統括官等は、担当から回付された「担保物整理一覧表」、滞納処分票に編てつされた「担保提供書」及び担保提供関係書類の内容を確認し、所要の整理を行った上で、担保提供関係書類を施錠式金庫に保管する。</p>	<p>統括官等は、担当から回付された「担保物整理一覧表」、滞納処分票に編てつされた「担保提供書」及び担保提供関係書類の内容を確認し、所要の整理を行った上で、担保提供関係書類を施錠式金庫に保管する。</p>
<p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・8・3〕</p>	<p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・8・3〕</p>
<p>(3) 不動産等</p> <p>土地、建物等通則法第50条第3号から第5号に掲げる財産（以下本項において「<u>不動産等</u>」という。）が担保として提供された場合の入力等の手続は次による。</p>	<p>(3) 不動産等</p> <p>土地、建物等通則法第50条第3号から第5号に掲げる財産の<u>担保提供手続</u>は次による。</p>
<p>(削除)</p>	<p>イ 書類の提出等</p> <p>納税者に、「担保提供書」、担保財産の所有者の「<u>抵当権設定登記承諾書</u>」及</p>

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>ロ 抵当権の設定 (削除)</p> <p>(1)~(ハ) (省略)</p> <p>(4) 保証人の保証 保証人の保証が担保として提供された場合の入力等の手続は次による。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>2 担保の管理等 (1)・(2) (省略)</p>	<p><u>び「印鑑証明書」を提出させる。</u></p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 抵当権の設定 不動産等が担保として提供された場合は、その財産が、土地、建物であるときは不登法及び不登規則に定めるところにより、立木、船舶、航空機等であるときは、それぞれの関係法令（立木法、船舶登記令、航空機抵当法、工場抵当法等）に定めるところにより、<u>抵当権の設定の登記又は登録を関係機関に嘱託する（通則令第16条第3項）。</u></p> <p>(1)~(ハ) (同左)</p> <p>(4) 保証人の保証 保証人の保証の担保提供手続は次による。</p> <p>イ 書類の提出等 納税者に、次に掲げる書類を「担保提供書」に添付して提出させる。</p> <p>① 保証人が署名、押印した「納税保証書」(様式 307010-105)</p> <p>② 保証人の「印鑑証明書」</p> <p>③ 保証人が法人の場合は、代表者の資格を証する書面（商業登記簿謄本等）及び代表者の「印鑑証明書」</p> <p>(注) 「納税保証書」には、所定の金額の印紙税が課されることに留意する。</p> <p>ロ 徴収システムへの入力</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>2 担保の管理等 (1)・(2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 担保の変更等</p> <p>担当は、下記イ又はロにより担保を提供した者からの増担保の提供又は保証人の変更等があった場合は、下記3により徴収システムに担保の変更等を入力する。</p> <p><u>なお、担保の変更等の命令をする場合は、徴収システムの「様式ファイルダウンロード」画面から、「担保変更（増担保）要求通知書」（様式 307010-112）の様式をダウンロードして作成し、統括官等の決裁を受けた後、担保を提供した者に通知する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 担保の解除</p>	<p>(3) 担保の変更等</p> <p>担当は、下記イ又はロにより担保を提供した者からの増担保の提供又は保証人の変更等があった場合は、下記3により徴収システムに担保の変更等を入力する。</p> <p>イ 増担保の提供</p> <p>署長等は、担保財産の価額又は保証人の資力の減少その他の理由によりその国税の納付を担保することができないと認めるときは、担保を提供した者に対して増担保の提供、保証人の変更等を命ずることができる（通則法第51条第1項）。</p> <p><u>(注) 1 通則法第51条第1項の「その他の理由」とは、担保財産について所有権の帰属に関する訴えが提起されるなど担保の提供の効力に影響があると認められるとき、担保財産に附されている保険契約が失効したとき等をいう（通基通第51条関係1）。</u></p> <p><u>2 署長等の増担保の提供等の求めに納税者が応じない場合は、納税の猶予、換価の猶予又は徴収の猶予の取消事由となることに留意する。</u></p> <p>ロ 担保の変更</p> <p>担保を提供した者は、署長等の承認を受けて、その担保を変更することができる（通則法第51条第2項）。</p> <p><u>担保を提供した者から担保の変更の申立てがあった場合において、変更することについて徴収上弊害がないと認めるときは、その申立てを承認するものとする。</u></p> <p>3 担保の解除</p>

改正後	改正前
<p>猶予に係る国税の完納等によりその全額が消滅した場合や担保の変更等、担保解除の要件に該当することとなったときは、猶予通達の定めるところによるほか、次により確実に担保を解除する。</p> <p>(1) 徴収システムへの入力等</p> <p>担当は、徴収システムの「担保解除決議」画面において担保解除の所要事項を入力して起案する。</p> <p>(注) <u>担保財産</u>が担保提供を受けた署(局)以外の行政機関等又は執行機関等において公売又は競売された場合は、徴収システムにおいて便宜的に担保解除決議の入力を行う必要があることに留意する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・8・2〕</p> <p>担当は、上記の起案について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>① 「担保解除決議書」(様式 307010-093) 滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>② 「担保解除通知書」(様式 307010-094) 担保を提供した者に送達する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・1〕</p> <p>(削除)</p>	<p>猶予に係る国税の完納等によりその全額が消滅した場合や担保の変更等、担保解除の要件に該当することとなったときは、猶予通達の定めるところによるほか、次により確実に担保を解除する。</p> <p>(1) 徴収システムへの入力等</p> <p>担当は、徴収システムの「担保解除決議」画面において担保解除の所要事項を入力して起案する。</p> <p>(注) <u>担保物</u>が担保提供を受けた署(局)以外の行政機関等又は執行機関等において公売又は競売された場合は、徴収システムにおいて便宜的に担保解除決議の入力を行う必要があることに留意する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・1・8・2〕</p> <p>担当は、上記の起案について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>① 「担保解除決議書」(様式 307010-093) 滞納処分票に編てつして保管する。</p> <p>② 「担保解除通知書」(様式 307010-094) 担保を提供した者に送達する。</p> <p style="text-align: right;">〔操：第1章6・1・1〕</p> <p>(2) 担保の返還等</p> <p>担当は、上記(1)の処理と併せて、次に掲げる担保の種類に応じ、速やかにそれぞれに掲げる処理を行う。</p> <p>イ 国債、地方債、社債及びその他有価証券</p> <p>(i) 国債、地方債及び署長等が確実と認める社債その他の有価証券の場合 「供託原因消滅証明書」(管理運営事務提要(様式編)様式管理番号 459-252)を作成し、施錠式金庫に保管している「供託書正本」とともに、</p>



改正後	改正前
	<p>滞納者に返還する。</p> <p>(D) 登録国債、登録地方債及び登録社債の場合</p> <p>「担保原因消滅証明書（国債用）」（管理運営事務提要（様式編）様式管理番号 459-254）を作成し、施錠式金庫に保管している「登録国債担保権登録済通知書」又は「担保権登録済証」とともに、滞納者に返還する。</p> <p>(I) 振替株式等の場合</p> <p>指定金融機関所定の指図書に所要事項を記載して、指定金融機関に送付することにより、振替株式を署長等名義の口座（質権欄）から滞納者名義の口座（保有欄）に振り替えることにより返還する。</p> <p>なお、物上保証人が担保提供している場合は、振替株式を署長等名義の口座（質権欄）から滞納者名義の口座（質権欄）に振り替える。</p> <p>(注) 1 指図書は、書留郵便により送付する。</p> <p>2 滞納者名義の口座への振替手続を了すると、指定金融機関から「担保振替に関する払戻（返戻）完了通知」が送付されるため、担当は、記載内容を確認し、「担保物整理一覧表」に返還事績を記載した上で、当該通知を滞納処分票に編てつして保管する。当該通知は、担保関係書類受領証に代えることができる。</p> <p>ロ 不動産等</p> <p>担当は、「抵当権抹消登記嘱託書」（様式 307010-103）及び「登記原因証明書」を作成し、署長等において抵当権設定の登記等の抹消登記を関係機関に嘱託する。</p> <p>なお、保険金請求権に対して質権を設定している場合には、「担保原因消滅証明書」を作成し、保管中の保険証券等とともに、滞納者に返還する。</p> <p>また、関係機関から「登記完了証」の返送を受けた場合には、その「登記完了証」を滞納処分票に編てつして保管する。</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 滞納処分の停止</p> <p>第82 停止要件の判定の留意事項 (省略)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 1号該当事実の有無を判断する場合の留意事項</p>	<p>(注) <u>担保を解除する旨の通知は、抵当権設定の登記等の抹消登記がされたことを確認した後に行うことに留意する。</u></p> <p>ハ <u>保証人の保証</u></p> <p><u>施錠式金庫に保管中している「納税保証書」を滞納者に返還する。この場合においては、「納税保証書」を書留郵便により返送するものとする。</u></p> <p>(注) 1 <u>担保の返還に当たっては、返還する相手方が返還を受けるべき正当な者であることを確実に確認する。</u></p> <p>2 <u>返還と引き換えに、返還を受けた者に適宜補正した「担保関係書類受領証」(管理運営事務提要(様式編)様式管理番号 459-256)を記載、署名押印させ、これを徴して滞納処分票に編てつして保管する。</u></p> <p><u>返還する書類は、「納税保証書」を除き、原則として、返還する相手方に直接交付するものとするが、やむを得ない事情があり直接交付することができない場合は、相手方に連絡した上で配達証明郵便により返還する。この場合においては、その旨を「担保物整理一覧表」に記載するとともに、「郵便物受領確認証」を「担保関係書類受領証」に代えて滞納処分票に編てつする。</u></p> <p>3 <u>担保を返還したときは、「担保物整理一覧表」にその旨を記載する。</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2節 滞納処分の停止</p> <p>第82 停止要件の判定の留意事項 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 1号該当事実の有無を判断する場合の留意事項</p>

改正後		改正前													
<p>(省略)</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 事業を継続している滞納者の取扱い (省略)</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 見込納付能力調査により算出した各月の納付可能資金額により毎月分割納付を継続した場合において、完納に至るまで10年程度の長期間を要すること。 なお、この場合の見込納付能力調査は、猶予通達に定める見込納付能力調査に準じて行うこと(以下、本節における「見込納付能力調査」について同じ。)</p> <p>ニ・ホ (同左)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 延滞税の免除</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 免除の期間及び金額</p> <p>(1) 免除期間</p> <p>延滞税の免除期間は下表のとおりである</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">免除区分</th> <th style="width: 30%;">免除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税の</td> <td>通則法第46条第1項(災害により損失を受けた場合)</td> <td>猶予した期間</td> </tr> </tbody> </table>			免除区分	免除期間	納税の	通則法第46条第1項(災害により損失を受けた場合)	猶予した期間	<p>(同左)</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 事業を継続している滞納者の取扱い (同左)</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 見込納付能力調査により算出した各月の納付可能資金額により毎月分割納付を継続した場合において、完納に至るまで10年程度の長期間を要すること。 なお、この場合の見込納付能力調査は、猶予通達に定める見込納付能力調査に準じて行うこと。</p> <p>ニ・ホ (同左)</p> <p>3・4 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 延滞税の免除</b></p> <p>1 (同左)</p> <p>2 免除の期間及び金額</p> <p>(1) 免除期間</p> <p>延滞税の免除期間は下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">免除区分</th> <th style="width: 30%;">免除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税の</td> <td>通則法第46条第1項(災害による納税の猶予)</td> <td>猶予した期間</td> </tr> </tbody> </table>			免除区分	免除期間	納税の	通則法第46条第1項(災害による納税の猶予)	猶予した期間
	免除区分	免除期間													
納税の	通則法第46条第1項(災害により損失を受けた場合)	猶予した期間													
	免除区分	免除期間													
納税の	通則法第46条第1項(災害による納税の猶予)	猶予した期間													

改正後			改正前		
猶予	通則法第46条第2項	第1号(災害等)	猶予した期間	第1号(災害などによる納税の猶予)	猶予した期間
		第2号(病気等)	猶予した期間	第2号(病気などによる納税の猶予)	猶予した期間
		第3号(事業の廃止等)	猶予した期間のうち納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間(※)	第3号(事業の廃止等による納税の猶予)	猶予した期間の内納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間
		第4号(事業の損失)	猶予した期間のうち納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間(※)	第4号(事業の損失による納税の猶予)	猶予した期間の内納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間
		(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
		第5号(第3号、第4号類似)	猶予した期間のうち納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間(※)	第5号(第3号、第4号類似)	猶予した期間の内納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間
	通則法第46条第3項(一定期間後の税額確定)	猶予した期間のうち納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間(※)	通則法第46条第3項(賦課遅延)	猶予した期間の内納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間	
その他	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	
	換価の猶予(徴収法第151条第1項、第151条の2第1項)	猶予した期間のうち納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間(※)	換価の猶予(徴収法第151条第1項)	猶予した期間の内納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間	
	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	
	徴収の猶予(通則法第105条第2項)	猶予した期間のうち納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間(※)	徴収の猶予(通則法第105条第2項)	猶予した期間の内納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間	
	充足する財産差押え又は担保の提供(通則法第63条第5項)	差押え又は担保提供がされている期間のうち納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間(※)	充足する財産差押え又は担保の提供(通則法第63条第5項)	差押え又は担保提供がされている期間の内納期限の翌日から起算して2か月を経過する日以後の期間	
	納付受託(通則法第63条第6項)	取立てをすべき日の翌日からその納付があった日までの期間	納付委託(通則法第63条第6項)	取立てをすべき日の翌日からその納付があった日までの期間	

改正後		改正前	
交付要求により <u>配当を受けた場合</u> (通則令第 26 条の 2 第 1 号)	執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日から <u>交付を受けた金銭を国税に充てた日</u> までの期間	交付要求により <u>交付を受けた金銭を交付要求に係る国税に充てた場合</u> (通則令第 26 条の 2 第 1 号)	執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日から <u>その充てた日</u> までの期間
人為による異常な災害等による場合 (通則令第 26 条の 2 第 2 号)	災害等が生じた日からこれらが消滅した日以後 7 日を経過した日までの期間	人為による異常な災害又は事故による場合 (通則令第 26 条の 2 第 2 号)	災害等が生じた日からこれらが消滅した日以後 7 日を経過した日までの期間
事業承継税制に係る徴収の猶予 (租特法第 70 条の 7 第 20 項、同法第 70 の 7 の 2 第 20 項)	贈与税又は相続税の免除の申請書に係る納期限の翌日から免除通知を発した日の翌日以後 1 月を経過するまでの期間	事業承継税制に係る <u>延滞税の免除</u> (租特法第 70 条の 7 第 20 項、同法第 70 の 7 の 2 第 20 項)	免除通知により免除される相続税等以外の相続税に係る <u>延滞税につき、納税猶予期限の翌日から免除通知を発した日の翌日以後 1 月を経過するまでの間に対応する部分の金額を免除することができる。</u>

(※) 特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない年 (以下「特例基準割合適用年」という。) については、「猶予した期間」(通則法第 63 条第 5 項に基づき免除する場合は、「差押え又は担保提供がされている期間」) が免除期間となる (租特法第 94 条第 2 項)。

特例基準割合とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を 12 で除して計算した割合として各年の前年 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいう (租特法第 93 条第 2 項)。

(2) 免除金額

延滞税の免除金額は、下表のとおりである。

免除区分	法律上当然に効果の生ずる免除		免除事由の該当性を判断してする免除		
	全額	2分の1 (※)	全額	2分の1 (※)	困難な額
納税の 通則法第 46 条第 1 項 (災害により損失を受けた場合)	通法 63 ①				

(新設)

(2) 免除金額

延滞税の免除金額は、下表のとおりである。

免除区分	法律上当然に効果の生ずる免除		免除事由該当性を判断してする免除		
	全額	2分の1	全額	2分の1	困難な額
納税の 通則法第 46 条第 1 項 (災害による納税の猶予)	通法 63 ①				

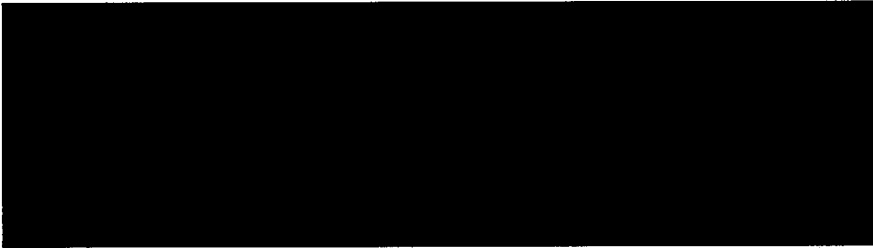
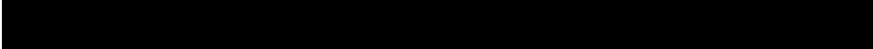
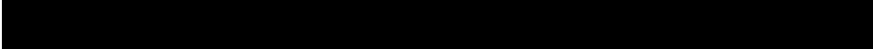

改正後						改正前								
猶予	通則法第46条第2項	第1号(災害等)	通法 63 ①				猶予	通則法第46条第2項	第1号(災害などによる納税の猶予)	通法 63 ①				
		第2号(病気等)	通法 63 ①						第2号(病気などによる納税の猶予)	通法 63 ①				
		第3号(事業の廃止等)		通法 63①					通法 63③		通法 63①			通法 63③
		第4号(事業の損失)		通法 63①					通法 63③		通法 63①			通法 63③
		第5号(第1号、第2号類似)	通法 63 ①							第5号(第1号、第2号類似)	通法 63 ①			
		第5号(第3号、第4号類似)		通法 63①					通法 63③	第5号(第3号、第4号類似)		通法 63①		
通則法第46条第3項(一定期間経過後の税額確定)			通法 63①			通法 63③	通則法第46条第3項(賦課遅延)			通法 63①			通法 63③	
(省略)		(省略)					(省略)		(同左)					
換価の猶予(徴収法第151条第1項、第151条の2第1項)			通法 63①			通法 63③	換価の猶予(徴収法第151条第1項)			通法 63①			通法 63③	
(省略)		(省略)					(同左)		(同左)					
徴収の猶予(通則法第105条第2項)			通法 63④				徴収の猶予(通則法第105条第2項)			通法 63④				
充足する財産差押え又は担保の提供(通則法第63条第5項)					通法 63⑤		充足する財産差押え又は担保の提供(通則法第63条第5項)					通法 63⑤		
納付委託(通則法第63条第6項)				通法 63⑥			納付委託(通則法第63条第6項)					通法 63⑥		
交付要求により配当を受けた場合(通則令第26条の2第1号)				通令 26の2①			交付要求により交付を受けた金銭を交付要求に係る国税に充てた場合(通則令第26条の2第1号)					通令 26の2①		
人為による異常な災害等(通則令第26条の2第2号)				通令 26の2②			人為による異常な災害又は事故による場合(通則令第26条の2第2号)					通令 26の2②		
その他						その他								

改正後						改正前					
				租 法 70 の 7 ㉔ 70 の 7 の 2 ㉔					租 法 70 の 7 ㉔ 70 の 7 の 2 ㉔		
<p>事業承継税制に係る徴収の猶予（租特法第 70 条の 7 第 20 項、同法第 70 の 7 の 2 第 20 項）</p>						<p>事業承継税制に係る延滞税の免除（租特法第 70 条の 7 第 20 項、同法第 70 の 7 の 2 第 20 項）</p>					
<p>(注) (省略)</p>						<p>(注) (同左)</p>					
<p>(※) 特例基準割合適用年については、延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における当該延滞税の額を超える部分の金額が免除される(租特法第 94 条第 2 項)。</p>						<p>(新設)</p>					
<p><b>3 免除の時期</b></p> <p>延滞税の免除は、免除することとなる延滞税の計算の基礎となる国税の本税額が完納し、延滞税を徴収しようとするときにおいて行うものとする。</p> <p>なお、徴収上の支障がない限り、対象となる全ての国税の本税額が完納されたときにまとめて延滞税を免除することとして差し支えない。ただし、対象となる全ての国税の本税額が完納する前において、納付、充当、取消しにより、対象となる一部の国税について、延滞税の納税義務（免除前のもの）の全部又は一部が消滅したときは、その国税については速やかに延滞税の免除を行うものとする。</p> <p>(注) 1 延滞税の徴収に当たり、必要があると認められるとき（例えば、換価の猶予に伴い証券による納付委託を受けるとき）は、免除できると見込まれる延滞税の金額につき、あらかじめ、免除ができるものとして計算して差し支えない。</p> <p>2 猶予期間が経過している猶予決議のうち、延滞税免除が行われていない事案については、徴収システムのトピックス「延滞税免除未了」が表示される。</p>						<p><b>3 免除の時期</b></p> <p>延滞税の免除は、免除することとなる延滞税の計算の基礎となる国税の本税額が完納し、延滞税を徴収しようとするときにおいて行うものとする。</p> <p>なお、延滞税の徴収に当たり、必要があると認められるとき（例えば、換価の猶予に伴い証券による納付委託を受けるとき）は、免除できると見込まれる延滞税の金額につき、あらかじめ、免除ができるものとして計算して差し支えない。</p>					
<p><b>4 免除手続等</b></p> <p>(1) 延滞税の免除決議等</p>						<p><b>4 免除手続等</b></p> <p>(1) 延滞税の免除決議等</p>					

改正後	改正前
<p>イ 延滞税の免除決議 (省略)</p> <p>(注) 1 (省略) 2 (省略)</p> <p>統括官等は、延滞税免除の決裁に当たっては、滞納整理事績記事、担当から回付されたサンプル調書等、「延滞税計算書(サンプル)」等により免除額の計算過程を確認した上で決裁を行い、確認した計算書等は滞納処分票に編てつする。</p> <p>(注) 1 (省略) 2 (省略) 3 <u>催告センターで所掌している事案のうち、納税の猶予又は換価の猶予を適用し、延滞税を免除する必要があるものは、内部担当が、徴収システムの「延滞税免除未了」トピックスにより確認することができる。該当する事案がある場合は、所轄署において遅滞なく延滞税免除決議を行い、延滞税免除通知書とともに免除後の金額を記載した納付書を納税者に送付する。</u></p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・2〕</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) 決議書等の出力及び送達等</p> <p>担当は、上記(1)の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>なお、通則法第63条第1項ただし書の適用により延滞税の免除をしないこととした場合の「延滞税免除通知書」には、行審法第57条第1項及び行訴法第46条第1項に定められている事項の教示並びに行手法第14条に定められている理由附記を行う(別表9及び10参照)。</p>	<p>イ 延滞税の免除決議 (同左)</p> <p>(注) 1 (同左) 2 (同左)</p> <p>統括官等は、延滞税免除の決裁に当たっては、滞納整理事績記事、担当から回付されたサンプル調書等、「延滞税計算書(サンプル)」等により免除額の計算過程を確認した上で決裁を行い、確認した計算書等は滞納処分票に編てつする。</p> <p>(注) 1 (同左) 2 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">〔操：第4章8・2〕</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) 決議書等の出力及び送達等</p> <p>担当は、上記(1)の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。</p> <p>なお、通則法第63条第1項ただし書の適用により延滞税の免除をしないこととした場合の「延滞税免除通知書」には、行審法第57条第1項及び行訴法第46条第1項に定められている事項の教示並びに行手法第8条若しくは同法第14条に定められている理由附記を行う(別表9及び10参照)。</p>



改正後	改正前
<p>①～④ (省略) (注) (省略)</p>	<p>①～④ (同左) (注) (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 10 章 繰上請求等</b></p> <p><b>第 97 繰上請求等</b></p> <p>納税者につき通則法第 38 条第 1 項各号に掲げるいずれかの事由（以下「繰上請求事由」という。）が生じた場合には、下記 1 から 3 に掲げるところにより、納期限までに完納が見込まれない税額が確定した国税の納期限を繰り上げ、若しくは徴収確保が困難と認められる税額確定前の国税につき滞納処分の執行を要すると認める額を決定し、又は督促後 10 日が経過していない国税につき財産の差押えを行い、もって、納付すべき税額の確定前後の国税及び督促を行った国税の徴収の確保を図る。</p> <p>なお、この場合において、既に滞納となっている国税（下記 3 に係るものを除く。）があるときは、差押え、交付要求等の保全措置を行うほか、猶予中の国税があるときは、猶予に係る国税が猶予期間内に完納されるか否かを調査し、完納が見込まれない場合は、速やかに猶予を取り消して保全措置を採るものとする（<u>通則法第 49 条第 1 項第 1 号、同法第 105 条第 7 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項</u>）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>1～3 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 10 章 繰上請求等</b></p> <p><b>第 97 繰上請求等</b></p> <p>納税者につき通則法第 38 条第 1 項各号に掲げるいずれかの事由（以下「繰上請求事由」という。）が生じた場合には、下記 1 から 3 に掲げるところにより、納期限までに完納が見込まれない税額が確定した国税の納期限を繰り上げ、若しくは徴収確保が困難と認められる税額確定前の国税につき滞納処分の執行を要すると認める額を決定し、又は督促後 10 日が経過していない国税につき財産の差押えを行い、もって、納付すべき税額の確定前後の国税並びに督促を行った国税の徴収の確保を図る。</p> <p>なお、この場合において、既に滞納となっている国税（下記 3 に係るものを除く。）があるときは、差押え、交付要求等の保全措置を行うほか、猶予中の国税があるときは、猶予に係る国税が猶予期間内に完納されるか否かを調査し、完納が見込まれない場合は、速やかに猶予を取り消して保全措置を採るものとする（<u>通則法第 49 条、同法第 105 条第 7 項、徴収法第 152 条</u>）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>1～3 (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 12 章 租税条約等に基づく税務執行の共助</b></p> <p>租税条約等に基づく徴収の共助、情報交換及び送達共助（以下「徴収の共助等」という。）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 12 章 租税条約等に基づく税務執行の共助</b></p> <p>租税条約等に基づく徴収の共助、情報交換及び送達共助は、国際的な脱税及び租税回避</p>

改正後	改正前
<p>は、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、条約締結国の税務当局が相互に税務の執行に協力するものであることから、我が国から要請する場合はもとより、相手国等からの要請についても、我が国の国税に関する執行と同様に適切に対処する。</p> <p><b>1 海外関連事案の管理等</b></p> <p>(1) <u>海外関連事案の把握・管理</u></p> <p>徴収の共助等により国際的な租税回避行為等に適切に対応するため、所在・財産調査等により、おおむね次に掲げるような一定の具体性がある情報を把握した事案（以下「海外関連事案」という。）を的確に把握するとともに、徴収システムにおいて適切に管理する。</p> <p>① </p> <p>② </p> <p>③ </p> <p>④ </p> <p>(注) <u>海外関連事案については、徴収システムに確実に態様区分を設定し、適切に管理する。</u></p> <p>(2) <u>国外財産等調査</u></p> <p>海外関連事案の把握又は徴収の共助等の検討若しくは実施に当たり、国外財産の状況、海外における生活・事業の拠点等を調査する場合は、本編第5章に定める所在・財産調査を実施するとともに、次に掲げる情報を併せて活用する。</p> <p>イ <u>資料調査システムで照会が可能な、国外送金等調書、国外証券移管等調書、国外公社債等の利子等の支払調書等の法定資料</u></p> <p>ロ <u>インターネット上に公開されている、外国の不動産登記情報、商業登記簿、外国企業の財務諸表等の情報</u></p>	<p>行為に対処するため、条約締結国の税務当局が相互に税務の執行に協力するものであることから、我が国から要請する場合はもとより、相手国等からの要請についても、我が国の国税に関する執行と同様に適切に対処する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ハ 民間情報機関が実施する調査に係る報告書（外国の企業や個人事業者の概況、登記事項、財務情報等）</u></p> <p><u>（注）1 法定資料のうち、国外財産調書の照会に当たっては、局特整にあつては局課税総括課に、署にあつては個人課税部門に照会する。</u></p> <p><u>2 ロのうち、徴収担当部署において入手できない情報は、局徴収課を通じて庁徴収課に収集依頼する。</u></p> <p><u>3 ハの入手に当たっては、局特整においては特整総括課等、署においては局徴収課を通じて、局課税総括課等に収集依頼する（局課税総括課等を通じて入手できない詳細な情報を含む報告書については、局徴収課を通じて庁徴収課に依頼する。）。</u></p> <p><b>2 徴収の共助</b></p> <p>徴収の共助は、租税条約等に基づき互いに相手国等の租税債権を徴収する枠組みである。</p> <p>徴収の共助の実施に当たっては、平成 25 年 10 月 1 日付徴徴 4－2 ほか 2 課共同「徴収共助事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところにより適切に処理する。</p> <p>なお、徴収の共助に係る事務は、<u>相手国等への要請及び相手国等から要請を受けた租税債権の徴収のいずれも、局特整において行う。</u></p> <p>おつて、署統括官は、<u>次に掲げる確認項目の全てに該当する海外関連事案がある場合には、情報提供の要請の要否、徴収の共助の要請の適否及び徴収の引継ぎの可否について、局徴収課又は特整総括課等の担当者と協議する。</u></p>	<p><b>(1) 徴収の共助</b></p> <p>徴収の共助は、租税条約等に基づき互いに相手国等の租税債権を徴収する枠組みである。</p> <p><u>局特整が相手国等の租税債権を徴収する場合、又は相手国等における財産等からの徴収を局特整から要請する場合の事務については、平成 25 年 10 月 1 日付徴徴 4－2 ほか 2 課共同「徴収共助事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところにより適切に処理する。</u></p> <p>なお、署統括官は、<u>下記イの海外関連事案のいずれかの事由に該当する事案のうち、下記ロの確認項目の全てに該当するものについては、情報提供の要請の要否のほか、徴収の引継ぎの可否を含め、局徴収課又は特整総括課等の担当者と徴収の共助の要請の要否を協議する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(確認項目)</p> <p>① 国内における徴収の方途（第二次納税義務の追及などを含む。）を尽くしても徴収不足であること、又は明らかに徴収不足が見込まれること。</p> <p>② 関連する外国との間に徴収の共助の規定が設けられた租税条約等が締結され、かつ、発効していること。</p> <p>③ 滞納国税が徴収の共助の対象となる税目であること。</p> <p>④ 滞納国税に係る課税の時期が租税条約等に定められた徴収の共助の適用関係における課税の時期に該当すること。</p> <p>⑤ 実施取決めに定める徴収の共助の要件（最低額等）に該当すること</p> <p>(注) 徴収の共助を要請する場合は、自国内において通常取り得る徴収手段を取っている必要があるため、徴収の共助の要請が見込まれる事案については、国内財産の滞納処分を適時・適切に実施する。</p> <p>3 情報交換</p> <p>情報交換は、租税条約等に基づき、締約国の税務当局間において、租税に関する締約国の法令の運用、執行に関する情報を互いに提供する枠組みである。</p> <p>相手国等から租税債権の徴収を目的とする情報の提供が要請された場合において、署の徴収部門若しくは局特整による情報の収集、又は相手国等における滞納者の財産の有無、事業の状況などの情報の提供を要請する場合の事務については、平成 15 年 4 月 7</p>	<p>イ 海外関連事案</p> <p>① [Redacted]</p> <p>② [Redacted]</p> <p>③ [Redacted]</p> <p>ロ 検討項目</p> <p>① 国内における徴収の方途（第二次納税義務の追及などを含む。）を尽くしても徴収不足である。</p> <p>② 関連する外国との間に徴収の共助の規定が設けられた租税条約等が締結され、かつ、発効している。</p> <p>③ 滞納国税が徴収の共助の対象となる税目である。</p> <p>④ 滞納国税に係る課税の時期が租税条約等に定められた徴収の共助の適用関係における課税の時期に該当する。</p> <p>⑤ 実施取決めに定める徴収の共助の要件（最低額等）に該当する</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 情報交換</p> <p>(同左)</p>

改正後	改正前
<p>日付官際 1-20 ほか 5 課共同「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について」（事務運営指針）に定めるところにより適切に処理する。</p> <p><u>（注） 情報提供の要請は、要請時点において、要請する情報が滞納者に関連することの合理的な蓋然性が求められることに留意する。</u></p> <p><b>4 送達共助</b></p> <p>送達共助は、租税条約等に基づき、締約国の税務当局間において、租税に関する文書の送達を互いに依頼する枠組みである。</p> <p>相手国等から租税債権の徴収を目的とする文書の送達が要請された場合における署の徴収部門による送達、又は相手国等に所在する滞納者等へ滞納処分などに関する文書の送達を当該相手国等に要請する場合の事務については、上記 3 の事務運営指針の定めるところにより適切に処理する。</p> <p><b>5 関係部署との連携・協調</b></p> <p><u>徴収の共助等により国際的な租税回避行為等に適切に対応するため、徴収担当部署は、徴収の共助の実施を含む滞納整理に有効な情報、特に国外財産や海外取引等に関する情報の提供が円滑になされるよう、課税部、調査査察部及び賦課部門との連携、協調を図る（第 5 編第 1 章《関係部署との連携・協調》参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 編 その他 第 1 章 関係部署との連携・協調</p> <p>（省略）</p> <p><b>第 107 管理運営部門との連携・協調</b></p> <p>管理運営部門（局管理運営課を含む。本項（第 107 の各項）において同じ。）は、債</p>	<p><b>(3) 送達共助</b></p> <p>送達共助は、租税条約等に基づき、締約国の税務当局間において、租税に関する文書の送達を互いに依頼する枠組みである。</p> <p>相手国等から租税債権の徴収を目的とする文書の送達が要請された場合における署の徴収部門による送達、又は相手国等に所在する滞納者等へ滞納処分などに関する文書の送達を当該相手国等に要請する場合の事務については、上記(2)の事務運営指針の定めるところにより適切に処理する。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第 5 編 その他 第 1 章 関係部署との連携・協調</p> <p>（同左）</p> <p><b>第 107 管理運営部門との連携・協調</b></p> <p>管理運営部門は、債権管理事務等において徴収部門と密接に関連しているほか、特に</p>

改正後	改正前
<p>権管理事務等において徴収担当部署と密接に関連しているほか、特に滞納の未然防止において重要な役割を担う部署であることから、常に連携・協調を図り事務の円滑化に努める。</p> <p>1 督促状発付前における納付指導 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 期限前納付指導 期限前納付指導は、納税者に対し、納期限前に文書又は電話により期限内納付のしようを行うものであり、署において管理運営(第一)部門統括官の主導の下実施するほか、催告センターにおいても期限前納付指導を実施する。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 署における期限前納付指導の実施 署統括官等は、担当統括官から回付された「納付指導対象者一覧表」に基づき、期限前納付指導に係る文書の発送のおおむね2日後から納期限の前日までの間に、電話による期限前納付指導を実施し、その結果を「納付指導対象者一覧表」に記載して担当統括官に返付する。 なお、期限前納付指導実績の徴収システムへの入力、仮滞納者の結合処理、催告センターへの連携については、上記(1)ハからホに準じて行う。 (注) 期限前納付指導に係る文書は、庁管理運営課等を通じて一括抽出し、外部委託業者が発送する。</p> <p>ロ 催告センターにおける期限前納付指導 催告センターは、一定の基準に該当する者に対し、電話による期限前納付指</p>	<p>滞納の未然防止において重要な役割を担う部署であることから、常に連携・協調を図り事務の円滑化に努める。</p> <p>1 督促状発付前における納付指導 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 期限前納付指導 期限前納付指導は、納税者に対し、納期限前に文書又は電話により期限内納付のしようを行うものである。</p> <p>イ 対象者の確認 署統括官等は、担当統括官から期限前納付指導を実施する旨の連絡とともに納付指導対象者の連絡があった場合は、対象者から既滞納者を除外するため、対象者の抽出条件に対応した「滞納者一覧表」を担当統括官に交付する。</p> <p>ロ 期限前納付指導の実施 署統括官等は、担当統括官から回付された「期限内収納確保対象者一覧表」に基づき、管理運営部門における期限前納付指導に係る文書の発送のおおむね2日後から納期限の前日までの間に、電話による期限前納付指導を実施し、その結果を「期限内収納確保対象者一覧表」に記載して担当統括官に返付する。 なお、期限前納付指導実績の徴収システムへの入力、仮滞納者の結合処理、催告センターへの連携については、上記(1)ハからホに準じて行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>導を行う。</u></p> <p><u>局徴収課は、催告センターの規模等を踏まえ、局管理運営課と協議の上、催告センターにおける期限前納付指導対象となる基準を決定する。</u></p> <p>(I) <u>納付指導システムの概要</u></p> <p><u>納付指導システムは、催告センターにおいて運用する集中電話催告システムの期限前納付指導に係る機能を担うシステムであり、期限前納付指導対象者の納税者情報を納付指導システムの端末機に表示し、当該情報に基づきオペレータが期限前納付指導対象者に架電して納付指導を行う。</u></p> <p>(II) <u>納付指導システムと他システムとの連携</u></p> <p>A <u>納付指導システムと債権管理システムとの連絡</u></p> <p><u>債権管理システムにおいて抽出した期限前納付指導対象者に係る納税者情報は、徴収システムを経由して納付指導システムへ納付指導対象月の10日（10日が休日の場合は翌稼働日）に連絡される。</u></p> <p><u>また、催告センターにおいて実施した期限前納付指導の結果（接触状況等）は、徴収システムを経由して債権管理システムへ還元される。</u></p> <p>B <u>納付指導システムと徴収システムとの連絡</u></p> <p><u>徴収システムの「集中電話催告システムへの連絡」画面から催告センターにおける期限前納付指導対象者に関する連絡情報を入力し、送信することにより、即時に納付指導システムの「連絡情報一覧表示」画面に連絡情報が反映される。</u></p> <p><u>（注） 納付指導システムの「連絡情報一覧表示」画面は、催告システムの「連絡情報一覧表示」画面と同一の画面となるため、催告対象滞納事案に係る連絡情報も表示される。</u></p> <p>(III) <u>催告センターにおける期限前納付指導の実施</u></p> <p>A <u>電話による期限前納付指導</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>催告センターは、催告センターにおける期限前納付指導対象者に係る納税者情報を取得後、納期限の前日までの間に、電話による期限前納付指導を実施し、その結果を納付指導システムに入力する。</u></p> <p><u>B 署への連絡</u></p> <p><u>催告センターにおいて実施した期限前納付指導の結果（納付指導実績、納付相談予定、納付書送付依頼等）は、納付指導システムから出力される「納付指導結果連絡票」（CSVファイル）をメール等により、対象署へ連絡する。</u></p> <p><u>（注） 緊急を要する場合等は、「納付指導結果連絡票」（CSVファイル）による連絡に加え、電話等により対象署へ連絡する。</u></p> <p><u>(二) 署における事務処理</u></p> <p><u>A 催告センターへの連絡</u></p> <p><u>署統括官は、担当統括官から「納付指導対象者一覧表（集中電話催告システム対象者）」の写しの回付を受け、催告センターにおける期限前納付指導対象者を把握するとともに、署において催告センターにおける期限前納付指導対象者との納付相談等があった場合など、催告センターに連絡する必要があるときは、遅滞なく徴収システムの「集中電話催告システムへの連絡」画面から連絡情報を送信する。</u></p> <p><u>（注） 連絡情報の送信は、担当が行っても差し支えないが、送信後、署統括官は「集中電話催告システムへの連絡」画面において、担当が送信した連絡情報を確認する。</u></p> <p><u>なお、緊急を要する場合等は、連絡情報の送信に加え、電話等により催告センターへ連絡する。</u></p> <p><u>B 「納付指導結果連絡票」（CSVファイル）の処理</u></p> <p><u>署統括官は、催告センターから連絡された「納付指導結果連絡票」（C</u></p>	



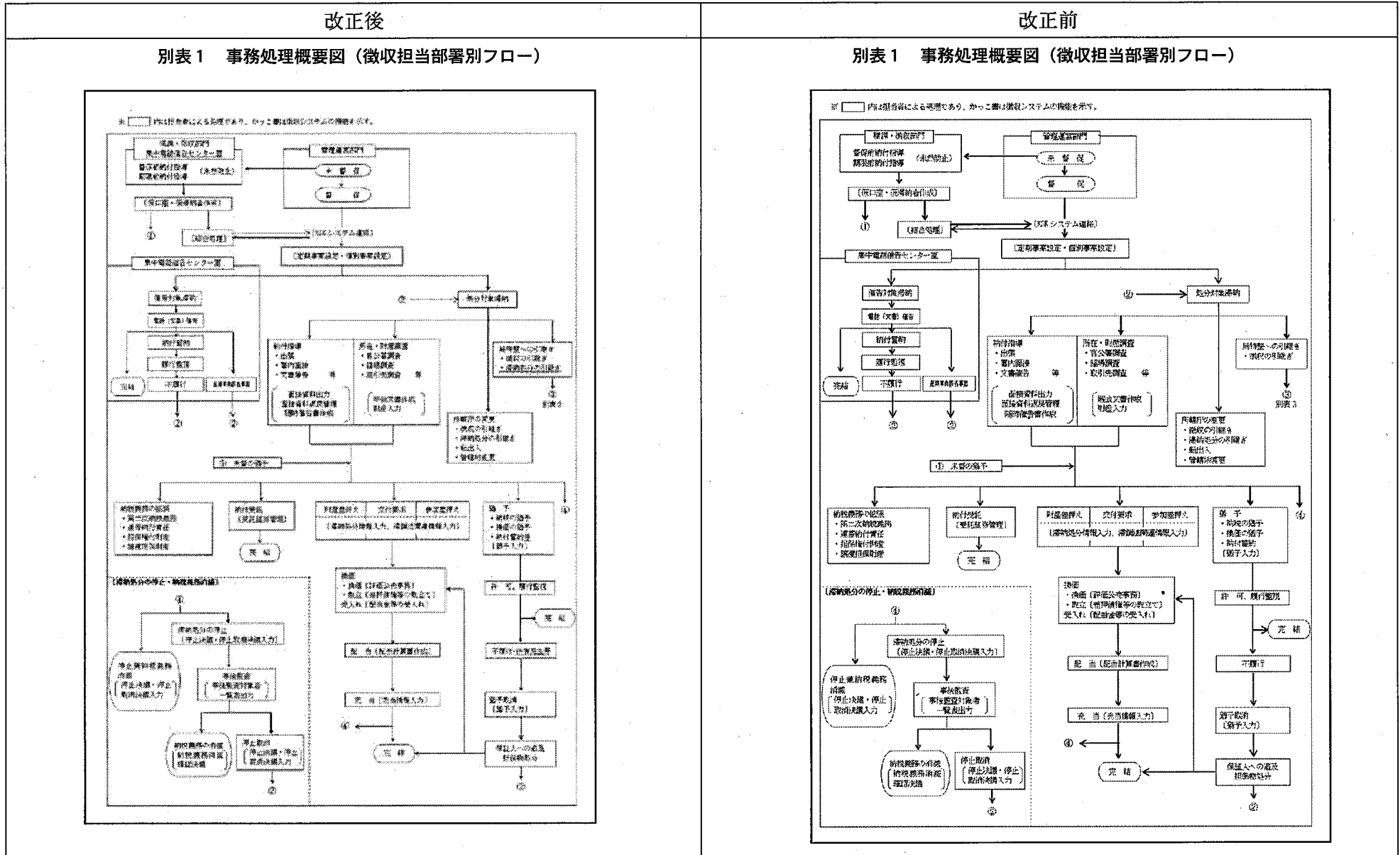
改正後	改正前
<p><u>SVファイル</u>)の内容を確認し、担当に対し必要な処理(納付相談、納付書送付等)を指示する。</p> <p>なお、署において行った納付相談、納付書送付等に係る事績の徴収システムへの入力等については、上記(1)ハからホに準じて行う。</p> <p>C <u>滞納となる場合の処理</u></p> <p><u>「納付指導結果連絡票」(CSVファイル)により連絡された者に督促データ抽出が行われ、定期事案設定により処分対象滞納に区分された者については、署において、催告センターから連絡された納付指導事績を徴収システムへ入力する。</u></p> <p><u>(注) 定期事案設定により催告対象滞納に区分され、催告センターの所掌となった者については、催告センターにおいて、納付指導事績を催告システムへ入力する。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 文書管理及び情報セキュリティ</p> <p>第112 行政文書の適切な管理</p> <p>(省略)</p> <p>1 管理簿等の整備</p> <p>徴収担当部署においては、おおむね次に掲げる各種管理簿等を整備するとともに、それぞれに掲げる場合に収受等した行政文書等及び収受等の事績を登載して適切に管理する。</p> <p>なお、「納税の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」以外の申請書等を管理する管理簿等、他に必要と認める管理簿等があるときは、適宜、局において定めるものとする。</p>	<p>2 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3章 文書管理及び情報セキュリティ</p> <p>第112 行政文書の適切な管理</p> <p>(同左)</p> <p>1 管理簿等の整備</p> <p>徴収担当部署においては、おおむね次に掲げる各種管理簿等を整備するとともに、それぞれに掲げる場合に収受等した行政文書等及び収受等の事績を登載して適切に管理する。</p> <p>なお、「納税の猶予申請書」以外の申請書等を管理する管理簿等、他に必要と認める管理簿等があるときは、適宜、局において定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「納税の猶予等申請整理簿」  「納税の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」の提出があり、これを受領した場合において、<u>管理簿により進行管理を行う必要があるとき。</u>(第3編第7章第1節第73-2の1《換価の猶予申請》参照)</p> <p>(4)~(8) (省略)</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 「納税の猶予申請整理簿」  「納税の猶予申請書」又はの提出があり、これを受領した場合(第3編第7章第1節第72の1(2)《猶予申請事績の管理》参照)</p> <p>(4)~(8) (同左)</p>
<p>2 行政文書を収受等した場合の処理</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 申請書等の保管  納税者等から提出のあった申請書等は、滞納処分票がある場合は、当該滞納処分票に編てつして保管し、滞納処分票がない場合及び申請者が仮滞納者である場合は、徴収システムから滞納者概況票等を出力し、滞納処分票を作成した上で、これに編てつして保管する。  <u>なお、他の行政文書等への混入を防止する観点から、編てつまでの間は納税者ごとにクリアファイル等により管理する。</u>  <u>おって、申請者が徴収システム上に滞納者としての登録がされていない者である場合は、あらかじめ仮滞納者の登録等の処理(第3編第1章第1節第38の4《督促状送付前に納付相談を受けた場合等の処理》参照)を行った上で、滞納者概況票等を出力する。</u>  (注) 「納税の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」が編てつされた滞納処分票は、第3編第1章第2節第39の4(6)《滞納処分票の保存期間》イに定めるところにより、適切に保管する。</p>	<p>2 行政文書を収受等した場合の処理</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 申請書等の保管  納税者等から提出のあった申請書等は、滞納処分票がある場合は、当該滞納処分票に編てつして保管し、滞納処分票がない場合及び申請者が仮滞納者である場合は、徴収システムから滞納者概況票等を出力し、滞納処分票を作成した上で、これに編てつして保管する。  <u>なお、申請者が徴収システム上に滞納者としての登録がされていない者である場合は、あらかじめ仮滞納者の登録等の処理(第3編第1章第1節第38の4《督促状送付前に納付相談を受けた場合等の処理》参照)を行った上で、滞納者概況票等を出力する。</u>  (注) 「納税の猶予申請書」は、<u>文書管理規則に定める「国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書」に該当するため、「納税の猶予申請書」が編てつされた滞納処分票は、第3編第1章第2節第39の4(6)《滞納処分票の保存期間》に定めるところにより、適切に保管する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>3～7 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 書類の送達</b></p> <p><b>第114 書類の送達</b> (省略)</p> <p><b>1 送達の方法等</b></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 嘱託送達</p> <p>滞納者が外国に所在するなど、送達すべき場所が外国にある場合において、滞納者が国際書留郵便の受領を拒否したとき、租税条約等の締約国が自国の領域内への郵送による<u>直接</u>の文書の送達を認めない権利を留保しているなど、郵送等による送達が困難であるときは、租税条約等に基づき、相手国等にその文書の送達を嘱託する（租税条約等実施特例法第11条の3第2項、第3編第12章《租税条約等に基づく税務執行の共助》参照）。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>3～7 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 書類の送達</b></p> <p><b>第114 書類の送達</b> (同左)</p> <p><b>1 送達の方法等</b></p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 嘱託送達</p> <p>滞納者が外国に所在するなど、送達すべき場所が外国にある場合において、滞納者が国際書留郵便の受領を拒否したとき、租税条約等の締約国が自国の領域内への郵送による文書の送達を認めない権利を留保しているなど、郵送等による送達が困難であるときは、租税条約等に基づき、相手国等にその文書の送達を嘱託する（租税条約等実施特例法第11条の3第2項、第3編第12章《租税条約等に基づく税務執行の共助》参照）。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p>

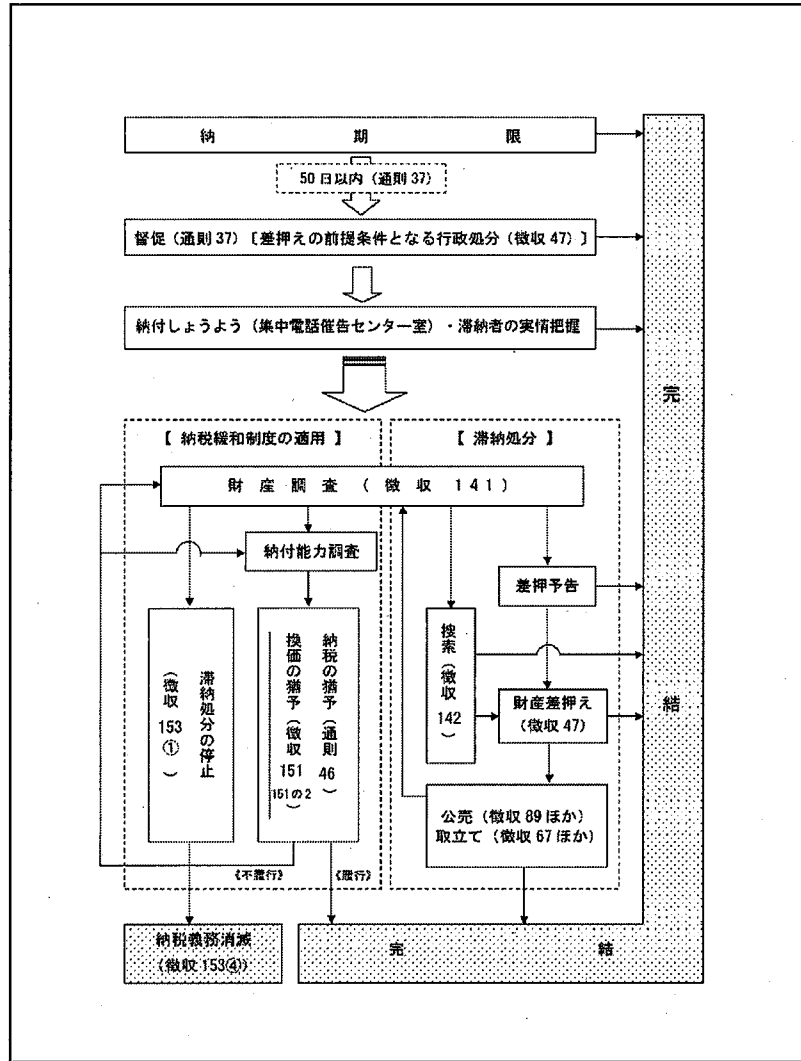
新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。



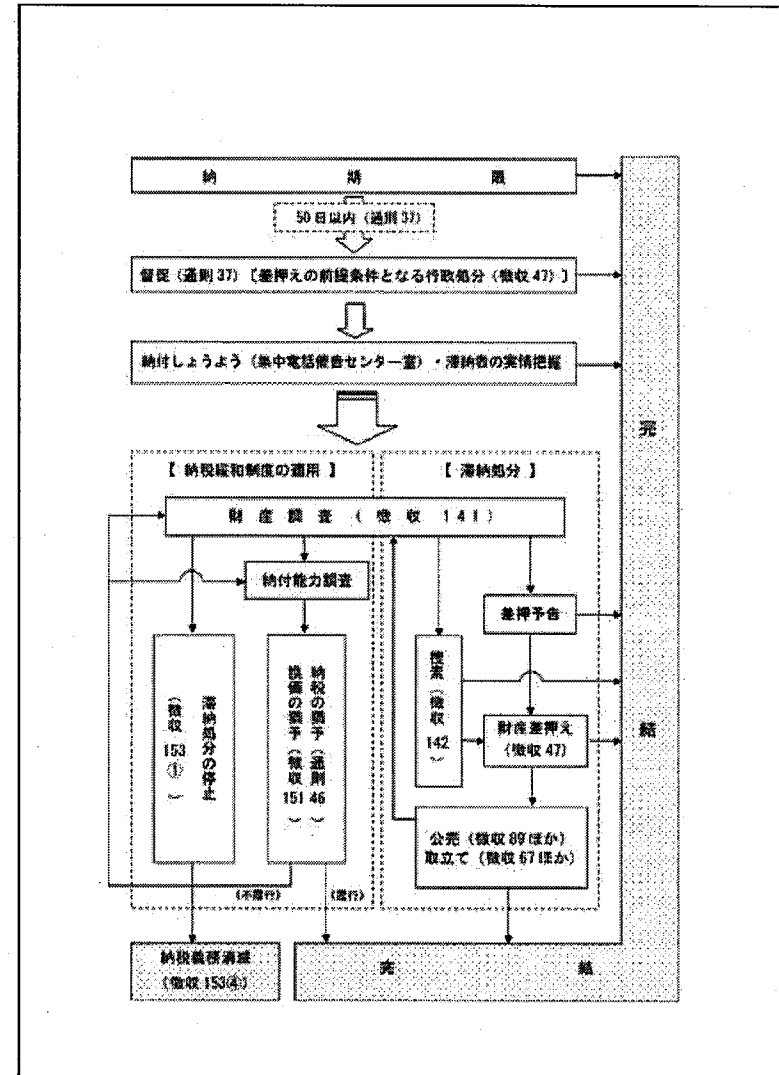
改正後

別表5 滞納整理事務の基本的な流れ



改正前

別表5 滞納整理事務の基本的な流れ



改正後

別表6 照会文書の種類等

帳票名	照会文書作成機能			所在・財産調査等 状況作成区分	
	一括作成	個別作成	CSV出力	所在調査	財産調査
住所等用	○	○	-	○	-
取引履歴用	○	○	-	-	○
固定資産用	○	○	-	-	○
預貯金関係用	○	○	-	-	○
住居取得状況用	○	○	-	-	○
地方税滞納状況用	○	○	-	-	○
不動産売買用	○	○	○	-	○
賃貸物件管理用	○	○	○	-	○
提出権用	○	○	○	-	○
証券会社用	○	○	-	-	○
生命保険・共済用	○	○	-	-	○
簡易保険等用	○	○	-	-	○
貸付（借入）金用	○	○	-	-	○
貸付案内用	○	○	-	-	○
賃貸借契約用	○	○	-	-	○
弁済履歴照会金用	○	○	-	-	○
保証金関係用	○	○	-	-	○
給与等用	○	○	-	-	○
フランチャイズ契約用	○	○	-	-	○
診療報酬用	○	○	-	-	○
介護給付用	○	○	-	-	○
保証金等用	○	○	-	-	○
倒産防止掛金用	○	○	-	-	○
損害保険・共済用	○	○	-	-	○
個人タクシー契約用	○	○	-	-	○
ゴルフ会員権用	○	○	-	-	○
リゾート会員権用	○	○	-	-	○
電通郵便等照会書申請書用	○	○	○	-	○
住民票の写し申請書	-	○	○	○	-
戸籍簿本交付申請書	-	○	○	○	-
外国人登録簿本交付請求書	○	○	○	○	-
出入国記録等に関する照会について	○	○	○	○	-
登記簿本申請書（営業）	-	○	○	○	-
登記簿本申請書（不動産）	-	○	○	○	-
相続放棄等の申述の有無について	-	○	○	○	-
貯金等照会書（その1・一括一窓口用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その2・通常貯金口座等用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その3・振替口座等照会用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その4・小切手等照会用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その5・投資信託取引用）	○	○	○	-	○
その他用	○	○	○	-	○

(注) (省略)

改正前

別表6 照会文書の種類等

帳票名	照会文書作成機能			所在・財産調査等 状況作成区分	
	一括作成	個別作成	CSV出力	所在調査	財産調査
住所等用	○	○	-	○	-
取引履歴用	○	○	-	-	○
固定資産用	○	○	-	-	○
自己貸付の手帳等用	○	○	-	-	○
預貯金等用	○	○	-	-	○
預貯金・個別用	○	○	-	-	○
住居取得状況用	○	○	-	-	○
地方税滞納状況用	○	○	-	-	○
不動産売買用	○	○	○	-	○
賃貸物件管理用	○	○	○	-	○
提出権用	○	○	○	-	○
証券会社用	○	○	-	-	○
生命保険	○	○	-	-	○
証券会社用	○	○	-	-	○
生命保険用	○	○	-	-	○
簡易保険等用	○	○	-	-	○
貸付（借入）金用	○	○	-	-	○
貸付案内用	○	○	-	-	○
賃貸借契約用	○	○	-	-	○
弁済履歴照会金用	○	○	-	-	○
保証金関係用	○	○	-	-	○
給与等用	○	○	-	-	○
フランチャイズ契約用	○	○	-	-	○
診療報酬用	○	○	-	-	○
介護給付用	○	○	-	-	○
保証金等用	○	○	-	-	○
倒産防止掛金用	○	○	-	-	○
損害保険契約用	○	○	-	-	○
個人タクシー契約用	○	○	-	-	○
ゴルフ会員権用	○	○	-	-	○
リゾート会員権用	○	○	-	-	○
電通郵便等照会書申請書用	○	○	○	-	○
住民票の写し申請書	-	○	○	○	-
戸籍簿本交付申請書	-	○	○	○	-
外国人登録簿本交付請求書	○	○	○	○	-
出入国記録等に関する照会について	○	○	○	○	-
登記簿本申請書（営業）	-	○	○	○	-
登記簿本申請書（不動産）	-	○	○	○	-
相続放棄等の申述の有無について	-	○	○	○	-
貯金等照会書（その1・一括一窓口用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その2・通常貯金口座等用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その3・振替口座等照会用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その4・小切手等照会用）	○	○	○	-	○
貯金等照会書（その5・投資信託取引用）	○	○	○	-	○
その他用	○	○	○	-	○

(注) (同左)

改正後

別表9 教示文（「不服申立て等について」）添付対象調書等一覧表

Table with 5 columns: No, 様式番号, 様式名, 行審法57条 教示文パターン, 六理箇所の挿入句, 行審法46条 教示文パターン. Contains 42 rows of administrative document types and their corresponding codes.

改正前

別表9 教示文（「不服申立て等について」）添付対象調書等一覧表

Table with 5 columns: No, 様式番号, 様式名, 行審法57条 教示文パターン, 六理箇所の挿入句, 行審法46条 教示文パターン. Contains 43 rows of administrative document types and their corresponding codes.

改正後

43	307010-056-33	換価の猶予期間延長不許可通知書	C	換価の猶予期間延長不許可	B
44	307010-059	納税の猶予額変更通知書	C	納税の猶予額変更	B
45	307010-071	換価の猶予取消通知書 (削除)	C	換価の猶予取消	B
46	307010-107	納付通知書(保証人用)	C	告知	B
47	307010-111	差押解除拒否通知書	C	通知	B
48	307010-112	担保変更(増担保)要求通知書	C	通知	B
49	307020-016	滞納処分の停止取消通知書	C	滞納処分の停止取消	B
50	307030-003	延滞税免除通知書(教示文あり)	C	延滞税免除	B
51	308020-040	公示通知書			C
52	308020-054	入札等をなかつたものとした旨の通知書	B	処分	B
53	308020-063	不動産等の最高額申込者の決定通知書			C
54	308020-065	不動産等の最高額申込者の決定取消通知書(最高額申込者用)	B	決定取消	B
55	308020-072	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書(次順位買受申込者用)	B	決定取消	B
56	308020-077	広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書			D
57	308020-080	売却決定通知書			C
58	308020-082	売却決定取消通知書(買受人用)	C	売却決定取消	B
59	308020-087	次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書			C
60	308020-089	広告によって行う随意契約による売却通知書			D
61	308020-093	委付売却による売却通知書	B	処分	D
62	308030-002	配当計算書原本(借納者用)	B	配当	A
63	308030-003	配当計算書原本(配当権利者用)	B	配当	A
64	308030-007	配当計算書更正通知書(借納者用)	B	配当	A
65	308030-008	配当計算書更正通知書(配当権利者用)	B	配当	A
66	308030-011	充当通知書	C	充当	B
67	309000-002	差押(通知)書及び交付要求書	C	差押え及び交付要求	B
68	309000-019	徴収通知書	C	通知	B
69	310000-002	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
70	310000-007	保全差押金額決定通知書	C	決定	B
71	310000-014	保全担保提供命令書	C	提供命令	B
72	310000-015	保全担保に係る抵当権設定通知書	C	通知	B
73	310000-018	繰上請求書	C	繰上請求	B
74	311000-008	納付通知書(第二次納税義務者交付用)	C	告知	B
75	311000-027	譲渡担保権者に対する告知書(譲渡担保権者用)	C	告知	B
76	311000-033	納付催告書	B	督促	B
77	311000-034	強制換価の場合の消費税等の徴収通知書(納税者用)	C	通知	B

(注) (省略)

改正前

44	307010-056-33	換価の猶予期間延長不許可通知書 (新設)	C	換価の猶予期間延長不許可	B
45	307010-071	換価の猶予取消通知書	C	換価の猶予取消	B
46	307010-084	徴収の猶予取消通知書	C	徴収の猶予取消	B
47	307010-107	納付通知書(保証人用)	C	告知	B
48	307010-111	差押解除拒否通知書	C	通知	B
49	307010-112	担保変更(増担保)要求通知書	C	通知	B
50	307020-016	滞納処分の停止取消通知書	C	滞納処分の停止取消	B
51	307030-003	延滞税免除通知書(教示文あり)	C	延滞税免除	B
52	308020-040	公示通知書			C
53	308020-054	入札等をなかつたものとした旨の通知書	B	処分	B
54	308020-063	不動産等の最高額申込者の決定通知書			C
55	308020-065	不動産等の最高額申込者の決定取消通知書(最高額申込者用)	B	決定取消	B
56	308020-072	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書(次順位買受申込者用)	B	決定取消	B
57	308020-077	広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書			D
58	308020-080	売却決定通知書			C
59	308020-082	売却決定取消通知書(買受人用)	C	売却決定取消	B
60	308020-087	次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書			B
61	308020-089	広告によって行う随意契約による売却通知書 (新設)			D
62	308030-002	配当計算書原本(借納者用)	B	配当	A
63	308030-003	配当計算書原本(配当権利者用)	B	配当	A
64	308030-007	配当計算書更正通知書(借納者用)	B	配当	A
65	308030-008	配当計算書更正通知書(配当権利者用)	B	配当	A
66	308030-011	充当通知書	C	充当	B
67	309000-002	差押(通知)書及び交付要求書	C	差押え及び交付要求	B
68	309000-019	徴収通知書	C	通知	B
69	310000-002	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
70	310000-007	保全差押金額決定通知書	C	決定	B
71	310000-014	保全担保提供命令書	C	提供命令	B
72	310000-015	保全担保に係る抵当権設定通知書	C	通知	B
73	310000-018	繰上請求書	C	繰上請求	B
74	311000-008	納付通知書(第二次納税義務者交付用)	C	告知	B
75	311000-027	譲渡担保権者に対する告知書(譲渡担保権者用)	C	告知	B
76	311000-033	納付催告書	B	督促	B
77	311000-034	強制換価の場合の消費税等の徴収通知書(納税者用)	C	通知	B

(注) (同左)



改正後

別表10 理由附記の対象となる徴収関係処分

分類	不利処分又は申請に対する拒否処分	通知書等	処分の名あて人	区分 (注1)	
差押え	差押え（下記の差押えを除く。）	差押調書原本、差押書	滞納者	定型	
	動産及び有価証券、振替口座等の差押え		滞納者	具体	
	繰上請求事由等に該当する場合の差押え		滞納者	具体	
	帰属認定差押え		滞納者	具体	
	担保物処分のための差押え（注3）		担保物の所有者	具体	
	担保を徴している国債について行う滞納者の他の財産に対する差押え		滞納者	具体	
	保証人の財産差押え		保証人	具体	
	第二次納税義務者の財産差押え		第二次納税義務者	具体	
	譲渡担保財産の差押え		譲渡担保権者	具体	
	差押換拒否		差押換拒否通知書（注3）	質権者等	具体
	差押財産の使用等不許可	差押財産の使用等許可申立書（注3）	滞納者・交付要求権者等	具体	
	引渡命令	財産の引渡命令書（その1）	占有者	具体	
	保管命令	財産の引渡命令書（その2）（注2）	滞納者	定型	
		差押調書原本、捜索調書原本（その2）、差押財産占有調書原本（注3）、参加差押財産引渡調書原本（注3）	捜索を受けた者等	具体	
	交付要求	交付要求	交付要求通知書	滞納者	定型
担保を徴している国債について行う交付要求 （繰上）保全差押えに代えて行う交付要求（注3）		交付要求通知書	滞納者	具体	
交付要求解除拒否		交付要求解除拒否通知書（注3）	質権者等	具体	
参加差押え（下記の参加差押えを除く。）		参加差押通知書	滞納者	定型	
繰上請求事由等に該当する場合の参加差押え			滞納者	具体	
担保物処分のための参加差押え			担保物の所有者	具体	
担保を徴している国債について行う滞納者の他の財産に対する参加差押え			滞納者	具体	
保証人の財産参加差押え			保証人	具体	
第二次納税義務者の財産参加差押え			第二次納税義務者	具体	
譲渡担保財産の参加差押え			譲渡担保権者	具体	
（繰上）保全差押えに代えて行う参加差押え（注3）			滞納者	具体	
参加差押解除拒否			参加差押解除拒否通知書（注3）	質権者等	具体
納税関係拒否			納税の猶予許可（一部許可）	納税の猶予許可通知書	滞納者
		納税の猶予不許可	納税の猶予不許可通知書	滞納者	具体
		納税の猶予取消	納税の猶予取消通知書	滞納者	具体
	納税の猶予期間延長許可（一部許可）	納税の猶予期間延長許可通知書	滞納者	具体	
	納税の猶予期間延長不許可	納税の猶予期間延長不許可通知書	滞納者	具体	
	納税の猶予期間短縮	納税の猶予期間短縮通知書	滞納者	具体	
	納税の猶予納付計画変更（不利変更）	納税の猶予の納付計画変更通知書	滞納者	具体	
	換価の猶予許可（一部許可）	換価の猶予許可通知書	滞納者	具体	
	換価の猶予不許可	換価の猶予不許可通知書	滞納者	具体	
	換価の猶予期間延長許可（一部許可）	換価の猶予期間延長許可通知書	滞納者	具体	
	換価の猶予期間延長不許可	換価の猶予期間延長不許可通知書	滞納者	具体	
	換価の猶予取消	換価の猶予取消通知書	滞納者	具体	

改正前

別表10 理由附記の対象となる徴収関係処分

分類	不利処分又は申請に対する拒否処分	通知書等	処分の名あて人	区分 (注1)	
差押え	差押え（下記の差押えを除く。）	差押調書原本、差押書	滞納者	定型	
	動産及び有価証券、振替口座等の差押え		滞納者	具体	
	繰上請求事由等に該当する場合の差押え		滞納者	具体	
	帰属認定差押え		滞納者	具体	
	担保物処分のための差押え（注3）		担保物の所有者	具体	
	担保を徴している国債について行う滞納者の他の財産に対する差押え		滞納者	具体	
	保証人の財産差押え		保証人	具体	
	第二次納税義務者の財産差押え		第二次納税義務者	具体	
	譲渡担保財産の差押え		譲渡担保権者	具体	
	差押換拒否		差押換拒否通知書（注3）	質権者等	具体
	差押財産の使用等不許可	差押財産の使用等許可申立書（注3）	滞納者・交付要求権者等	具体	
	引渡命令	財産の引渡命令書（その1）	占有者	具体	
	保管命令	財産の引渡命令書（その2）（注2）	滞納者	定型	
		差押調書原本、捜索調書原本（その2）、差押財産占有調書原本（注3）、参加差押財産引渡調書原本（注3）	捜索を受けた者等	具体	
	交付要求	交付要求	交付要求通知書	滞納者	定型
担保を徴している国債について行う交付要求 （繰上）保全差押えに代えて行う交付要求（注3）		交付要求通知書	滞納者	具体	
交付要求解除拒否		交付要求解除拒否通知書（注3）	質権者等	具体	
参加差押え（下記の参加差押えを除く。）		参加差押通知書	滞納者	定型	
繰上請求事由等に該当する場合の参加差押え			滞納者	具体	
担保物処分のための参加差押え			担保物の所有者	具体	
担保を徴している国債について行う滞納者の他の財産に対する参加差押え			滞納者	具体	
保証人の財産参加差押え			保証人	具体	
第二次納税義務者の財産参加差押え			第二次納税義務者	具体	
譲渡担保財産の参加差押え			譲渡担保権者	具体	
（繰上）保全差押えに代えて行う参加差押え（注3）			滞納者	具体	
参加差押解除拒否			参加差押解除拒否通知書（注3）	質権者等	具体
納税関係拒否			納税の猶予許可（一部許可）	納税の猶予許可通知書	滞納者
		納税の猶予不許可	納税の猶予不許可通知書	滞納者	具体
		納税の猶予取消	納税の猶予取消通知書	滞納者	具体
	納税の猶予期間延長許可（一部許可）	納税の猶予期間延長許可通知書	滞納者	具体	
	納税の猶予期間延長不許可	納税の猶予期間延長不許可通知書	滞納者	具体	
	納税の猶予期間短縮	納税の猶予期間短縮通知書	滞納者	具体	
	換価の猶予取消	換価の猶予取消通知書	滞納者	具体	
	換価の猶予期間短縮	換価の猶予期間短縮通知書	滞納者	具体	
	滞納処分の停止取消	滞納処分の停止取消通知書	滞納者	具体	
	納税の猶予に伴う差押解除申請（拒否）	差押解除拒否通知書	猶予を受けた者	具体	
	担保変更（増担保）要求通知書（注3）	要求通知書（注3）	滞納者	具体	
	延滞税免除（一部）	延滞税免除通知書	滞納者	具体	

改正後

分類	不利益処分又は申請に対する拒否処分	通知書等	処分の名あて人	区分 (注1)
納税者 債権者	換領の猶予期間短縮	換領の猶予期間短縮通知書	滞納者	具体
	換領の猶予納付計画変更(不利益変更)	換領の猶予の納付計画変更通知書	滞納者	具体
	滞納処分の停止取消	滞納処分の停止取消通知書	滞納者	具体
	納税の猶予に伴う差押解除申請(拒否)	差押解除拒否通知書	猶予を受けた者	具体
	担保変更命令	担保変更(増担保)要求通知書(注3)	滞納者	具体
	延滞税免除(一部)	延滞税免除通知書	滞納者	具体
	相互協議に係る納税の猶予許可(一部許可)	納税の猶予許可通知書(相互協議)	滞納者	具体
	相互協議に係る納税の猶予不許可	納税の猶予不許可通知書(相互協議)	滞納者	具体
	相互協議に係る納税の猶予額の変更	納税の猶予額変更通知書	滞納者	具体
	相互協議に係る納税の猶予取消	納税の猶予取消通知書(相互協議)	滞納者	具体
換 債	公売公告	公売通知書	滞納者	定型
	不動産等の最高額申込者の決定取消	不動産等の最高額申込者の決定取消通知書	最高額申込者	具体
	不動産等の次順位買受申込者の決定取消	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書	次順位買受申込者	具体
	売却決定取消	売却決定取消通知書	買受人	具体
	随意契約による売却	通知書(注3)	滞納者	具体
	委託売却	委託売却による売却通知書(注3)	滞納者	定型
	広告によって行う随意契約による売却	広告によって行う随意契約による売却通知書	滞納者	具体
	退社の予告	退社の予告通知書	持分会社・滞納者	定型
	組合員の持分の私展等請求の予告	組合員等の持分の私展等請求の予告通知書	組合等	定型
	組合員の持分の私展等請求	組合員等の持分の私展等請求書	組合等	具体
特殊な滞納処分	配当計算書(権利者等なし)	配当計算書原本	滞納者	定型
	権利者等あり	配当計算書原本(注4)	滞納者・交付要求権者等	定型
	権利者等あり(権利関係の争執)	配当計算書原本・配当計算書附属書類(注5)	滞納者・交付要求権者等	定型
	換領代金交付期日の短縮	配当計算書原本	滞納者・交付要求権者等	具体
	担保権の引受けの方法による換領申出拒否	担保権の引受けの方法による換領申出書(注3)	質権者等	具体
	入札等をなかつたものとする決定	入札等をなかつたものとした旨の通知書(注3)	入札者	具体
	配当計算書更正	配当計算書更正通知書	滞納者・交付要求権者等	具体
	繰上請求	繰上請求書(注3)	納税者	具体
	保全差押金額の決定	保全差押金額決定通知書	納税者	具体
	繰上保全差押金額の決定	繰上保全差押金額決定通知書	納税者	具体

(注) (省略)

改正前

分類	不利益処分又は申請に対する拒否処分	通知書等	処分の名あて人	区分 (注1)
納税者 債権者	相互協議に係る納税の猶予許可(一部許可)	納税の猶予許可通知書(相互協議)	滞納者	具体
	相互協議に係る納税の猶予不許可	納税の猶予不許可通知書(相互協議)	滞納者	具体
	相互協議に係る納税の猶予額の変更	納税の猶予額変更通知書	滞納者	具体
	相互協議に係る納税の猶予取消	納税の猶予取消通知書(相互協議)	滞納者	具体
	公売公告	公売通知書	滞納者	定型
	不動産等の最高額申込者の決定取消	不動産等の最高額申込者の決定取消通知書	最高額申込者	具体
	不動産等の次順位買受申込者の決定取消	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書	次順位買受申込者	具体
	売却決定取消	売却決定取消通知書	買受人	具体
	随意契約による売却	通知書(注3)	滞納者	具体
	委託売却	委託売却による売却通知書(注3)	滞納者	定型
換 債	広告によって行う随意契約による売却	広告によって行う随意契約による売却通知書	滞納者	具体
	退社の予告	退社の予告通知書	持分会社・滞納者	定型
	組合員の持分の私展等請求の予告	組合員等の持分の私展等請求の予告通知書	組合等	定型
	組合員の持分の私展等請求	組合員等の持分の私展等請求書	組合等	具体
	配当計算書(権利者等なし)	配当計算書原本	滞納者	定型
	権利者等あり	配当計算書原本(注4)	滞納者・交付要求権者等	定型
	権利者等あり(権利関係の争執)	配当計算書原本・配当計算書附属書類(注5)	滞納者・交付要求権者等	定型
	換領代金交付期日の短縮	配当計算書原本	滞納者・交付要求権者等	具体
	担保権の引受けの方法による換領申出拒否	担保権の引受けの方法による換領申出書(注3)	質権者等	具体
	入札等をなかつたものとする決定	入札等をなかつたものとした旨の通知書(注3)	入札者	具体
特殊な滞納処分	配当計算書更正	配当計算書更正通知書	滞納者・交付要求権者等	具体
	繰上請求	繰上請求書(注3)	納税者	具体
	保全差押金額の決定	保全差押金額決定通知書	納税者	具体
	繰上保全差押金額の決定	繰上保全差押金額決定通知書	納税者	具体
	保全担保提供命令	保全担保提供命令書(注2、3)	滞納者	定型
	保全担保に係る抵当権設定	保全担保に係る抵当権設定通知書(注2、3)	滞納者	定型
	徴収通知(徴収法22条)	徴収通知書	譲渡財産の権利者等	具体
	徴収法22条による交付要求	国税徴収法第22条による交付要求通知書	滞納者・質権者等	定型
	譲渡担保権者に対する告知	譲渡担保権者に対する告知書	譲渡担保権者	具体
	保証人に対する告知	納付通知書	保証人	具体

(注) (同左)

改正後

別表 16 事実関係等が複雑なもの及び重要なもの（審理を要する事項）

① 重要審査委員会に付議する滞納処分等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全差押金額の決定の承認の上申（徴 159②）</li> <li>繰上請求（通 38）</li> <li>繰上保全差押金額の決定の承認の上申（通 38④⇒徴 159②）</li> <li>第二次納税義務の告知（徴 32）</li> <li>滞納処分の停止（大口、特殊事例）（徴 153）</li> <li>延滞税の免除（特殊、異例なもの）（通 63⑥四） （例） 人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除（通 63⑥四⇒通令 26 の 2 二、平成 18 年 6 月 22 日徴管 2-36 ほか 9 課共同「人為による異常な災害又は事故により延滞税の免除を行う場合の処理要領」（事務運営指針））</li> <li>徴収の猶予及び差押えの猶予（通 105）</li> <li>その他法令又は通達の適用について疑義のある滞納処分等</li> </ul>
② ①以外の滞納処分等	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保付財産が電渡された場合の国税の徴収に係る交付要求、抵当権代位実行（徴 22）</li> <li>譲渡担保権者の物的納税責任に係る告知（徴 24）</li> <li>滞納者名義で登記記録等がされている財産以外の財産の差押え（徴 47①）</li> <li>相続人による差押換えの請求に係る差押えの解除又は解除不相当の通知（徴 50）</li> <li>第三者による差押換えの請求に係る差押えの解除又は解除不相当の通知（徴 51）</li> <li>差し押さえた有価証券の取立てに伴う形成権（株式発行請求権等）の行使（徴 57）</li> <li>差し押さえた債権の取立てに伴う形成権（解除権等）の行使（徴 67）</li> <li>差し押さえた不動産の使用収益の制限（徴 69）</li> <li>差し押さえた第三債務者等のある無体財産権等の取立てに伴う形成権（解除権等）の行使（徴 73⑤）</li> <li>無益な差押えに係る差押えの解除（徴 79①二）</li> <li>超過差押えに係る差押えの解除（徴 79②一）</li> <li>滞納者が他の財産を提供した場合の差押えの解除（徴 79②二）</li> <li>3 回公売に付しても入札率がなく更に換価に付しても売却見込みがない場合の差押えの解除（徴 79②三）</li> <li>差押財産の取戻請求に係る差押えの解除（第 3 編第 6 章第 3 節第 71 の 6 「差押換えの請求等」参照）</li> <li>任意売却の申立てに伴う差押えの解除（第 3 編第 6 章第 3 節第 71 の 5 「任意売却の申立てに伴う差押えの解除」参照）</li> <li>換価代金等の配当（交付要求等に係る執行機関からの配当を含む）及び充当（徴 129）</li> <li>保全担保の提供命令等（徴 158①～⑦）</li> <li>保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知（徴 159⑤一、⑥）</li> <li>換価の猶予（延長を含む。）及び取消し（徴 151、151 の 2、152③④⇒通 46⑦、49）</li> <li>換価の猶予に伴う差押えの解除（徴 152②）</li> <li>納税義務の承継通知（通 5）</li> <li>法人の分割に係る通知（通 9 の 2）</li> <li>繰上保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知（通 38④⇒徴 159⑤一、⑥）</li> <li>強制換価の場合の消費税等の徴収の特例に係る執行機関への通知（通 39②）</li> <li>債権者代位権の行使（訴訟によるものを除く）（通 42） （例） 滞納処分の場合の代位登記（民 423、不登法 30、31、37、38、51、53 等）</li> <li>納税の猶予（延長を含む。）及び取消し（徴 48②③⑦、49）</li> <li>納税の猶予に伴う差押えの解除（通 48②）</li> <li>増担保の提供命令等（通 51①）</li> <li>担保の変更の承認等（通 51②）</li> <li>保証人に対する告知及び督促（通 52②）</li> <li>延滞税の免除（通 63）</li> </ul>
③	①及び②以外の滞納処分等で特許官等が必要と認めたもの

改正前

別表 16 事実関係等が複雑なもの及び重要なもの（審理を要する事項）

① 重要審査委員会に付議する滞納処分等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全差押金額の決定の承認の上申（徴 159②）</li> <li>繰上請求（通 38）</li> <li>繰上保全差押金額の決定の承認の上申（通 38④⇒徴 159②）</li> <li>第二次納税義務の告知（徴 32）</li> <li>滞納処分の停止（大口、特殊事例）（徴 153）</li> <li>延滞税の免除（特殊、異例なもの）（通 63⑥四） （例） 人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除（通 63⑥四⇒通令 26 の 2 二、平成 18 年 6 月 22 日徴管 2-36 ほか 9 課共同「人為による異常な災害又は事故により延滞税の免除を行う場合の処理要領」（事務運営指針））</li> <li>徴収の猶予及び差押えの猶予（通 105）</li> <li>その他法令又は通達の適用について疑義のある滞納処分等</li> </ul>
② ①以外の滞納処分等	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保付財産が電渡された場合の国税の徴収に係る交付要求、抵当権代位実行（徴 22）</li> <li>譲渡担保権者の物的納税責任に係る告知（徴 24）</li> <li>滞納者名義で登記記録等がされている財産以外の財産の差押え（徴 47①）</li> <li>相続人による差押換えの請求に係る差押えの解除又は解除不相当の通知（徴 50）</li> <li>第三者による差押換えの請求に係る差押えの解除又は解除不相当の通知（徴 51）</li> <li>差し押さえた有価証券の取立てに伴う形成権（株式発行請求権等）の行使（徴 57）</li> <li>差し押さえた債権の取立てに伴う形成権（解除権等）の行使（徴 67）</li> <li>差し押さえた不動産の使用収益の制限（徴 69）</li> <li>差し押さえた第三債務者等のある無体財産権等の取立てに伴う形成権（解除権等）の行使（徴 73⑤）</li> <li>無益な差押えに係る差押えの解除（徴 79①二）</li> <li>超過差押えに係る差押えの解除（徴 79②一）</li> <li>滞納者が他の財産を提供した場合の差押えの解除（徴 79②二）</li> <li>3 回公売に付しても入札率がなく更に換価に付しても売却見込みがない場合の差押えの解除（徴 79②三）</li> <li>差押財産の取戻請求に係る差押えの解除（第 3 編第 6 章第 3 節第 71 の 6 「差押換えの請求等」参照）</li> <li>任意売却の申立てに伴う差押えの解除（第 3 編第 6 章第 3 節第 71 の 5 「任意売却の申立てに伴う差押えの解除」参照）</li> <li>換価代金等の配当（交付要求等に係る執行機関からの配当を含む）及び充当（徴 129）</li> <li>保全担保の提供命令等（徴 158①～⑦）</li> <li>保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知（徴 159⑤一、⑥）</li> <li>換価の猶予（延長を含む。）及び取消し（徴 151、152⇒通 46⑦、49）</li> <li>換価の猶予に伴う差押えの解除（徴 152②）</li> <li>納税義務の承継通知（通 5）</li> <li>法人の分割に係る通知（通 9 の 2）</li> <li>繰上保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知（通 38④⇒徴 159⑤一、⑥）</li> <li>強制換価の場合の消費税等の徴収の特例に係る執行機関への通知（通 39②）</li> <li>債権者代位権の行使（訴訟によるものを除く）（通 42） （例） 滞納処分の場合の代位登記（民 423、不登法 30、31、37、38、51、53 等）</li> <li>納税の猶予（延長を含む。）及び取消し（徴 48②③⑦、49）</li> <li>納税の猶予に伴う差押えの解除（通 48②）</li> <li>増担保の提供命令等（通 51①）</li> <li>担保の変更の承認等（通 51②）</li> <li>保証人に対する告知及び督促（通 52②）</li> <li>延滞税の免除（通 63）</li> </ul>
③	①及び②以外の滞納処分等で特許官等が必要と認めたもの

改正後

別表 18 国税通則法第 22 条に規定する書類の提出時期

番号	申請・届出等手続名	根拠規定	到達主義	発信主義
1	繰上保全差押えをしないことを求める申請	通則法第 38 条第 4 項で準用する徴収法第 159 条第 4 項	○	
2	繰上保全差押えの解除の請求	通則法第 38 条第 4 項で準用する徴収法第 159 条第 5 項第 1 項	○	
3	納税の猶予の申請（災害、震災等の事象に基づきその国税を一時に納付することができないと認められるとき）	通則法第 46 条の 2 第 2 項（通則法第 46 条第 2 項前段）	○	
4	納税の猶予の申請（被災者の納期限未到来の国税に係る納税の猶予期間中に災害を受けたことにより猶予した金額の納付ができないとき）	通則法第 46 条の 2 第 2 項（通則法第 46 条第 2 項後段）	○	
5	納税の猶予の申請（国税の遅延等に係る国税を一時に納付できないとき）	通則法第 46 条の 2 第 3 項（通則法第 46 条第 3 項）		○
6	納税の猶予期間の延長の申請	通則法第 46 条の 2 第 7 項（通則法第 46 条第 7 項）	○	
7	納税の猶予（納税の猶予期間の延長）の申請に関する修正通知書により提出する書類	通則法第 46 条の 2 第 9 項		○
8	納税の猶予に伴う差押解除の申請	通則法第 48 条第 2 項	○	
9	国税について提供された担保の変更承認申請	通則法第 51 条第 2 項	○	
10	異議申立ての目的となった処分に係る国税の徴収のため差し押さえた財産の換価の申出	通則法第 105 条第 1 項	○	
11	異議申立ての目的となった処分に係る国税についての徴収の猶予等の申請	通則法第 105 条第 2 項	○	
12	異議申立ての目的となった処分に係る国税について差押えをしないこと又は差押解除の申請	通則法第 105 条第 3 項	○	
13	納税の猶予等に係る担保の提供手続（国債、地方債、社債等）	通則令第 16 条第 1 項（通則法第 50 条第 1 号、第 2 号又は第 7 号）	○	
14	納税の猶予等に係る担保の提供手続（不動産、船舶、航空機等）	通則令第 16 条第 2 項（通則法第 50 条第 3 号から第 5 号まで）	○	
15	納税の猶予等に係る担保の提供手続（保証人）	通則令第 16 条第 3 項（通則法第 50 条第 6 号）	○	
16	国税の担保として提供した金銭により納付する旨の書面の申出	通則令第 18 条第 1 項（通則法第 51 条第 3 項）	○	
17	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（不動産の引渡を拒んだ第三者）	徴収法第 59 条第 3 項	○	
18	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（不動産の引渡を拒まなかった第三者）	徴収法第 59 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 3 項	○	
19	差押財産の使用・収益の許可申請（滞納者）	徴収法第 61 条第 1 項	○	
20	差押財産の使用・収益の許可申請（差押財産の使用収益をする権利者）	徴収法第 61 条第 2 項	○	
21	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（自動車又は建設機械の引渡を拒んだ第三者）	徴収法第 71 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 3 項	○	
22	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（自動車又は建設機械の引渡を拒まなかった第三者）	徴収法第 71 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 3 項	○	
23	差押財産等を滞納者に引渡すべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 4 項	○	
24	権利証書を滞納者に引渡しをすべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 5 項	○	
25	権利証書を滞納者に引渡しをすべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 5 項	○	
26	自動車等を滞納者に引渡しをすべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 5 項	○	
27	公衆における入札	徴収法第 101 条第 1 項	○	
28	権利移転登記の帰属についての買受人の請求	徴収法第 121 条	○	

改正前

別表 18 国税通則法第 22 条に規定する書類の提出時期

番号	申請・届出等手続名	根拠規定	到達主義	発信主義
1	繰上保全差押えをしないことを求める申請	通則法第 38 条第 4 項で準用する徴収法第 159 条第 4 項	○	
2	繰上保全差押えの解除の請求	通則法第 38 条第 4 項で準用する徴収法第 159 条第 5 項第 1 項	○	
3	納税の猶予に伴う差押解除の申請	通則法第 48 条第 2 項	○	
4	国税について提供された担保の変更承認申請	通則法第 51 条第 2 項	○	
5	異議申立ての目的となった処分に係る国税の徴収のため差し押さえた財産の換価の申出	通則法第 105 条第 1 項	○	
6	異議申立ての目的となった処分に係る国税についての徴収の猶予等の申請	通則法第 105 条第 2 項	○	
7	異議申立ての目的となった処分に係る国税について差押えをしないこと又は差押解除の申請	通則法第 105 条第 3 項	○	
8	納税の猶予の申請（災害、震災等の事象に基づきその国税を一時に納付することができないと認められるとき）	通則令第 15 条第 2 項（通則法第 46 条第 2 項前段）	○	
9	納税の猶予の申請（被災者の納期限未到来の国税に係る納税の猶予期間中に災害を受けたことにより猶予した金額の納付ができないとき）	通則令第 15 条第 2 項（通則法第 46 条第 2 項後段）	○	
10	納税の猶予の申請（国税の遅延等に係る国税を一時に納付できないとき）	通則令第 15 条第 2 項（通則法第 46 条第 3 項）		○
11	納税の猶予期間の延長の申請	通則令第 15 条第 3 項（通則法第 46 条第 7 項）	○	
12	納税の猶予等に係る担保の提供手続（国債、地方債、社債等）	通則令第 16 条第 1 項（通則法第 50 条第 1 号、第 2 号又は第 7 号）	○	
13	納税の猶予等に係る担保の提供手続（不動産、船舶、航空機等）	通則令第 16 条第 2 項（通則法第 50 条第 3 号から第 5 号まで）	○	
14	納税の猶予等に係る担保の提供手続（保証人）	通則令第 16 条第 3 項（通則法第 50 条第 6 号）	○	
15	国税の担保として提供した金銭により納付する旨の書面の申出	通則令第 18 条第 1 項（通則法第 51 条第 3 項）	○	
16	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（不動産の引渡を拒んだ第三者）	徴収法第 59 条第 3 項	○	
17	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（不動産の引渡を拒まなかった第三者）	徴収法第 59 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 3 項	○	
18	差押財産の使用・収益の許可申請（滞納者）	徴収法第 61 条第 1 項	○	
19	差押財産の使用・収益の許可申請（差押財産の使用収益をする権利者）	徴収法第 61 条第 2 項	○	
20	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（自動車又は建設機械の引渡を拒んだ第三者）	徴収法第 71 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 3 項	○	
21	貸借契約により滞納者の財産を占有していた第三者が当該財産の引渡を命ぜられたことに伴い、当該契約を解除し、かつ、前払賃料を支払っているときの配当請求（自動車又は建設機械の引渡を拒まなかった第三者）	徴収法第 71 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 4 項で準用する同法第 59 条第 3 項	○	
22	差押財産等を滞納者に引渡すべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 4 項	○	
23	権利証書を滞納者に引渡しをすべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 5 項	○	
24	権利証書を滞納者に引渡しをすべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 5 項	○	
25	自動車等を滞納者に引渡しをすべき旨の第三者の申出	徴収法第 80 条第 5 項	○	
26	公衆における入札	徴収法第 101 条第 1 項	○	
27	権利移転登記の帰属についての買受人の請求	徴収法第 121 条	○	
28	債権移転登記の申立て	徴収法第 150 条第 1 項	○	

改正後

番号	申請・届出等手続名	根拠規定	到達主義	発信主義
29	債権存在の申立て	徴収法第130条第1項	○	
30	差当計算書に関する異議の申出	徴収法第131条第2項	○	
31	換価の猶予の申請	徴収法第151条の2第3項(徴収法第151条の2第1項)		○
32	換価の猶予(換価の猶予の期間延長)の申請	徴収法第152条第4項で準用する通則法第46条の2第4項(徴収法第152条第4項で準用する通則法第46条第7項)	○	
33	換価の猶予(換価の猶予の期間延長)の申請に関する補正申請書により提出する書類	徴収法第152条第4項で準用する通則法第46条の2第9項		○
32	保全差押えをしないことを求める申請	徴収法第159条第4項	○	
33	保全差押えの解除の請求	徴収法第159条第5項第1号	○	
34	差押財産(第三者の権利の目的となっている財産)の差押換えの請求	徴収令第19条第1項(徴収法第50条第1項)	○	
35	差押換えの請求財産の換価の申立て	徴収令第19条第2項(徴収法第50条第3項)		○
36	差押財産(相続人の固有財産)の差押換えの請求	徴収令第20条(徴収法第51条第2項)	○	
37	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(動産の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第59条第1項)		○
38	財産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(動産の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第59条第2項)		○
39	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(動産の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第1項)		○
40	財産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(動産の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第2項)		○
41	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(自動車又は建設機械の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第1項)		○
42	財産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(自動車又は建設機械の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第2項)		○
43	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(自動車又は建設機械の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第1項)		○
44	動産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(自動車又は建設機械の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第2項)		○
45	弁済委任をしようとする場合に滞納者の承認を受けている旨の届出手続	徴収令第29条(徴収法第67条第4項ただし書)	○	
46	差押財産(船舶又は航空機)の航行の許可の申立て	徴収令第31条(徴収法第70条第5項)	○	
47	差押財産(自動車・建設機械)の運行又は使用の許可の申立て	徴収令第32条で準用する同令第31条(徴収法第71条第6項)	○	
48	交付要求の解除の請求	徴収令第37条(徴収法第85条第1項)	○	
49	参加差押えの解除の請求	徴収令第42条で準用する同令第37条(徴収法第88条で準用する同法第85条第1項)	○	
50	担保権の引渡の方法による換価の申出	徴収令第47条(徴収法第124条第2項第3号)	○	
51	差押債権の第三債務者による事情届	滞調令第12条の5(滞調法第20条の6第2項)	○	

(注) (省略)

改正前

番号	申請・届出等手続名	根拠規定	到達主義	発信主義
29	相当計算書に関する異議の申出	徴収法第133条第2項	○	
30	保全差押えをしないことを求める申請	徴収法第159条第4項	○	
31	保全差押えの解除の請求	徴収法第159条第5項第1号	○	
32	差押財産(第三者の権利の目的となっている財産)の差押換えの請求	徴収令第19条第1項(徴収法第50条第1項)	○	
33	差押換えの請求財産の換価の申立て	徴収令第19条第2項(徴収法第50条第3項)		○
34	差押財産(相続人の固有財産)の差押換えの請求	徴収令第20条(徴収法第51条第2項)	○	
35	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(動産の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第59条第1項)		○
36	財産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(動産の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第59条第2項)		○
37	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(動産の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第1項)		○
38	財産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(動産の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第2項)		○
39	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(自動車又は建設機械の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第1項)		○
40	動産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(自動車又は建設機械の引渡を拒んだ第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第2項)		○
41	財産引渡命令を受けた第三者の契約の解除をした旨の通知(自動車又は建設機械の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第1項)		○
42	動産の引渡命令を受けた第三者の使用収益の請求(自動車又は建設機械の引渡を拒まなかった第三者)	徴収令第25条第1項(徴収法第71条第4項で準用する同法第59条第2項)		○
43	弁済委任をしようとする場合に滞納者の承認を受けている旨の届出手続	徴収令第29条(徴収法第67条第4項ただし書)	○	
44	差押財産(船舶又は航空機)の航行の許可の申立て	徴収令第31条(徴収法第70条第5項)	○	
45	差押財産(自動車・建設機械)の運行又は使用の許可の申立て	徴収令第32条で準用する同令第31条(徴収法第71条第6項)	○	
46	交付要求の解除の請求	徴収令第37条(徴収法第85条第1項)	○	
47	参加差押えの解除の請求	徴収令第42条で準用する同令第37条(徴収法第88条で準用する同法第85条第1項)	○	
48	担保権の引渡の方法による換価の申出	徴収令第47条(徴収法第124条第2項第3号)	○	
49	差押債権の第三債務者による事情届	滞調令第12条の5(滞調法第20条の6第2項)	○	

(注) (同左)



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">204010-008 滞納区分別税額階層別滞納残高状況表</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 調理要領 (1)~(3) (省略) <u>(4) (別紙) に、猶予状態区分を表示する。</u></p>	<p style="text-align: center;">204010-008 滞納区分別税額階層別滞納残高状況表</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 (同左)</p> <p>2 調理要領 (1)~(3) (同左) (新設)</p>

改正後

(削除)

改正前

204010-012 整理済滞納内訳表

【様式】

整理済滞納内訳表

HMRF041

区分	年月		①のちる公表等による滞納		②天出		③繰延の滞		④その他		⑤整理済滞納		数量・人、千円
	人員	滞納	人員	滞納	人員	滞納	人員	滞納	人員	滞納	人員	滞納	
所管・大口区分													
特別徴収滞納者													
大口													
大口以外													
合 計													



改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;"><b>204010-012 整理済滞納内訳表</b></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>「整理済滞納内訳表」は、指定された期間又は指定月における所属区分別処分対象滞納の整理済件数及び税額並びに滞納額 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> の大口のもの及び大口以外のものの整理済件数及び税額を表示し、「整理済滞納」の詳細を確認するために作成する。</p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) この帳票は、処分対象滞納整理状況表における整理済滞納を集計対象とする。</p> <p>(2) 「①収納」欄、「①のうち公売等による収納」欄、「②充当」欄、「③課税の減」欄及び「⑤その他」欄は、次のとおり表示する。</p> <p>また、整理済合計は、処分対象滞納整理状況表の整理済滞納と一致する。</p> <p>「①収納」…………… 集計期間に発生した収納口座の件数、税額を表示する。</p> <p>「①のうち公売等による収納」・「①収納」のうち、公売等によるものの件数、税額を表示する。</p> <p>「②充当」…………… 集計期間に充当処理した口座の件数、税額を表示する。</p> <p>「③課税の減」…………… 集計期間に課税減処理した口座の件数、税額を表示する。</p> <p>「④不納欠損」…………… 集計期間に不納欠損処理した口座の件数、税額を表示する。</p> <p>「⑤その他」…………… 集計期間に督促取消した口座の件数、税額を表示する。</p> <p>(3) 整理済滞納の内訳として、同一滞納者について複数の要因がある場合、当該人員はそれぞれの要因ごとに計上するが、「整理済滞納合計」欄の「人員」欄は、実人員を計上する。</p> <p>(4) この帳票は、帳票作成日がKSK債権管理システムの「月締め処理」前の場合、帳票作成日現在で速報集計を行い表示する。</p>

改正後

204010-013 整理区分別税額階層別純滞納残高状況表（別紙）

【様式】

印FAS2585

整理区分別税額階層別純滞納残高状況表（別紙）

区名	階層	延滞納	滞納	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金	滞納未払金

改正前

（新設）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">204010-013 整理区分別税額階層別純滞納残高状況表</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 調理要領 (1)～(6) (省略) (7) <u>(別紙) に、猶予状態区分を表示する。</u></p>	<p style="text-align: center;">204010-013 整理区分別税額階層別純滞納残高状況表</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (同左)</p> <p>2 調理要領 (1)～(6) (同左) (新設)</p>

改正後

(削除)

改正前

204010-016 整理区分別処分対象滞納整理状況表

【様式】

整理区分別処分対象滞納整理状況表

整理区分	整理区分コード	整理区別												整理区分コード			
		第1整理区分		第2整理区分		第3整理区分		第4整理区分		第5整理区分		第6整理区分					
		人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯				
住宅用	個人用	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
商業用	個人用	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
業務用	個人用	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
公共用	個人用	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
雑種	個人用	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
合計		人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯

BRPF011

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;">204010-016 整理区分別処分対象滞納整理状況表</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的</p> <p>「整理区分別処分対象滞納整理状況表」は、前年度から繰り越した処分対象滞納について、事務年度当初に設定された整理区分に区分して、指定した期間における処分対象滞納の滞納発生及び整理状況並びに期末残高を表示して、自署（局）における滞納整理状況を把握するために作成する。</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この帳票は、事務年度又は単月単位で処分対象滞納を集計対象とする。</p> <p>(注) 集計期間の（自）は、事務年度の期首である7月を指定して活用することに留意する。</p> <p>なお、集計期間の（自）を期首（7月）以外に指定して作成することも可能であるが、新規分の期中増減は前月までの計数を含まないことから、期末残高との関係で異常値が表示される。</p> <p>(2) 帳票名の下に、「全局署計」、「局署計」、「局特整計」、「全署計」又は「署計（署別、部門別）」のいずれかを表示する。</p> <p>(3) 「要整理」欄は、次のとおり表示する。</p> <p>イ 「期首滞納」欄は、前期（又は前月）の期末残高における整理区分別の人員、税額を表示する。</p> <p>ロ 「期中増減」欄は、指定した期間中における「転入等」、「徴収の引受」、「延滞税等確定」、「転出等」、「徴収の引継返戻」及び「分担変更」による処分対象滞納の異動人員及び税額（併有滞納による新規発生額を含む。）を計上する。</p> <p>ハ 「①計」欄は、「期首滞納」及び「期中発生」の合計額を表示する。</p> <p>(4) 「整理済滞納」欄は、次のとおり表示する。</p> <p>イ 「処理」欄は、「要整理」－「期末残高」－「滞納処分の停止」により表示する。</p> <p>ロ 「左のうち公売等による収納」欄は、処理のうち、「公売」、「差押債権の取立て」、「交付要求の受入れ」等により減少した人員、税額を表示する。</p> <p>ハ 「滞納処分の停止」欄は、指定期間中に滞納処分の停止を行った人員、税額を表</p>

改正後	改正前
	<p>示する。ただし、一部停止したものについては、税額のみ計上する。</p> <p>ニ 「②計」欄は、「処理」及び「滞納処分の停止」の合計額を表示する。</p> <p>(5) 「整理割合」欄は、「②計」/「①計」の数値を百分率により算出し、小数点第一位（小数点第二位を四捨五入）まで表示する。</p> <p>(6) 「期末残高」欄は、債権管理システムから受信した「月末現在未納表」の情報を基に、指定した「作成年月日（至）」が属する月において、処分対象滞納となる徴収決定口座の件数及び滞納額を集計して表示する。</p> <p>(7) 「整理区分」の「新規分」欄は、指定期間中に新規発生したもの（上記(3)口に係るものを除く。）の人員、税額を表示する。</p>

改正後

(削除)

改正前

204010-017 処理方針区分別処分対象滞納整理状況表

【様式】

処理方針		滞納区分別				滞納区分												滞納状況					
滞納区分	小計	滞納区分				滞納区分			滞納区分			滞納区分			滞納区分			滞納区分					
		滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分			
滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	滞納区分	

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;"><b>204010-017 処理方針区分別処分対象滞納整理状況表</b></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>「処理方針区分別処分対象滞納整理状況表」は、前年度から繰り越した処分対象滞納について、事務年度当初に設定された処理方針別に区分し、指定した期間における処分対象滞納の滞納発生及び整理状況並びに期末残高を表示して、自署（局）における滞納整理状況を把握するために作成する。</p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) この帳票は、事務年度又は単月単位での処分対象滞納を集計対象とする。</p> <p>(注) 集計期間の（自）は、事務年度の期首である7月を指定して活用することに留意する。</p> <p>なお、集計期間の（自）を期首（7月）以外に指定して作成することも可能であるが、新規分の期中増減は前月までの計数を含まないことから、期末残高との関係で異常値が表示される。</p> <p>(2) 帳票名の下に、「全局署計」、「局署計」、「局特整計」、「全署計」又は「署計（署別、部門別）」のいずれかを表示する。</p> <p>(3) 「要整理」欄は、次のとおり表示する。</p> <p>イ 「期首滞納」欄は、前期（又は前月）の期末残高の処理方針区分別の人員、税額を表示する。</p> <p>ロ 「期中増減」欄は、指定した期間中における「転入等」、「徴収の引受」、「延滞税等確定」、「転出等」、「徴収の引継返戻」及び「分担変更」による処分対象滞納の異動人員及び税額（併有滞納による新規発生額を含む。）を計上する。</p> <p>ハ 「①計」欄は、「期首滞納」及び「期中発生」の合計額を表示する。</p> <p>(4) 「整理済滞納」欄は、次のとおり表示する。</p> <p>イ 「処理」欄は、「要整理」－「期末残高」－「滞納処分の停止」により表示する。</p> <p>ロ 「左のうち公売等による収納」欄は、処理のうち、「公売」、「差押債権の取立て」、「交付要求による受入れ」等により減少した人員、税額を表示する。</p> <p>ハ 「滞納処分の停止」欄は、指定期間中に滞納処分の停止を行った人員、税額を表示する。</p>



改正後	改正前
	<p>三 「②計」欄は、「処理」及び「滞納処分の停止」の合計額を表示する。</p> <p>(5) 「整理割合」欄は、「②計」/「①計」の数値を百分率により算出し、小数点第一位（小数点第二位を四捨五入）まで表示する。</p> <p>(6) 「差引純滞納」欄は、債権管理システムから受信した「月末現在未納表」の情報を基に、指定した「作成年月日（至）」が属する月において、処分対象滞納となる徴収決定口座の件数及び滞納額を集計して表示する。</p> <p>(7) 「処理方針区分」の「新規分」欄は、指定期間中に新規発生したもの（上記(3)口に係るものを除く。）の人員、税額を表示する。</p>

改正後

(削除)

改正前

204010-022 税額階層別処分対象滞納整理状況表

【様式】

税額階層別処分対象滞納整理状況表

税額階層	年 月				年 月				年 月				年 月				年 月							
	人数		税額		人数		税額		人数		税額		人数		税額		人数		税額					
	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額				
10万円未満																								
10万円以上 150万円未満																								
150万円以上 1000万円未満																								
1000万円以上 5000万円未満																								
5000万円以上 10000万円未満																								
10000万円以上 50000万円未満																								
50000万円以上 100000万円未満																								
100000万円以上																								
1000円以上																								
小計																								
新集分																								
合計																								

課税・入・滞納、年

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>204010-022 税額階層別処分対象滞納整理状況表</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p><u>「税額階層別処分対象滞納整理状況表」は、前年度から繰り越した処分対象滞納について、事務年度当初において設定された税額階層別に区分して、指定した期間における処分対象滞納の滞納発生及び整理状況並びに期末残高を表示し、自署（局）における滞納整理状況を把握するために作成する。</u></p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) <u>この帳票は、事務年度又は単月単位の処分対象滞納を集計対象とする。</u></p> <p><u>(注) 集計期間の（自）は、事務年度の期首である7月を指定して活用することに留意する。</u></p> <p><u>なお、集計期間の（自）を期首（7月）以外に指定して作成することも可能であるが、新規分の期中増減は前月までの計数を含まないことから、期末残高との関係で異常値が表示される。</u></p> <p>(2) <u>「税額階層」欄は、期首における滞納額がいずれの税額階層に属するかにより判定する。</u></p> <p><u>なお、併有発生、延滞税確定及び収納等により、滞納残高が税額階層区分と相違することとなっても、区分の異動は行わない。</u></p> <p>(3) <u>「税額階層」区分の「新規分」欄は、指定期間中に新たに処分対象滞納となったものを集計し表示する。</u></p> <p>(4) <u>「要整理滞納」欄は、次により表示する。</u></p> <p>イ <u>「前期繰越」欄は、前期（又は前月）の期末残高を計上する。</u></p> <p>ロ <u>「期中増減」欄は、指定した期間中における「転入等」、「徴収の引受」、「延滞税等確定」、「転出等」、「徴収の引継返戻」及び「分担変更」による処分対象滞納の異動人員及び税額（併有滞納による新規発生額を含む。）を計上する。</u></p> <p><u>なお、局特整所掌滞納については、徴収の引継ぎを受けた場合は増額し、引受けの返戻をした場合は減額して計上する。</u></p> <p>三 <u>「①計」欄は、「期首滞納」及び「期中発生」の合計額を表示する。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(5) 「整理済滞納」欄は、次により表示する。</p> <p>イ 「処理」欄は、「要整理」－「期末残高」－「滞納処分の停止」により表示する。</p> <p>ロ 「左のうち公売等による収納」欄は、「公売」、「差押債権の取立て」及び「交付要求の受入れ」等に係る収納金額を表示する。</p> <p>ハ 「滞納処分の停止」欄は、滞納処分の停止を行った場合に計上する。なお、一部停止の場合は、人員に計上されない。</p> <p>(6) 「整理割合」欄は、「整理済滞納の計 (①)」÷「要整理滞納の計 (②)」×100 ( % ) により表示し、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示する。</p> <p>(7) 「期末残高」欄は、債権管理システムから受信した「月末現在未納表」の情報を基に、指定した「作成年月日 (至)」が属する月において、処分対象滞納となる徴収決定口座の件数及び滞納額を集計して表示する。</p> <p>(8) この帳票は、帳票作成日がK S K債権管理システムの「月締め処理」前の場合は、帳票作成日現在で速報集計を行い表示する。</p>

改正後

(削除)

改正前

204010-024 業種別処分対象滞納整理状況表

【様式】

業種別処分対象滞納整理状況表

年度 年 月 日	整理状況		整理済		未整理		滞納率		滞納額		
	人員	数	人員	数	人員	数	人員	数	人員	数	
業種別	製造業										
	卸売業										
	小売業										
	建設業										
	運輸業										
	通信業										
	情報業										
	サービス業										
	その他										
	合計										
		整理済		未整理		滞納率		滞納額		滞納率	
		人員		人員		人員		人員		人員	
		数		数		数		数		数	
		人員		人員		人員		人員		人員	
		数		数		数		数		数	
		人員		人員		人員		人員		人員	
		数		数		数		数		数	
		人員		人員		人員		人員		人員	
		数		数		数		数		数	
		人員		人員		人員		人員		人員	
		数		数		数		数		数	
		人員		人員		人員		人員		人員	
		数		数		数		数		数	

改正後	改正前																												
(削除)	<p style="text-align: center;"><b>204010-024 業種別処分対象滞納整理状況表</b></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b>  「業種別処分対象滞納整理状況表」は、前年度から繰り越した処分対象滞納について、事務年度当初において設定された業種別に区分して、指定した期間における処分対象滞納の滞納発生及び整理状況並びに期末残高を表示し、自署（局）における滞納整理状況を把握するために作成する。</p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) この帳票は、事務年度又は単月単位での処分対象滞納を集計対象とする。  (注) 集計期間の（自）は、事務年度の期首である7月を指定して活用することに留意する。  なお、集計期間の（自）を期首（7月）以外に指定して作成することも可能であるが、新規分の期中増減は前月までの計数を含まないことから、期末残高との関係で異常値が表示される。</p> <p>(2) 「業種区分」欄は、次表のとおり「業種コード（徴収）」を「業種順番コード」に置き換えて判定する。</p> <table border="1" data-bbox="1220 826 1904 1449"> <thead> <tr> <th>業種コード</th> <th>業種順番コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>00：製造業</td><td>01：製造業</td></tr> <tr><td>01：卸売業</td><td>02：販売業</td></tr> <tr><td>02：小売業</td><td>02：販売業</td></tr> <tr><td>03：建設業</td><td>03：不動産・建築業</td></tr> <tr><td>04：運送業</td><td>06：その他の事業</td></tr> <tr><td>05：サービス業</td><td>06：その他の事業</td></tr> <tr><td>06：料理飲食業</td><td>04：料理飲食業</td></tr> <tr><td>07：金融業</td><td>05：金融業</td></tr> <tr><td>08：不動産業</td><td>03：不動産・建築業</td></tr> <tr><td>09：その他</td><td></td></tr> <tr><td>    0910：その他事業</td><td>06：その他の事業</td></tr> <tr><td>    0920：その他業種</td><td>07：その他</td></tr> <tr><td>分類不能</td><td>06：その他の事業</td></tr> </tbody> </table>	業種コード	業種順番コード	00：製造業	01：製造業	01：卸売業	02：販売業	02：小売業	02：販売業	03：建設業	03：不動産・建築業	04：運送業	06：その他の事業	05：サービス業	06：その他の事業	06：料理飲食業	04：料理飲食業	07：金融業	05：金融業	08：不動産業	03：不動産・建築業	09：その他		0910：その他事業	06：その他の事業	0920：その他業種	07：その他	分類不能	06：その他の事業
業種コード	業種順番コード																												
00：製造業	01：製造業																												
01：卸売業	02：販売業																												
02：小売業	02：販売業																												
03：建設業	03：不動産・建築業																												
04：運送業	06：その他の事業																												
05：サービス業	06：その他の事業																												
06：料理飲食業	04：料理飲食業																												
07：金融業	05：金融業																												
08：不動産業	03：不動産・建築業																												
09：その他																													
0910：その他事業	06：その他の事業																												
0920：その他業種	07：その他																												
分類不能	06：その他の事業																												

改正後	改正前
	<p>(3) 「業種区分」の「新規分」欄は、指定期間中に新たに処分対象滞納となったものを集計し表示する。</p> <p>(4) 「要整理」欄は、次により表示する。</p> <p>イ 「前期繰越」欄は、前期（又は前月）の期末残高を計上する。</p> <p>ロ 「期中増減」欄は、指定した期間中における「転入等」、「徴収の引受」、「延滞税等確定」、「転出等」、「徴収の引継返戻」及び「分担変更」による処分対象滞納の異動人員及び税額（併有滞納による新規発生額を含む。）を計上する。</p> <p>なお、局特整所掌滞納については、徴収の引継ぎを受けた場合は増額し、引受けの返戻をした場合は減額して計上する。「期中増減」欄は、指定した期間中に発生した併有分及び確定した延滞税を計上する。</p> <p>ハ 「①計」欄は、「期首滞納」及び「期中発生」の合計額を表示する。</p> <p>(5) 「整理済」欄は、次により表示する。</p> <p>イ 「処理」欄は、「要整理」－「期末残高」－「滞納処分の停止」により表示する。</p> <p>ロ 「左のうち公売等による収納」欄は、「公売」、「差押債権の取立て」及び「交付要求の受入れ」等に係る収納金額を表示する。</p> <p>ハ 「滞納処分の停止」欄は、滞納処分の停止を行った場合に計上する。なお、一部停止の場合は、人員に計上されない。</p> <p>(6) 「整理割合」欄は、「整理済滞納の計(①)」÷「要整理滞納の計(②)」×100(%)により表示し、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示する。</p> <p>(7) 「期末残高」欄は、債権管理システムから受信した「月末現在未納表」の情報を基に、指定した「作成年月日(至)」が属する月において、処分対象滞納となる徴収決定口座の件数及び滞納額を集計して表示する。</p> <p>(8) この帳票は、帳票作成日がKSK債権管理システムの「月締め処理」前の場合は、帳票作成日現在で速報集計を行い表示する。</p>









改正前

(新設)

改正後

項目	内容	備考
1	...	...
2	...	...
3	...	...
4	...	...
5	...	...
6	...	...
7	...	...
8	...	...
9	...	...
10	...	...
11	...	...
12	...	...
13	...	...
14	...	...
15	...	...
16	...	...
17	...	...
18	...	...
19	...	...
20	...	...
21	...	...
22	...	...
23	...	...
24	...	...
25	...	...
26	...	...
27	...	...
28	...	...
29	...	...
30	...	...
31	...	...
32	...	...
33	...	...
34	...	...
35	...	...
36	...	...
37	...	...
38	...	...
39	...	...
40	...	...
41	...	...
42	...	...
43	...	...
44	...	...
45	...	...
46	...	...
47	...	...
48	...	...
49	...	...
50	...	...
51	...	...
52	...	...
53	...	...
54	...	...
55	...	...
56	...	...
57	...	...
58	...	...
59	...	...
60	...	...
61	...	...
62	...	...
63	...	...
64	...	...
65	...	...
66	...	...
67	...	...
68	...	...
69	...	...
70	...	...
71	...	...
72	...	...
73	...	...
74	...	...
75	...	...
76	...	...
77	...	...
78	...	...
79	...	...
80	...	...
81	...	...
82	...	...
83	...	...
84	...	...
85	...	...
86	...	...
87	...	...
88	...	...
89	...	...
90	...	...
91	...	...
92	...	...
93	...	...
94	...	...
95	...	...
96	...	...
97	...	...
98	...	...
99	...	...
100	...	...

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">204010-028 滞納整理関係事務実施状況表（滞納処分等）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 処理区分は、次に掲げるところによる。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 換価の猶予（申請） <u>国税徴収法第151条の2の規定による換価の猶予を行った回数及び猶予額を計上する。</u> なお、国税通則法第55条第1項第1号の規定による納付委託を受けた証券の券面額の合計を内書に計上する（徴収システムの入力は上記イに同じ）。</p> <p>ハ 換価の猶予（職権） <u>国税徴収法第151条の規定による換価の猶予を行った回数及び猶予額を計上する。</u> なお、<u>国税通則法第55条第1項第1号の規定による納付委託を受けた証券の券面額の合計を内書に計上する（徴収システムの入力は上記イに同じ）。</u></p> <p>ニ （省略）</p> <p>ホ （省略）</p> <p>ヘ （省略）</p> <p>ト （省略）</p> <p>チ （省略）</p> <p>リ （省略）</p> <p>ヌ （省略）</p> <p>ル （省略）</p> <p>ロ （省略）</p> <p>ワ （省略）</p>	<p style="text-align: center;">204010-028 滞納整理関係事務実施状況表（滞納処分等）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 処理区分は、次に掲げるところによる。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 換価の猶予 換価の猶予を行った回数及び猶予額を計上する。 なお、国税通則法第55条第1項第1号の規定による納付委託を受けた証券の券面額の合計を内書に計上する（徴収システムの入力は上記イに同じ）。</p> <p>（新設）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>ニ （同左）</p> <p>ホ （同左）</p> <p>ヘ （同左）</p> <p>ト （同左）</p> <p>チ （同左）</p> <p>リ （同左）</p> <p>ヌ （同左）</p> <p>ル （同左）</p> <p>ロ （同左）</p>

改正後	改正前
カ (省略)	ワ (同左)
ク (省略)	カ (同左)
ク (省略)	ク (同左)
レ (省略)	ク (同左)
ソ (省略)	レ (同左)
ツ (省略)	ソ (同左)
ネ (省略)	ツ (同左)
ナ (省略)	ネ (同左)
ラ (省略)	ナ (同左)
ム (省略)	ラ (同左)
(3) (省略)	(3) (同左)

改正後

(削除)

改正前

204010-030 滞納整理関係事務実施状況表 (事後監査事務)

【様式】

滞納整理関係事務実施状況表 (事後監査事務)

年月 年 月

滞納整理関係事務 種別	滞納整理関係事務 実施状況		滞納整理関係事務 実施状況		滞納整理関係事務 実施状況		滞納整理関係事務 実施状況		滞納整理関係事務 実施状況	
	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別
特別徴収権者	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
付 属 員	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
被 徴 収 権 者	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
部 門 職 員 等	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
滞納整理関係事務部門職員	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
合 計	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内

【滞納整理関係事務】		【滞納整理関係事務】		【滞納整理関係事務】		【滞納整理関係事務】		【滞納整理関係事務】	
滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別	滞納整理 関係事務 種別
特別徴収権者	内	内	内	内	内	内	内	内	内
付 属 員	内	内	内	内	内	内	内	内	内
被 徴 収 権 者	内	内	内	内	内	内	内	内	内
部 門 職 員 等	内	内	内	内	内	内	内	内	内
滞納整理関係事務部門職員	内	内	内	内	内	内	内	内	内
合 計	内	内	内	内	内	内	内	内	内

改正後	改正前
(削除)	<p data-bbox="1292 210 1912 240" style="text-align: center;">204010-030 滞納整理関係事務実施状況表(事後監査事務)</p> <p data-bbox="1137 252 1258 279"><b>【調理要領】</b></p> <p data-bbox="1131 298 1249 325"><b>1 目的</b></p> <p data-bbox="1155 341 2051 497">「滞納整理関係事務実施状況表（事後監査事務）」は、前事務年度以前に停止決議を行った事案について、指定された期間において行った事後監査事務の実施状況及び当該従事日数について、その従事職員の所属区分ごとに表示し、事後監査の進捗よく状況や投下事務量を把握するために作成する。</p> <p data-bbox="1131 513 1272 541"><b>2 調理要領</b></p> <p data-bbox="1155 557 1767 584">(1) 「事後監査事務実施状況」は、次のとおり表示する。</p> <p data-bbox="1182 600 2051 715">イ 「期首停止事案数」欄は、前事務年度以前に停止決議を行った事案のうち、7月1日現在で「消滅確認決議を行っていないもの」かつ「当該事務年度において事後監査を行っていないもの」の事案数を表示する。</p> <div data-bbox="1182 724 2051 801" style="background-color: black; height: 48px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1182 817 2051 884">ロ 「事後監査前消滅数」欄は、「期首停止事案」のうち、事後監査を行う前に、納税義務消滅確認決議を行った事案数を表示する。</p> <p data-bbox="1229 900 1727 927">なお、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>について、内書表示する。</p> <p data-bbox="1182 943 2051 1010">ハ 「事後監査実施事案数」欄は、指定された期間中に実施した事後監査の事案数を表示する。</p> <p data-bbox="1209 1026 2051 1093">また、事後監査の結果について、「内、停止継続」及び「内、停止取消」に表示する。</p> <p data-bbox="1182 1109 2051 1265">ニ 「差引事後監査未済」欄は、前事務年度以前に行った停止決議のうち、指定された期間の末日までに、「消滅確認決議を行っていないもの」かつ「当該事務年度中に事後監査を行っていないもの」の事案数を表示する。また、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>について、内書表示する。</p> <p data-bbox="1155 1281 1675 1308">(2) 「従事事務内容」は、次のとおり表示する。</p> <p data-bbox="1182 1324 2051 1391">イ 前事務年度以前に行った停止決議に係る事後監査事務に従事した時間について、「出張事務」及び「署内徴収事務」に分けて表示する。</p>

改正後	改正前
	<p><u>ロ 事後監査に従事した時間のうち、[REDACTED]に従事した時間を内書表示する。</u></p> <p><u>ハ 事後監査に従事した時間を7.75で除して、人日単位で表示する。</u></p>



改正後

204030-002 新規処分対象滞納一覧表

【調理要領】

1 目的

(省略)

2 調理要領

(1)～(9) (省略)

(10) 「処分状況」欄(上段)は、該当する滞納者に、有効な①滞納処分情報、又は②猶予決議情報がある場合、以下のとおり表示する。

なお、複数の情報が存在する場合には、以下の項番で判定した1件のみを表示し、末尾に「\*」を表示する。

① (省略)

② (省略)

項番	決議種類	略称
1	納税の猶予	納税猶予
2	換価の猶予(申請)	換価申請
3	換価の猶予(職権)	換価職権
4	徴収の猶予	徴収猶予
5	納付誓約	納付誓約
6	納付受託	納付受託

(11)～(13) (省略)

改正前

204030-002 新規処分対象滞納一覧表

【調理要領】

1 目的

(同左)

2 調理要領

(1)～(9) (同左)

(10) 「処分状況」欄(上段)は、該当する滞納者に、有効な①滞納処分情報、又は②猶予決議情報がある場合、以下のとおり表示する。

なお、複数の情報が存在する場合には、以下の項番で判定した1件のみを表示し、末尾に「\*」を表示する。

① (同左)

② (同左)

項番	決議種類	略称
1	納税の猶予	納税猶予
(新設)	(新設)	(新設)
2	換価の猶予	換価猶予
3	徴収の猶予	徴収猶予
4	納付誓約	納付誓約
5	納付受託	納付受託

(11)～(13) (同左)

改正後

204030-008 滞納者一覧表

【調理要領】

1 目的

(省略)

2 調理要領

(1)～(6) (省略)

(7) 「整理区分」欄(上段)は、帳票作成日現在の「整理区分(小区分)」及び「猶予状態区分」を表示し、「展開日」欄(下段)は、最新の展開年月日を表示する。

(8)～(9) (省略)

(10) 「指定税目総滞納額」欄は、滞納者総合検索画面で指定した税目に係る滞納額(滞納処分の停止中の額は除く。)を滞納者ごとに表示する。

(削除)

(11) 「税目」欄(上段)は、滞納者の全ての滞納税目を表示し、「全税目総滞納額」欄(下段)は、滞納者ごとの滞納税額(滞納処分の停止中の額は除く。)を表示する。

一部停止事案については、各欄に停止税額を除いた滞納額を計上するとともに、「全税目滞納額」欄の左端に「\*」を表示する。

なお、滞納税目の略称については、下記参考のとおり。

(12)・(13) (省略)

〈参考〉漢字略称一覧

コード	税目	略称
(省略)	(省略)	(省略)
040	地方法人税	〒
042	連結地方法人税	ヶ
(省略)	(省略)	(省略)

改正前

204030-008 滞納者一覧表

【調理要領】

1 目的

(同左)

2 調理要領

(1)～(6) (同左)

(7) 「整理区分」欄(上段)は、帳票作成日現在の「整理区分(小区分)」を表示し、「展開日」欄(下段)は、最新の展開年月日を表示する。

(8)～(9) (同左)

(10) 「指定税目総滞納額」欄は、滞納者総合検索画面で指定した税目に係る滞納額を滞納者ごとに表示する。

(注) システム上の都合により、「指定税目総滞納額」には仮口座による滞納を含み、「全税目滞納額」欄には、仮口座による滞納を含まず表示していることに注意する。

(11) 「税目」欄(上段)は、滞納者のすべての滞納税目を表示し、「全税目総滞納額」欄(下段)は、滞納者ごとの滞納税額(滞納処分の停止中の額は除く。)を表示する。

(新設)

なお、滞納税目の略称については、下記参考のとおり。

(12)・(13) (同左)

〈参考〉漢字略称一覧

コード	税目	略称
(同左)	(同左)	(同左)
040	会社臨時特別税	会
(新設)	(新設)	(新設)

改正後	改正前		
	(同 左)	(同左)	(同左)



改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>204030-009 滞納者管理簿</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p><u>「滞納者管理簿」は、滞納者別に滞納発生年月日、時効完成見込年月日、最新接触年月日、整理区分等を確認し、所掌する滞納事案の現状を一覧で把握するとともに、今後の処分方針を検討するために使用する。</u></p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) <u>この帳票は、帳票作成日現在における処分対象滞納に係る事案を抽出対象とする。</u></p> <p>(2) <u>「項番」欄は、一連番号を表示する。</u></p> <p>(3) <u>「整理番号」欄、「氏名(名称)」欄及び「住所(所在)」欄は、滞納者の情報をそれぞれ表示する。</u></p> <p>(4) <u>「担当者」欄は、事案担当者の氏名を表示する。</u></p> <p>(5) <u>「業種」欄は、滞納者の業種(大区分)を表示する。</u></p> <p>(6) <u>「滞納発生年月日」欄は、滞納発生年月日(現在滞納がある口座の最も古い督促年月日)を表示する。</u></p> <p>(7) <u>「最新接触年月日」欄は、当該滞納者の「最新接触年月日」を表示する。</u></p> <p><u>(注) 「接触」とは、「滞納整理事務実績(滞納処分等)」の「① 猶予」から「⑩ 催促」に掲げる処分等の事績があるものをいう。</u></p> <p>(8) <u>「時効見込年月日」欄は、滞納口座の中で、最も早く時効見込年月日が到来する年月日を表示する。</u></p> <p>(9) <u>「初回引受年月日」欄は、現在所掌している滞納者の口座(完結口座を含む。)のうち、最も古い引受年月日(局特整が引受処理を行った日)を表示する。</u></p> <p><u>(注) 局引受年月日については、局で出力した場合のみ表示される。署で出力した場合は、「-」を表示する。</u></p> <p>(10) <u>「滞納状況・期首」欄は、当該滞納事案の7月の期首(6月末の期末残高)を表示する。</u></p> <p><u>(注) 6月末の期末残高とは、6月30日時点の滞納額ではなく、月締切処理を行った後の滞納額である。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(11) 「<u>滞納状況・新規発生</u>」欄は、<u>事務年度当初から帳票作成日までの処分対象滞納の新規発生滞納額を表示する(12)に計上すべきものは除く。</u></p> <p><u>滞納発生の計上方法は、「処分対象滞納整理状況表」の「新規発生」から「分担変更」に準じる。</u></p> <p><u>(注) 事務年度の途中において発生した滞納事案については、システム上の都合から、期首滞納は「0」で表示されている。</u></p> <p>(12) 「<u>滞納状況・整理済</u>」欄は、<u>帳票作成日までの処理額を表示する。</u></p> <p><u>処理額の計上方法は、「処分対象滞納整理状況表」の整理済滞納及び上記(13)に準じる。</u></p> <p>(13) 「<u>滞納状況・滞納残高</u>」欄は、<u>帳票作成日現在の滞納残高を表示する。</u></p> <p>(14) 「<u>増減</u>」欄は、<u>次により期首の滞納額と現在の滞納額を比較し、その増減額を表示する。</u></p> <p><u>なお、マイナス数値については、数字の頭部に「▲」を付す。</u></p> <p><u>(注) システム上の都合により、正確な表示がされていない。</u></p> <p>(15) 「<u>傾向</u>」欄は、<u>期首滞納額と滞納残額の比率(期首比)を表示するとともに、残高の傾向を以下の条件に基づき矢印で表示する。</u></p> <p><u>「↑：150%超」</u></p> <p><u>「^：110%～150%」</u></p> <p><u>「→：90%～110%」</u></p> <p><u>「\：50%～90%」</u></p> <p><u>「↓：50%以下」</u></p> <p>(16) 「<u>整理区分</u>」欄は、<u>次のとおり表示する。</u></p> <p><u>期首：事務年度当初(事務年度の途中に発生した滞納事案は、発生した月の月末時点のもの)の整理区分を表示する。</u></p> <p><u>現在：帳票作成日現在の整理区分を表示する。</u></p> <p><u>展開年月日：現在の整理区分に展開した年月日を表示する。</u></p> <p>(17) 「<u>処理方針区分</u>」欄は、<u>次のとおり表示する。</u></p> <p><u>期首：事務年度当初(事務年度の途中に発生した滞納事案は、発生した月の月末時</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>点のもの) の処理方針区分を表示する。</u></p> <p><u>現在：帳票作成日現在の処理方針区分を表示する。</u></p> <p><u>展開年月日：現在の処理方針区分に展開した年月日を表示する。</u></p> <p>(18) <u>「指示事項」欄は、最新の指示事項を表示する。</u></p> <p>(19) <u>「処理結果」欄は、上記(20)の指示事項について実施済み、又は管理者確認日入力が行われている場合は、当該実施済（又は管理者確認済）事績を表示する。</u></p>

改正後

204030-010 滯納者進行管理表

【様式】

出外案件				
出外案件 担当者 氏名 部署	依頼先 住所 住所(〒記) 電話番号	業務内容		備考
		依頼内容 依頼開始年月日 依頼終了年月日 契約締結年月日 契約終了年月日 管理責任者部署	担当部署	

改正前

204030-010 滯納者進行管理表

【様式】

出外案件									
出外案件 担当者 氏名 部署	依頼先 住所 住所(〒記) 電話番号	業務内容		依頼内容 依頼開始年月日 依頼終了年月日 契約締結年月日 契約終了年月日 管理責任者部署	担当部署	備考			



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">204030-010 滞納者進行管理表</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「整理番号」、「氏名(名称)」、「住所(所在)」、「業種」、「<u>現在滞納額</u>」、「整理区分」、「<u>処理方針区分</u>」、「<u>滞納発生年月日</u>」、「<u>時効見込年月日</u>」及び「<u>最新接触年月日</u>」は、帳票作成時点の滞納者の情報をそれぞれ表示する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(5) 「新規発生」欄は、指定期間の各月に発生した新規発生滞納額を表示する。 (削除)</p> <p>(6) 「整理済」欄は、指定期間の各月における整理済滞納額を表示する。 (削除)</p> <p>(7)・(8) (省略)</p> <p>(9) 「管理者指示事項」欄は、「滞納整理事績」の決裁時において入力をした「指示事項」(又は滞納者概況情報(概況)画面において入力した「管理者指示事項」)のうち、最新の内容を表示する。 <u>「処理結果」欄には、管理者確認済となった年月日を表示する。</u></p> <p>(10)・(11) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">204030-010 滞納者進行管理表</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「整理番号」、「氏名(名称)」、「住所(所在)」、「業種」、「整理区分」、「<u>処理方針区分</u>」、「<u>滞納発生年月日</u>」及び「<u>時効見込年月日</u>」は、帳票作成時点の滞納者の情報をそれぞれ表示する。</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(5) 「新規発生」欄は、指定期間の各月に発生した新規発生滞納額を表示する。 <u>(注) システム上の都合により、作成日から4ヶ月以前の数値については、「0」で表示されている。</u></p> <p>(6) 「整理済」欄は、指定期間の各月における整理済滞納額を表示する。 <u>(注) システム上の都合により、作成日から4ヶ月以前の数値については、「0」で表示されている。</u></p> <p>(7)・(8) (同左)</p> <p>(9) 「管理者指示事項」欄は、「滞納整理事績」の決裁時において入力をした「指示事項」(又は滞納者概況情報(概況)画面において入力した「管理者指示事項」)のうち、最新の内容を表示する。</p> <p>(10)・(11) (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">204030-013 猶予事案一覧表</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 「猶予区分」欄は、猶予決議の種類に応じて次のいずれかを表示する。</p> <p>納税の猶予・・・・・・・・納税</p> <p><u>換価の猶予(申請)・・・換申</u></p> <p><u>換価の猶予(職権)・・・換職</u></p> <p>徴収の猶予・・・・・・・・徴収</p> <p>納付受託・・・・・・・・受託</p> <p>納付誓約・・・・・・・・誓約</p> <p>(7)～(13) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">204030-013 猶予事案一覧表</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 「猶予区分」欄は、猶予決議の種類に応じて次のいずれかを表示する。</p> <p>納税の猶予・・・・・・・・納税</p> <p>(新設)</p> <p><u>換価の猶予・・・・・・・・換価</u></p> <p>徴収の猶予・・・・・・・・徴収</p> <p>納付受託・・・・・・・・受託</p> <p>納付誓約・・・・・・・・誓約</p> <p>(7)～(13) (同左)</p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">204030-016 保全財産一覧表</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この帳票は、自署の差押え、交付要求、参加差押え及び担保徴収をした財産を抽出対象とする。 なお、滞納処分を解除した場合は表示しない。 (削除)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 表示項目は次のとおりである。</p> <p>イ 「整理番号」欄は、滞納者の整理番号を表示する。</p> <p>ロ 「氏名(名称)」欄は、滞納者の氏名(名称)を表示する。</p> <p>ハ 「住所(所在)」欄は、滞納者の住所(所在)を表示する。</p> <p>ニ 「整理区分」欄は、滞納者の現在の整理区分を表示する。</p> <p>ホ 「処理方針区分」欄は、滞納者の現在の処理方針区分を表示する。</p> <p>ヘ 「事案担当者」欄は、滞納者の現在の事案担当者を表示する。</p> <p>ト 「初回滞納発生」欄は、滞納者の初回滞納発生日を表示する。</p>	<p style="text-align: center;">204030-016 保全財産一覧表</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) この帳票は、自署の差押え、交付要求、参加差押え及び担保徴収をした財産を抽出対象とする。 なお、滞納処分を解除した場合は表示しない。 <u>(注) 徴収システムの都合により、滞納処分を解除した財産についても表示されている。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 表示項目は次のとおりである。</p> <p>イ 「整理番号」、「滞納者氏名」、「整理区分」、「処理方針区分」及び「担当者」欄は、当該帳票の作成時点における、滞納者に関するそれぞれの情報を表示する。</p> <p>ロ 「要公売指定日」欄は、財産情報入力画面で入力した「要公売指定日」を表示する。</p> <p>ハ 「財産番号」欄は、財産情報入力画面で設定された財産番号を表示する。</p> <p>ニ 「財産種類」欄は、当該財産の財産区分(小分類)を表示する。</p> <p>ホ 「所在・細目、数量(面積等)」欄は、財産区分に応じて次のとおり表示する。 ①～③ (同左)</p> <p>ヘ 「差押、参加差押、交付要求、担保提供」欄は、差押等決議に係る最終決裁年月日を表示する。 なお、同一の財産に差押等の処分事績が2回以上されている場合は、最も古い差押年月日等を表示する。 また、処分事績が繰上保全差押え又は保全差押の場合は、最終決裁年月日の前に「繰」又は「保」と表示する。</p> <p>ト 「評定区分」、「評価額」及び「優先担保額」欄は、財産情報入力画面において入力をした、それぞれの情報を表示する。</p>

改正後

- チ 「決議年月日」欄は、表示された財産に関連する決議の決議年月日を表示する。  
 なお、処分種類に「担保」が表示される場合は、担保提供年月日が表示される。
- リ 「決裁年月日」欄は、表示された財産に関連する決議の決裁年月日を表示する。
- ヌ 「処分種類」欄は、表示された財産に関連する決議の処分種類名（略称）を表示する。なお、解除されていない複数の決議が関連している場合には、優先順位※により1つの処分種類が表示されるとともに、末尾に「\*」が付与される。

※ 決議の優先順位と処分種類の表示は以下のとおり。

優先順位	決議種類	処分種類の表示
1	差押決議	差押
2	交付要求決議	交付要求
	差押（通知）及び交付要求決議	
	交付要求（滞調法第10条）決議	
	債権差押通知	
	債権現在額申立	
3	参加差押	参加差押
4	交付要求（国税徴収法第22条）決議	交要22条
5	繰上保全差押決議	繰保差押
6	保全差押決議	保全差押
7	繰上差押決議	繰上差押
8	担保提供を受けた財産	担保

- ル 「決議書番号」欄は、表示された財産に関連する決議の決議書番号を表示する。
- ヲ 「財産番号」欄は、表示された財産の財産番号を表示する。

改正前

- リ 「徴収可能額」欄は、「評価額」から「優先担保額」を差し引いた金額を表示する。
- ヌ 「差押等滞納額」欄は、差押処分実施時の滞納額を表示する。

ル 「滞納国税総額」欄は、滞納者の現在の総滞納額を表示する。

ヲ 「判定」及び「充足率」欄は、次のとおり表示する。

①徴収可能額 $\geq$ ②滞納国税総額の場合は、「充」と表示し、①<②の場合は、「不」と表示する。

なお、充足率は、上記①/②の値を表示する。

改正後	改正前
<p>ワ 「財産区分」欄は、表示された財産の財産区分（小分類）を表示する。</p> <p>カ 「財産名称」欄は、表示された財産の財産名称を表示する。</p> <p>コ 「所在地、財産の内容、数量（面積）等」欄は、財産種類に応じて次のとおり表示する。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>ク 「見積価額区分」欄は、表示された財産の見積価額区分（評定/概算/（blank））を表示する。</p> <p>ケ 「見積価額」欄は、表示された財産の見積価額を表示する。</p> <p>コ 「優先担保（債権）額」欄は、表示された財産の優先債権額を表示する。なお、複数の財産関係者が存在している場合には、全ての優先債権額の合計値を表示する。</p> <p>ツ 「徴収可能額」欄は、「見積価額」から「優先担保（債権）額」を差し引いた金額を表示する。なお、計算結果がマイナスとなる場合には「0」と表示する。</p> <p>ネ 「差押等滞納額」欄は、表示された決議の際に選択された国税の現在の滞納額を表示する。</p> <p>ナ 「滞納国税総額」欄は、滞納者の現在の総滞納額を表示する。</p> <p>ラ 「判定」欄は、充足率（概算）に応じて、100%以上は「充」、100%未満は「不」と表示する。</p> <p>ム 「充足率（概算）」欄は、「徴収可能額/差押等滞納額×100」で算出された値（小数点以下は四捨五入）を表示する。</p>	<p><u>(注) 徴収システムの都合により、徴収可能額/差押国税額にて表示している。</u></p>

改正後

(削除)

改正前

204030-018 所在地別差押財産一覧表

【様式】

年 月 日

所在地別差押財産等一覧表 ( )

所在地 出力区分	所管郡市番号 郡市名氏名	執行機関 担当者	郡市区分 地理方別区分	所管機関 財産名称	特定区分 群価額	所在地(項目)	第三債務人名又は別業の保等額所 連動額	上 限 額 又は 連 動 額	取 引 額 (平方 メートル)

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;"><b>204030-018 所在地別差押財産一覧表</b></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b>  <u>自署管内にある差押財産等（担保徴取財産を含む。以下同じ。）、自局管内にある自署差押財産等、他局管内にある自署差押財産等について把握し、財産状況等を管理するために作成する。</u></p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) <u>この帳票は、自署（局）が差し押さえた財産等を抽出対象とする。</u>  <u>なお、徴収の引継ぎが行われた財産については、引継元署が行った処分であっても自署（局）が差し押さえた財産等とみなして抽出する。</u></p> <p>(2) <u>「所在地」は、財産の種類により、次のとおり表示する。</u></p> <p>イ <u>動産等の場合は、滞納者の住所（第三者が保管している場合は、関係者区分（Z03:占有者（第三者）の住所（所在地））とする。</u></p> <p>ロ <u>不動産の場合は、不動産の所在地とする。</u></p> <p>ハ <u>その他の不動産等の場合は、滞納者の住所（第三者が保管している場合は、関係者区分（Z03:占有者（第三者）の住所（所在地））とする。</u></p> <p>ニ <u>債権、振替社債等の場合は、第三債務者の所在地とする。</u>  <u>なお、債権差押えにあたり、第三債務者に連絡先が設定されている場合は、その連絡先（金融機関の支店など。）とする。</u></p> <p>ホ <u>電話加入権の場合は、設置場所とする。</u></p> <p>ヘ <u>第三債務者のある無体財産権等の場合は、ニ（債権等）に準じる。</u></p> <p>ト <u>第三債務者のない無体財産権等の場合は、登記・登録を要する場合は登記・登録を行う機関とする。それ以外は、滞納者の住所とする。</u></p> <p>(3) <u>「抽出条件」欄は、「所在地」、「執行局署」、「財産種別」のいずれかの区分を表示する。</u></p> <p>(4) <u>「出力区分」欄は、「自署管内」、「自局管内」、「他局管内」のいずれかの区分を表示する。</u>  <u>なお、税務署で出力する場合は、「自局管内」には自署管内分を除く。</u></p>



改正後	改正前
	<p>(5) 帳票名の ( ) には、「〇〇署」、「自局」、「他局」のいずれかを表示する。</p> <p>(6) 表示項目は次のとおりである。</p> <p>イ 「所在地」欄は、大字単位（所在地コードで識別できる単位）で表示する。</p> <p>ロ 「局署整理番号」欄（上段）は、滞納者の局署整理番号を表示する。</p> <p>ハ 「滞納者氏名」欄（下段）は、滞納者の氏名（名称）を表示する。</p> <p>ニ 「執行局署」欄（上段）は、差押等を行った税務署または国税局を表示する。</p> <p>ホ 「担当者」欄（下段）は、現在の事案担当者の氏名を表示する。</p> <p>ハ 「整理区分」欄は、帳票作成日現在の整理区分を表示する。</p> <p>ト 「処理方針区分」欄は、帳票作成日現在の処理方針区分を表示する。</p> <p>チ 「財産種類」欄は、当該財産の財産区分（小分類）を表示する。</p> <p>リ 「財産名称」欄は、財産情報入力画面で入力した財産名称を表示する。</p> <p>ヌ 「評定区分」欄は、各種財産の財産情報入力画面で入力した見積価額区分の「未判定」、「概算」、「評定」等のいずれかの区分を表示する。</p> <p>ル 「評価額」欄は、各種財産の財産情報入力画面で入力した財産の見積価額を表示する。</p> <p>ヲ 「所在地（細目）」欄は、当該財産の所在地の地番等を表示する。</p> <p>ワ 「第三債務者又は財産の保管場所」欄は、第三債務者又は財産の保管場所を表示する。</p> <p>カ 「地目又は建物種類」欄は、不動産の場合、地目又は建物種類を表示する。</p> <p>ヨ 「面積」欄は、不動産の場合に、その面積を表示する。</p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">204030-035 従事・滞納整理事務実績（月報）</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 「2 滞納整理事務実績」欄は、「滞納整理事務実績」画面で実績選択した処分の回数と税額を表示する。</p> <p>なお、各欄の表示内容は次のとおりである。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 換価の猶予（申請）  <u>国税徴収法第 151 条の 2 の規定による換価の猶予を行った回数（上段）及び猶予額（下段）を計上する。</u>          なお、国税通則法第 55 条第 1 項第 1 号の規定による納付委託を受けた証券の券面額の合計を内書に計上する。</p> <p>ハ 換価の猶予（職権）  <u>国税徴収法第 151 条の規定による換価の猶予を行った回数（上段）及び猶予額（下段）を計上する。</u>  <u>なお、国税通則法第 55 条第 1 項第 1 号の規定による納付委託を受けた証券の券面額の合計を内書に計上する。</u></p> <p>ニ （省略）</p> <p>ホ （省略）</p> <p>ヘ （省略）</p> <p>ト （省略）</p> <p>チ （省略）</p> <p>リ （省略）</p> <p>ヌ （省略）</p> <p>ル （省略）</p>	<p style="text-align: center;">204030-035 従事・滞納整理事務実績（月報）</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 「2 滞納整理事務実績」欄は、「滞納整理事務実績」画面で実績選択した処分の回数と税額を表示する。</p> <p>なお、各欄の表示内容は次のとおりである。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 換価の猶予          換価の猶予を行った回数（上段）及び猶予額（下段）を計上する。          なお、国税通則法第 55 条第 1 項第 1 号の規定による納付委託を受けた証券の券面額の合計を内書に計上する。</p> <p>（新設）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>ニ （同左）</p> <p>ホ （同左）</p> <p>ヘ （同左）</p> <p>ト （同左）</p> <p>チ （同左）</p> <p>リ （同左）</p> <p>ヌ （同左）</p> <p>ル （同左）</p>

改正後	改正前
ヲ (省略)	ル (同左)
ワ (省略)	ヲ (同左)
カ (省略)	ワ (同左)
ヨ (省略)	カ (同左)
夕 (省略)	ヨ (同左)
レ (省略)	夕 (同左)
ソ (省略)	レ (同左)
ツ (省略)	ソ (同左)
ネ (省略)	ツ (同左)
ナ (省略)	ネ (同左)
ヲ (省略)	ナ (同左)
ム (省略)	ヲ (同左)
(4) (省略)	(4) (同左)



改正後

301030-002 引受・転入情報作成エラーリスト

【調理要領】

1 目的  
(省略)

2 調理要領

(1)~(5) (省略)

(6) 内部事務担当者は、「引受・転入口座作成エラーリスト」が回付された場合は、以下の処理要領に基づいて処理する。

エラーメッセージ	表示条件	処理方法
(省略)	(省略)	(省略)
所轄庁変更対象口座に、源泉集約口座が含まれています。所轄庁変更処理後、時効完成見込年月日を確認してください。	転出・引継局署と転入・引受局署との間で、源泉集約の対象口座が異なるとき	転入・引受局署の職員が、移行ツールメニューの「滞納情報更新」画面から時効完成見込年月日を確認し、適宜補正入力する。
処分等決議に係る口座のうち、一部の口座が所轄庁変更対象となっています。転出・引継局署において便宜的に解除決議等を行い、所轄庁変更再起動処理を行ってください。決議番号：NNNNNNNNNNNN	転入・引受局署において、引き受けた口座情報と滞納処分決議等にひも付く口座情報が不整合となるとき	転出・引継局署の職員が、便宜的に差押解除決議等を行った上で、転入・引受局署の職員が、所轄庁変更再起動処理及び差押決議等を行う。

改正前

301030-002 引受・転入情報作成エラーリスト

【調理要領】

1 目的  
(同左)

2 調理要領

(1)~(5) (同左)

(6) 内部事務担当者は、「引受・転入口座作成エラーリスト」が回付された場合は、以下の処理要領に基づいて処理する。

エラーメッセージ	表示条件	処理方法
(同左)	(同左)	(同左)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

改正後	改正前
<p data-bbox="434 212 775 284">303000-003 滞納者概況票 303000-004 滞納者概況票付表</p> <p data-bbox="163 341 286 368">【調理要領】</p> <p data-bbox="163 384 333 411">「滞納者概況票」</p> <p data-bbox="156 427 275 454">1 目的</p> <p data-bbox="219 470 293 497">(省略)</p> <p data-bbox="156 513 300 541">2 調理要領</p> <p data-bbox="174 557 360 584">(1)～(17) (省略)</p> <p data-bbox="174 600 1104 754">(18) 「猶予状況」欄は、当該滞納者について猶予決議を行った場合において、「年月日」欄に猶予決議の最終決裁年月日、「決議種類」欄に猶予決議略称（納猶、<u>換申</u>、<u>換職</u>、<u>徴猶</u>、<u>受託</u>及び<u>誓約</u>）、「猶予期間」欄には当該猶予等に係る猶予期間、「猶予額」欄は当該猶予決議において猶予した国税の合計を表示する。</p> <p data-bbox="203 770 1099 884">なお、「履行」欄は納付計画の<u>全て</u>が不履行となっている場合は「不履行」、一部履行している場合は「一部履行」、<u>全て</u>履行されている場合は「履行」、判定中の場合は「未判定」と表示する。</p> <p data-bbox="203 900 1086 968">また、「担保」欄は担保を徴している場合（財産入力画面で担保設定している場合）は「有」、担保を徴していない場合は「無」と表示する。</p> <p data-bbox="203 984 1104 1053">おって、直近の決裁年月日のものから降順に表示し、この欄を超える接触事績がある場合には、「猶予状況」欄に「*」を記載して次葉に表示する。</p> <p data-bbox="174 1069 360 1096">(19)～(20) (省略)</p> <p data-bbox="163 1160 383 1187">「滞納者概況票付表」</p> <p data-bbox="188 1203 262 1230">(省略)</p>	<p data-bbox="1406 212 1747 284">303000-003 滞納者概況票 303000-004 滞納者概況票付表</p> <p data-bbox="1137 341 1261 368">【調理要領】</p> <p data-bbox="1137 384 1308 411">「滞納者概況票」</p> <p data-bbox="1131 427 1249 454">1 目的</p> <p data-bbox="1193 470 1267 497">(同左)</p> <p data-bbox="1131 513 1274 541">2 調理要領</p> <p data-bbox="1149 557 1335 584">(1)～(17) (同左)</p> <p data-bbox="1149 600 2078 754">(18) 「猶予状況」欄は、当該滞納者について猶予決議を行った場合において、「年月日」欄に猶予決議の最終決裁年月日、「決議種類」欄に猶予決議略称（納猶、<u>換猶</u>、<u>徴猶</u>、<u>受託</u>及び<u>誓約</u>）、「猶予期間」欄には当該猶予等に係る猶予期間、「猶予額」欄は当該猶予決議において猶予した国税の合計を表示する。</p> <p data-bbox="1178 770 2069 884">なお、「履行」欄は納付計画の<u>すべて</u>が不履行となっている場合は「不履行」、一部履行している場合は「一部履行」、<u>すべて</u>履行されている場合は「履行」、判定中の場合は「未判定」と表示する。</p> <p data-bbox="1178 900 2047 968">また「担保」欄は担保を徴している場合（財産入力画面で担保設定している場合）は「有」、担保を徴していない場合は「無」と表示する。</p> <p data-bbox="1178 984 2078 1053">おって、直近の決裁年月日のものから降順に表示し、この欄を超える接触事績がある場合には、「猶予状況」欄に「*」を記載して次葉に表示する。</p> <p data-bbox="1149 1069 1335 1096">(19)～(20) (同左)</p> <p data-bbox="1137 1160 1357 1187">「滞納者概況票付表」</p> <p data-bbox="1162 1203 1236 1230">(同左)</p>

改正後

305000-010 取引状況等の照会について（預貯金等関係用）

【様式】

〒 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

御中

国税局長  
税務署長 印

取引状況等の照会について  
(預貯金等関係用)

御多忙のところ恐縮ですが、\_\_\_\_\_のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る取引状況等をお調べの上、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに御回答願います。

なお、回答につきましては、「回答書」に御記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、御回答願います。

※ この照会は、\_\_\_\_\_法第\_\_\_\_\_条の\_\_\_\_\_の規定に基づくものです。

記

1 照会対象者及び照会対象期間

- (1) 照会対象者（①家族名義、②預貯金者等の名義は異なるが以下の者と同一人の可能性のある者、③住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性のある者を含む。）

住所・所在地等	氏名・名称(屋号)カナ	生(没)年	月	日

- (2) 照会対象期間 (自) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 (至) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

2 取引状況等（照会内容）（■又は○の項目のみ）

- 顧客基本情報（氏名、住所等顧客管理のため登録されている情報並びに預貯金、融資等全ての取引の履歴及び取引開始年月日）
- 回答作成時点の取引商品ごとの残高（ 残高に未払利息を含む。）
- \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日現在の取引商品ごとの残高（ 残高に未払利息を含む。）
- 照会対象期間における取引履歴等（解約口座など過去に取引のあった場合を含む。）
- 各取引に係る印鑑裏の写し。（ 変更届出書の写しを含む。）（ 解約分を含む。）
- 口座開設時の本人確認資料等提出書類の写し
- 融資取引がある場合、融資に係る担保物件（預貯金、有価証券、不動産、保証人等）の明細（種類、金額、名義人、保証額、保証人の氏名、住所等）
- 貸金庫・保額預り取引がある場合、契約者名、代理人名、契約者等の住所・所在地及び契約年月日
- \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日現在の貸金庫・保額預り取引の有無。取引がある場合、契約者名、代理人名、契約者等の住所・所在地及び契約年月日
- 保険・年金商品取引の媒介の有無。取引がある場合、取扱保険会社名（取扱営業所名を含む。）
- 出資（協同組織金融機関に限る。）の状況
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

所在地 \_\_\_\_\_

担当者 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ (内線 \_\_\_\_\_)

改正前

305000-010 照会書（預貯金等用）

【様式】

〒 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

印

住所(住所) \_\_\_\_\_ 氏名(名称) \_\_\_\_\_

生(没)年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

照会書

御多忙のところ恐縮ですが、照会書に添付されている資料に基づき、各照会項目現在における取引と下記照会対象者ごとの取引状況等を、照会書に御記入の上、御回答くださるようお願いいたします。(別添紙41条) (別添紙42条) (別添紙43条) (別添紙44条) (別添紙45条)

なお、お手紙から照会を受ける際は、お名前、住所、氏名、生年月日、照会内容、お問い合わせの項目等について御記入ください。

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_ 生(没)年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

1. 取引 (1) 預貯金・借入金 預貯金及び借入の 取引区分の種別	当照会対象者及び同一人と認められる 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
2. 借入金 (2) 借入金 借入の種別	当照会対象者及び同一人と認められる 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日	現在 の 年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

照会書に添付する上記取引口座の最終状況についてはお書き添付の上、御回答ください。

預貯金等関係照会書(3-1) 業務用



改正後

305000-010 取引状況等の照会について（預貯金等関係用）別紙

【様式】

別紙

照会対象者一覧表

氏名・名称（漢字）	カナ	生年月日 (西立年月日)	住所・所在地等

(注) 上記の「照会対象者」については、「住所・所在地等」欄の全ての住所・所在地等についてお調べ願います。  
 なお、①預貯金等者の名称は異なるが同一人の可能性がある者、②住所・所在地等が異なるが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者の場合についても御確認ください。

改正前

305000-010 照会書（預貯金等用）

【様式】

BSR018

△

2. 貸付金関係

(1) 貸付金関係 (貸付金の種類は、平形貸付・証書貸付・手形貸付・当座貸付・保証貸付等に分けてください。)

番号	種類	金額	当初貸付年月日	当初貸付金額	返済金額 (毎月)	貸付目的等

(2) 担保物件の状況

番号	種類	金額	担保物件の状況

3. その他

(1) 貸金庫・保証預り関係

年月日現在の 貸金庫取引の有無	有・無	名称	年月日現在の 保証預りの有無	有・無	名称

(2) 預金口座等の持分の有無

年月日現在 口	口座開設 口	名称

△

- 52 -

改正後

305000-011 回答書 (預貯金等関係用)

【様式】

国投局長 殿  
国投部長 殿

印  
印  
印

回 答 書

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付\_\_\_\_第\_\_\_\_号の「取引残高等の照会」について(預貯金等関係用)について、下記のとおり回答します。

配

取引残高 (照会内容に関する関係資料は、別添のとおり。)

取引なし

(連絡先)

住所 〒 所在地 氏名	電話 (内線)
----------------------	------------

改正前

305000-011 回答書 (預貯金等関係用)

【様式】

年 月 日

回 答 書

フリガナ  
氏名(名称)  
生(設立)年月日 年 月 日

下記のとおりに回答します。  
(調査対象者)  
住所(所在)

〒	所在地
	金融機関名
	(電話 局 番) 担当

1. 取引

(1) 預貯金・信託

預貯金及び信託の種類	口座番号等	年月日現在の金額	回答日現在の金額	当初預入年月日	家族名義及び同一人と認められる者についてはその氏名
		円	円		

調査期間 ~ 調査期間に該当する上記取引口座の異動状況についても併せて調査の上、御回答ください。

(2) 金取引

取引区分	・現物 ・預り証	年月日 現在	回答日 現在	取引開始 年月日	名義人氏名
------	-------------	-----------	-----------	-------------	-------

預貯金等関係書 ①-1 連絡先 ( ) 担当

(削除)

改正後

【様式】

30500-011 回答書(預貯金等用)

改正前

HSC3F018

2. 貸付金関係

(1) 貸付金額等(貸付金の種類は、手形貸付・証書貸付・手形割引・当座貸越・保証貸付等に分類してください。)

番号	種類	回答日現在の貸付残高	当初貸付年月日	当初貸付金額	返済金額(毎月)	貸付目的等
		円		円	円	

(2) 担保物件の状況

預貯金等	番号	種類	金額	名義人	有価証券	番号	種類	金額	名義人	
			円						円	
不動産					保 証 人	(住所)	(続柄)			保証額 円
						(氏名)				
					その他					

3. その他

(1) 貸金庫・保証預り関係

年月日現在の貸金庫取引の有無	有・無	取引の名義人	年月日現在の保証預りの有無	有・無	保証預りの名義人

(2) 借入金庫等の持分の有無

年月日現在	口	円	回答日現在	口	円	名義人

預貯金等用 ②-2

改正後	改正前
<p>305000-010 <u>取引状況等の照会について（預貯金等関係用）</u></p> <p>305000-011 <u>回答書（預貯金等関係用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>照会の目的等</u></p> <p><u>照会文書の本文中の「                   」の空欄には、例えば、「国税等の滞納処分」のように目的を簡潔に記載する。</u></p> <p><u>回答期限は、照会対象者数や照会内容等を考慮し、適切に設定する。</u></p> <p><u>照会文書初葉の※欄に、取引照会に係る根拠条文を記載する。</u></p> <p><u>なお、照会に当たり、回答書の作成等について、照会先へ連絡事項がある場合、その内容を適宜記載する。</u></p> <p>2 <u>照会対象者及び照会対象期間</u></p> <p>(1) <u>「照会対象者」欄</u></p> <p>イ <u>照会対象者の住所・所在地及び氏名・名称（屋号）（カナを含む。）を記載する。</u></p> <p>ロ <u>照会対象者が複数名に及ぶ場合は、照会文書初葉の「照会対象者」欄の（ ）書きを横線で削除するとともに、「照会対象者」欄の「氏名・名称（屋号）（カナ）」欄に、「別紙のとおり」と記載し、別紙「照会対象者一覧表」を添付する。</u></p> <p>ハ <u>別紙「照会対象者一覧表」には、照会対象者の「氏名・名称（屋号）」、「カナ」、「生年月日（設立年月日）」及び「住所・所在地等」を記載する。</u></p> <p>ニ <u>C I F 番号等、照会先金融機関において顧客を特定できる情報が判明している場合は、これを照会内容欄の「□ その他」の括弧内又は別紙「照会対象者一覧表」の「氏名・名称（屋号）」欄に適宜併記する。</u></p> <p>(2) <u>「照会対象期間」欄</u></p> <p><u>照会対象期間を記載する。</u></p> <p>3 <u>取引状況等（照会内容）</u></p> <p>(1) <u>回答の必要な照会内容について、各照会内容の□に、■又はレ点をする。</u></p> <p><u>なお、照会内容は、個別の調査の状況に応じ、真に必要なものを選択するよう留意する。</u></p> <p>(2) <u>相続開始年月日など特定の日の残高や貸金庫等取引の有無が必要な場合は、</u></p>	<p>305000-010 <u>照会書（預貯金等用）</u></p> <p>305000-011 <u>回答書（預貯金等用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>目的</u></p> <p><u>「照会書（預貯金等用）」は、滞納者等の預貯金取引、貸付金取引等を調査するために使用する。</u></p> <p>2 <u>調理要領</u></p> <p><u>この「照会書」は、「回答書」とともに金融機関に送付する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>「 年 月 日」にその特定の日を記載する。</u></p> <p>(3) <u>「2 取引状況等（照会内容）」に選択肢として挙げた内容以外の照会を実施する場合は、「□ その他」を選択し、括弧内にその内容を記載するとともに、回答として必要な書類等についても記載する。</u></p> <p><u>また、照会先に対する連絡事項の記載欄として使用する。</u></p> <p><u>なお、照会内容等について括弧内での記載が困難な場合は、適宜の様式を作成し、添付しても差し支えない。</u></p> <p><b>4 回答書</b></p> <p><u>回答書下部の「担当者」欄に調査担当者の氏名等を記載する。</u></p> <p><b>5 返信用封筒</b></p> <p><u>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</u></p>	

(削除)

改正後

【様式】

305000-012 照会書 (預貯金個別用)

改正前

HSCFP014

住所(郵便) 〒	年 月 日
	印
氏名(全角)	

照 会 書

御多忙のところ誠に恐縮ですが、国税等の滞納処分のため必要がありますので、貴行における下記の者の取引内容を預金元帳の写しによるか又は別紙付表に御記入の上、御回答ください(根拠条文 国税徴収法第141条 質問検査権)。

記

フリガナ

1 名義人氏名 \_\_\_\_\_

2 口座番号 \_\_\_\_\_

3 調査期間 自 \_\_\_\_\_年 月 日 至 \_\_\_\_\_年 月 日

預貯金照会書(個別用) 連絡先 ( )

担当  
電話

改正前

305000-013 回答書 (預貯金個別用)

【様式】

MSRFG13

回 答 書

下記の者の照会の件について、別紙のとおり回答します。

<p>〒</p> <p>回答者住所</p> <p>金融機関名</p> <p>(電話番号)</p> <p>担当 (密)</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p>日 月 年</p>	<p>フリガナ</p> <p>1 名称人民名</p> <p>2 口座番号</p> <p>3 調査期間</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日</p>
--	---

① 連絡先 ( )

担当 電話番号 ( )

改正後

(削除)





改正後	改正前
(削除)	<p data-bbox="1384 212 1809 240"><u>305000-012 照会書（預貯金・個別用）</u></p> <p data-bbox="1384 253 1809 282"><u>305000-013 回答書（預貯金・個別用）</u></p> <p data-bbox="1525 296 1865 325">回答書（預貯金・個別用）付表</p> <p data-bbox="1525 339 1937 368">回答書（預貯金・個別用）付表 次葉</p> <p data-bbox="1151 383 1272 411">【調理要領】</p> <p data-bbox="1144 426 1261 454">1 目的</p> <p data-bbox="1167 469 2040 539">「照会書（預貯金・個別用）」は、滞納者等の預貯金口座の異動状況を調査するために使用する。</p> <p data-bbox="1144 553 1285 582">2 調理要領</p> <p data-bbox="1167 596 2040 667">この「照会書」は、「回答書」、「付表」及び「付表 次葉」とともに金融機関に送付する。</p>

改正後

(削除)

改正前

305000-014 回答書(預貯金個別用)付表次葉

【様式】

年月	摘要	入出金の の表号	小切手等 の番号	借方 (引当 付額)	貸方 (預り文 金残高)	残高	備考

預貯金・総勘定 付表次葉

(削除)

改正後

【様式】

305000-014 照会書 (自己宛小切手事項用)

改正前

BSCBP013

〒 住所(所帯)	年 月 日	
	氏名(名称)	印

照 会 書

御多忙のところ誠に恐縮ですが、国税等の滞納処分のため必要がありますので、貴行で振出した下記の自己宛小切手について、取組依頼人の氏名・住所等を御記入の上、御回答ください(委託条文 国税徴収法第141条 質問状送付)。

記

振出日	記号・番号	金額	取組依頼人氏名	取組依頼人住所・電話番号等

特 考

自己宛小切手事項用 ④連絡先

担当



改正後	改正前
(削除)	<p data-bbox="1377 210 1848 240">305000-014 <u>照会書（自己宛小切手事項用）</u></p> <p data-bbox="1377 252 1848 282">305000-015 <u>回答書（自己宛小切手事項用）</u></p> <p data-bbox="1153 300 1272 323">【調理要領】</p> <p data-bbox="1144 341 1263 368">1 <u>目的</u></p> <p data-bbox="1167 384 2089 453">「<u>照会書（自己宛小切手事項用）</u>」は、<u>金融機関の振り出した自己宛小切手の取組依頼人を調査するために使用する。</u></p> <p data-bbox="1144 470 1285 497">2 <u>調理要領</u></p> <p data-bbox="1189 513 1839 541"><u>この「照会書」は、「回答書」とともに金融機関に送付する。</u></p>



改正後

改正前

305000-026 取引状況等の照会について(証券会社用)別紙

(新設)

【様式】

別紙

照会対象者一覧表

氏名・名称(屋号)	カナ	生年月日 (設立年月日)	住所・所在地等

(注) 上記の「照会対象者」については、「住所・所在地等」欄の全ての住所・所在地等についてお調べ願います。  
なお、住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者についても御回答願います。

改正後

305000-027 回答書（証券会社用）

【様式】

局・證券埋蔵  
\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_ 国税局長  
\_\_\_\_ 税務署長 殿

印  
取扱者  
敬請

回 答 書

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付 第\_\_\_\_号の「取引状況等の照会について（証券会社用）」  
について、下記のとおり回答します。

記

取引あり（照会内容に関する関係資料は、別添のとおり。）

取引なし

(連絡欄)

担当者	所在地
氏名	所 属
電 話	(内線)

改正前

305000-027 回答書（証券会社用）

【様式】

回 答 書

〒 \_\_\_\_\_ 年 月 日

\_\_\_\_ 氏名  
(敬請)

\_\_\_\_ 局 番 号 担当

記

下記の者の照会事項について、次のとおり回答します。

住所(所在)  
〒 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号

1	有・無	有・無
1 取り出し票の有無	有・無	有・無
2 供託預りの有無	有・無	有・無
3 借入金取りの書面 (1) 買付け(振付け) 有無照会	有・無	有・無
	取 扱 者 名	取 扱 者 名
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日
	取 扱 日 月 日	取 扱 日 月 日

証券会社用 (連絡先) \_\_\_\_\_ 番 号



改正後	改正前
<p>305000-026 <u>取引状況等の照会について（証券会社用）</u>  305000-027 <u>回答書（証券会社用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>照会の目的等</u></p> <p><u>照会文書の本文中の「<input type="text"/>」の空欄には、例えば、「国税等の滞納処分」のように目的を簡潔に記載する。</u></p> <p><u>回答期限は、照会対象者数や照会内容等を考慮し、適切に設定する。</u></p> <p><u>照会文書初葉の※欄に、取引照会に係る根拠条文を記載する。</u></p> <p><u>なお、照会に当たり、回答書の作成等について、照会先へ連絡事項がある場合、その内容を適宜記載する。</u></p> <p>2 <u>照会対象者及び照会対象期間</u></p> <p>(1) <u>「照会対象者」欄</u></p> <p>イ <u>照会対象者の住所・所在地及び氏名・名称（屋号）（カナを含む。）を記載する。</u></p> <p>ロ <u>照会対象者が複数名に及ぶ場合は、「照会対象者」欄の「氏名・名称（屋号）（カナ）」欄に、「別紙のとおり」と記載し、別紙「照会対象者一覧表」を添付する。</u></p> <p>ハ <u>別紙「照会対象者一覧表」には、照会対象者の「氏名・名称（屋号）」、「カナ」、「生年月日（設立年月日）」及び「住所・所在地等」を記載する。</u></p> <p>ニ <u>口座番号等、照会先証券会社において顧客を特定できる情報が判明している場合は、これを照会内容欄の「<input type="checkbox"/> その他」の括弧内又は別紙「照会対象者一覧表」の「氏名・名称（屋号）」欄に適宜併記する。</u></p> <p>(2) <u>「照会対象期間」欄</u></p> <p><u>照会対象期間を記載する。</u></p> <p>3 <u>取引状況等（照会内容）</u></p> <p>(1) <u>回答の必要な照会内容について、各照会内容の<input type="checkbox"/>に、<input checked="" type="checkbox"/>又はレ点をする。</u></p> <p><u>なお、照会内容は、個別の調査の状況に応じ、真に必要なものを選択するよう留意する。</u></p> <p>(2) <u>相続開始年月日など特定の日の預り資産の明細が必要な場合は、「<input type="text"/>年<input type="text"/>月<input type="text"/>日」にその特定の日を記載する。</u></p>	<p>305000-026 <u>照会書（証券会社用）</u>  305000-027 <u>回答書（証券会社用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>目的</u></p> <p><u>「照会書（証券会社用）」は、滞納者等の所有する証券等取引口座の有無、保護預かりの有無、信用取引の有無及び累積投資等取引の有無を調査するために使用する。</u></p> <p>2 <u>調理要領</u></p> <p><u>この「照会書」は、「回答書」とともに証券会社等に送付する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 「2 取引状況等（照会内容）」に選択肢として挙げた内容以外の照会を実施する場合は、「<input type="checkbox"/> その他」を選択し、括弧内にその内容を記載するとともに、回答として必要な書類等についても記載する。</p> <p>また、照会先に対する連絡事項の記載欄として使用する。</p> <p>なお、照会内容等について括弧内での記載が困難な場合は、適宜の様式を作成し、添付しても差し支えない。</p> <p>4 回答書</p> <p>回答書下部の「担当者」欄に調査担当者の氏名等を記載する。</p> <p>5 返信用封筒</p> <p>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</p>	

改正後

305000-028 契約内容の照会について (生命保険・共済用)

【様式】

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

御中

\_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

国税局長  
\_\_\_\_\_ 優勝署長

契約内容の照会について (  再照会 )  
(生命保険・共済用)

御多忙のところ恐縮ですが、国税等の滞納処分のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る照会内容をお調べの上、御回答願います。

なお、回答につきましては、「回答書」にご記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、御回答願います。

※ この照会は、国税徴収法第141条の規定に基づくものです。

記

1 照会対象者

住所・所在地	
フリガナ	
氏名・名称	性別
	生年月日
	年月日

※ 性別の記載は任意

2 照会内容

(1) 保険契約【共済契約】の有無	(8) 期中の配当【割戻金】の有無(配当年月日(割戻年月日)、配当金額(割戻割戻金の金額))
(2) 契約の種類【共済種類】	(9) 解約返戻金の金額(回答日現在の金額)
(3) 保険証券記号番号【証券番号】	(10) 既に解約済の場合(解約年月日、解約返戻金、支払方法(現金・振込み)、振込先金融機関)
(4) 保険契約者(共済契約者)、被保険者(被共済者)	(11) 貸付金の有無(有の場合、回答日現在の金額)
(5) 契約年月日、満期年月日	(12) 差押権利者・買権者の有無(権利の種類、設定年月日等(差押え等)を含む。)
(6) 保険内容【共済契約内容】(受取人情報含む。)(満期保険金【満期共済金】、死亡保険金【死亡共済金】、高度障害保険金、その他、特約)	(13) 保険契約【共済契約】の介入権行使の可否(介入権者の明細を含む。)
(7) 保険料【共済掛金】(支払方法【払込方法】(年・月・一時払いの別))	(14) その他参考事項

3 その他(特記事項)

担当 者	所在地	
氏名	所属	電話
		(内線)

改正前

305000-028 照会書 (生命保険契約用)

【様式】

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

照会書

御多忙のところ恐縮ですが、国税等の滞納処分のため必要がありますので、下記の者についておの事項を調査の上、御回答くださるようお願いいたします。

照会先 国税徴収法第141条 質問書様式

住所(現在)  
フリガナ  
氏名(名称)

1 保険契約の有無	9 保険料	17 解約返戻金の金額	25 貸付金の有無
2 契約の種類	10 期中に配当のある場合	18 既に解約済の場合	26 その他有参考事項
3 保険証券記号番号	11 配当金額	19 既に解約済の場合	(差押、差押権の承認)
4 保険契約者	12 解約返戻金の金額	20 既に解約済の場合	
5 被保険者	13 支払方法	21 貸付金の有無	
6 契約年月日	14 振込先	22 差押権利者・買権者の有無	
7 満期年月日	15 保険料	23 保険契約の介入権行使の可否	
8 除保先	16 有(回答日現在)	24 その他参考事項	

照会先 ( )

担当 電話

氏名 ( )



改正後

305000-029 回答書 (生命保険・共済用)

【様式】

局・業務理園  
\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

国税局長  
税務署長 殿

取扱者  
電話

回 答 書

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付 第\_\_\_\_号の「契約内容の照会について(生命保険・共済用)」  
について、下記のとおり回答します。

記

契約あり (照会内容に関する関係資料は、別添のとおり。)

契約なし

(請 ね 書)

所在地
所 属
氏 名
電 話
(内 線)

改正前

305000-029 回答書 (生命保険契約用)

【様式】

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 回 答 書 (電話 番) 担当

1 保険契約の有無	有・無
2 契約の種類	
3 保険証券番号	
4 保険契約者	
5 契約年月日	年 月 日
6 保険料額	年 月 日 万円 (控除人)
7 償還年月日	年 月 日
8 保険料額	万円 (控除人)
9 保険料の滞り	有・無
10 滞りによる滞り込みの割合	
11 滞りによる滞り込みの金額	
12 滞りによる滞り込みの割合	
13 滞りによる滞り込みの金額	
14 その他の滞り込みの割合	
15 その他の滞り込みの金額	

〒 \_\_\_\_\_ 年 月 日

住所(所在地)  
フリガナ  
氏名(住所)

1 滞り込みの有無  
2 滞り込みの金額  
3 滞り込みの割合  
4 滞り込みの金額  
5 滞り込みの割合  
6 滞り込みの有無  
7 滞り込みの金額  
8 滞り込みの割合  
9 滞り込みの有無  
10 滞り込みの金額  
11 滞り込みの割合  
12 滞り込みの有無  
13 滞り込みの金額  
14 滞り込みの割合  
15 滞り込みの有無  
16 滞り込みの金額  
17 滞り込みの割合

〒 \_\_\_\_\_ 年 月 日

住所(所在地)  
フリガナ  
氏名(住所)

1 滞り込みの有無  
2 滞り込みの金額  
3 滞り込みの割合  
4 滞り込みの金額  
5 滞り込みの割合  
6 滞り込みの有無  
7 滞り込みの金額  
8 滞り込みの割合  
9 滞り込みの有無  
10 滞り込みの金額  
11 滞り込みの割合  
12 滞り込みの有無  
13 滞り込みの金額  
14 滞り込みの割合  
15 滞り込みの有無  
16 滞り込みの金額  
17 滞り込みの割合

改正後	改正前
<p>305000-028 <u>契約内容の照会について（生命保険・共済用）</u>  305000-029 <u>回答書（生命保険・共済用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>照会区分</u>  照会対象者について、既に照会を行っている場合（過去に行った照会に係る滞納国税が完結しているものを除く。）には「再照会」の口に、■又はレ点をするとともに、「3 その他特記事項」欄等に、当初照会時の文書番号及び回答日を記載する必要があることに留意する。</p> <p>2 <u>照会対象者</u>  (1) <u>照会対象者の住所・所在地及び氏名・名称（カナを含む。）を記載する。照会対象者の「性別」が判明している場合、性別を記載する。</u>  (2) <u>照会対象者が複数名に及ぶ場合は、「照会対象者」欄の「氏名・名称」欄に、「別紙のとおり」と記載し、別紙「照会対象者一覧表」を添付する。</u>  別紙「照会対象者一覧表」には、<u>照会対象者の「氏名・名称」、「カナ」、「生年月日」及び「住所・所在地」を記載する。照会対象者の「性別」が判明している場合、性別を記載する。</u></p> <p>3 <u>その他（特記事項）</u>  「2 照会内容」以外の照会を実施する場合は、「3 その他（特記事項）」にその内容を記載する。  <u>なお、照会内容等について「3 その他（特記事項）」欄の〔 〕内に記載できない場合には、適宜の様式を作成し、添付する。</u></p> <p>4 <u>文書番号</u>  <u>照会に当たり、文書番号を取得し、照会文書（照会用）の右上に記載する。なお、文書番号は、税務署及び局特整等ごとに管理する（例：麹町・徴第1号、東局・特整第2号）。</u>  <u>なお、文書番号は、発送簿又は文書番号を管理するための管理簿等により暦年で管理する。</u></p> <p>5 <u>回答書</u></p>	<p>305000-028 <u>照会書（生命保険契約用）</u>  305000-029 <u>回答書（生命保険契約用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>目的</u>  「照会書（生命保険契約用）」は、<u>滞納者等の所有する保険契約の有無及び保険契約の内容を調査するために使用する。</u></p> <p>2 <u>調理要領</u>  <u>この「照会書」は、「回答書」とともに生命保険会社等に送付する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>回答書下部の「担当者」欄に担当者の氏名等を記載する。</u></p> <p><b>6 返信用封筒</b></p> <p><u>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</u></p>	

改正後

305000-052 契約内容の照会について（損害保険・共済用）

【様式】

〒 _____	第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日
御中	国税局長 税務署長 <input type="checkbox"/>

契約内容の照会について（ 再照会）  
（損害保険・共済用）

御多忙のところ恐縮ですが、国税等の滞納処分のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る照会内容をお調べの上、御回答願います。  
なお、回答につきましては、「回答書」にご記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、御回答願います。  
※ この照会は、国税徴収法第141条の規定に基づくものです。

記

1 照会対象者

住所・所在地	生年月日	平 月 日
フリガナ 氏名・名称		

2 照会内容

- |  |  |
|--|--|
| (1) 保険契約【共済契約】の有無<br>(2) 契約の種類【共済種別】<br>(3) 保険証券記号番号【証券番号】<br>(4) 保険契約者【共済契約者】、被保険者【被共済者】<br>(5) 契約年月日、満期年月日<br>(6) 保険内容【共済契約内容】（受取人情報含む。）<br>（満期保険金【満期共済金】、保険事故【火災共済金】、その他、特約）<br>(7) 保険料【共済掛金】<br>（支払方法【払込方法】（年・月・一時払いの別）） | (8) 期中の配当【割戻金】の有無（配当年月日【割戻年月日】、配当金額【割戻割戻金の金額】）<br>(9) 解約返戻金の金額（同答日現在の金額）<br>(10) 既に解約済の場合（解約年月日、解約返戻金、支払方法【現金・振込み】、振込先金融機関）<br>(11) 貸付金の有無（首の場合、回答日現在の金額）<br>(12) 連押権利者・質権者の有無（権利の種類、設定年月日等【差押え等】を含む。）<br>(13) その他参考事項 |
|--|--|

3 その他（特記事項）

担当者 氏名	所在地 所 界 氏 名	電話番号	（内線）
-----------	-------------------	------	------

改正前

305000-052 照会書（損害保険契約用）

【様式】

〒 _____	第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日	国税局長 税務署長 <input type="checkbox"/>	生年月日 年 月 日 配当金額 円 解約年月日 年 月 日 解約返戻金 円 支払方法 現金・振込み 振込先金融機関 有（回答日現在） 円・被	10 滞中に配当のある場合 11 解約返戻金の多額 12 既に解約済の場合 13 貸付金の有無 14 その他参考事項 （債権、質押金の有無等）	10 滞中に配当のある場合 11 解約返戻金の多額 12 既に解約済の場合 13 貸付金の有無 14 その他参考事項 （債権、質押金の有無等）
住所（所在地） フリガナ 氏名（名称）			住所（所在地） フリガナ 氏名（名称）		
1 保険契約の有無 2 契約の種類 3 保険証券記号番号 4 保険契約者 5 被保険者 6 契約年月日 7 満期年月日 8 保険内容 9 保険料			10 期中の配当の有無 11 解約返戻金の金額 12 既に解約済の場合 13 貸付金の有無 14 連押権利者・質権者の有無 15 その他参考事項		
担当者 氏名			所在地 所 界 氏 名		
電話番号			（内線）		

御多忙のところ恐縮ですが、国税等の滞納処分のため必要がありますので、下記の者について次の事項を調査の上、御回答くださるようお願いいたします。  
根拠条文 国税徴収法第141条 質問書第五種



改正後

改正前

305000-052 契約内容の照会について（損害保険・共済用）別紙

(新設)

【様式】

別紙

照会対象者一覧表

氏名・名称	カナ	生年月日	照会 有無	住所・所在地
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	

〔注〕上記の「照会対象者」については、「住所・所在地」欄の全ての住所・所在地についてお調べ願います。  
 回答に当たって、照会対象者ごとに、取引ありの場合は有に○を、取引なしの場合は無に○を記載願います。

改正後

305000-053 回答書 (損害保険・共済用)

【様式】

局・取扱機関  
\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

国税局長  
\_\_\_\_\_  
税務署長 殿

取扱者  
敬語

回 答 書

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付第\_\_\_\_号の「契約内容の照会について(損害保険・共済用)」  
について、下記のとおり回答します。

記

契約あり (照会内容に関する関係資料は、別添のとおり。)

契約なし

(添 付 物)

担当者 氏名	所在地 所属	電話 (内線)
-----------	-----------	---------

改正前

305000-053 回答書 (損害保険契約用)

【様式】

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 所在地 (郵便番号) 担当

氏名 (建設 局 番) 担当

回 答 書

記

下記の書の照会事項について、下記のとおり回答します。

住所(所在地) \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ア 印  
氏名(姓) \_\_\_\_\_

1 保険契約の種類	有・無	10 照会内容の報告 照会年月日 _____ 年 月 日 記 号 _____	11 契約照会金の金額 照会年月日 _____ 年 月 日 契約照会金 _____ 円 (照会日現在)
2 契約の種別		12 新に契約済の場合	支払方法 _____ 円 契約照会金 _____ 円 有 (照会日現在) _____ 円
3 保険証券番号		13 貸付金の有無	有 (照会日現在) _____ 円
4 保険契約書		14 その他照会事項	(貸付、照付等の有無等)
5 交付状書			
6 契約年月日	____年__月__日		
7 高利年月日	____年__月__日		
8 保険料金 照会内容	万円 (受取人 _____) 万円 (受取人 _____)		
その他 (特記)			
9 保険料	____月____日 _____ 年____月____日		

担当者  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

改正後	改正前
<p>305000-052 <u>契約内容の照会について（損害保険・共済用）</u></p> <p>305000-053 <u>回答書（損害保険・共済用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>照会区分</u></p> <p>照会対象者について、既に照会を行っている場合（過去に行った照会に係る滞納国税が完結しているものを除く。）には「再照会」の口に、■又はレ点をするとともに、「3 その他特記事項」欄等に、当初照会時の回答日を記載する必要があることに留意する。</p> <p>2 <u>照会対象者</u></p> <p>(1) <u>照会対象者の住所・所在地及び氏名・名称（カナを含む。）を記載する。</u></p> <p>(2) <u>照会対象者が複数名に及ぶ場合は、「照会対象者」欄の「氏名・名称」欄に、「別紙のとおり」と記載し、別紙「照会対象者一覧表」を添付する。</u></p> <p>別紙「照会対象者一覧表」には、照会対象者の「氏名・名称」、「カナ」、「生年月日」及び「住所・所在地」を記載する。</p> <p>3 <u>その他（特記事項）</u></p> <p>「2 照会内容」以外の照会を実施する場合は、「3 その他（特記事項）」にその内容を記載する。</p> <p>なお、照会内容等について「3 その他（特記事項）」欄の〔 〕内に記載できない場合には、適宜の様式を作成し、添付する。</p> <p>4 <u>回答書</u></p> <p>回答書下部の「担当者」欄に担当者の氏名等を記載する。</p> <p>5 <u>返信用封筒</u></p> <p>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</p>	<p>305000-052 <u>照会書（損害保険契約用）</u></p> <p>305000-053 <u>回答書（損害保険契約用）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 <u>目的</u></p> <p>「照会書（損害保険契約用）」は、滞納者等に係る損害保険契約の有無、契約内容等を調査するために使用する。</p> <p>2 <u>調理要領</u></p> <p>この「照会書」は、「回答書」とともに損害保険会社に送付する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="232 220 981 288">305000-065 貯金等照会書（その1・一対一窓口用）臨場・郵送共通 通常貯金の取引状況調査（継続紙）</p> <p data-bbox="159 308 282 331">【調理要領】</p> <p data-bbox="152 352 271 419">1 目的 （省略）</p> <p data-bbox="152 437 297 461">2 調理要領</p> <p data-bbox="174 480 358 504">(1)・(2) （省略）</p> <p data-bbox="174 523 349 547">(3) 返信用封筒</p> <p data-bbox="197 566 1102 633"><u>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</u></p>	<p data-bbox="1234 220 1982 288">305000-065 貯金等照会書（その1・一対一窓口用）臨場・郵送共通 通常貯金の取引状況調査（継続紙）</p> <p data-bbox="1137 308 1261 331">【調理要領】</p> <p data-bbox="1131 352 1249 419">1 目的 （同左）</p> <p data-bbox="1131 437 1276 461">2 調理要領</p> <p data-bbox="1153 480 1337 504">(1)・(2) （同左）</p> <p data-bbox="1176 523 1238 547">（新設）</p>

改正後	改正前
<p>305000-066 貯金等照会書（その2・通常貯金口座等用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-067 税務調査の文書照会に対する回答書</p> <p>305000-068 取引状況の回答書（貯金等の取引状況）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) <u>返信用封筒</u></p> <p><u>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</u></p>	<p>305000-066 貯金等照会書（その2・通常貯金口座等用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-067 税務調査の文書照会に対する回答書</p> <p>305000-068 取引状況の回答書（貯金等の取引状況）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>305000-069 貯金等照会書（その3・振替口座等照会用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-067 税務調査の文書照会に対する回答書</p> <p>305000-070 取引状況の回答書（振替口座等の取引状況）</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 返信用封筒</p> <p>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</p>	<p>305000-069 貯金等照会書（その3・振替口座等照会用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-067 税務調査の文書照会に対する回答書</p> <p>305000-070 取引状況の回答書（振替口座等の取引状況）</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>305000-071 貯金等照会書（その4・小切手等照会用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-067 税務調査の文書照会に対する回答書</p> <p>305000-072 取引状況の回答書（小切手等の取引状況）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 返信用封筒</p> <p><u>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</u></p>	<p>305000-071 貯金等照会書（その4・小切手等照会用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-067 税務調査の文書照会に対する回答書</p> <p>305000-072 取引状況の回答書（小切手等の取引状況）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>305000-073 貯金等照会書（その5・投資信託取引用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-074 税務調査の文書照会に対する回答書（投資信託取引用）</p> <p>305000-075 取引状況の回答書（投資信託の取引状況）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 返信用封筒</p> <p><u>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</u></p>	<p>305000-073 貯金等照会書（その5・投資信託取引用）取引状況調査（継続紙）</p> <p>305000-074 税務調査の文書照会に対する回答書（投資信託取引用）</p> <p>305000-075 取引状況の回答書（投資信託の取引状況）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">305000-076 簡易保険等照会書兼回答書</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) <u>返信用封筒</u></p> <p><u>この照会文書を送付する際に同封する返信用封筒は、角2型の「特定記録扱いの料金受取人払い」を使用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">305000-076 簡易保険等照会書兼回答書</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後

305000-0078-001 出入(帰)国記録の照会について(依頼)

【様式】

平成 年 月 日

東京入国管理局長 殿

税務署長  
財務事務官

出入(帰)国記録の照会について(依頼)

標題のことについては、国税滞納処分において必要があるため、下記のとおり対象者に係る出入(帰)国記録を御回答願います。

記

1 照会対象記録  日本人帰国記録  外国人出入国記録

2 根拠法令 国税徴収法第146条の2

3 対象者

- (1) 国籍等
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) その他

4 対象期間 (西暦) 年 月 日 から 年 月 日 まで  
(照会可能期間以前について回答を要する場合はその理由)

5 特記事項

【担当者】

改正前

305000-0078 出入国記録等に関する照会について

【様式】

東京入国管理局長 殿

税務署長  
財務事務官

出入国記録等に関する照会等について

御多忙中恐縮ですが、国税滞納処分のため必要がありますので、国税徴収法146条の2に基づき下記の者について出入国の有無及びその時期並びに出国先等参考事項につきまして御回答くださるようお願いいたします。

記

1. 出入国記録等

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 本籍地

(国籍 )

(4) 住所

(5) 生年月日 ( ) 年 月 日

(6) 照会する期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 外国人登録原簿(等)の交付申請

外国人登録原簿

(等)の交付

否

要

部

3. 照会理由

上記調査対象者は、海外渡航している疑いがあり、その動向を把握するため出入国等の記録等が必要である。

連絡先 (

担当  
電話

)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">305000-0078-001 <u>出入(帰)国記録の照会について(依頼)</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>出入(帰)国記録等に関する照会について</u>」は、東京入国管理局(出入・登録照会担当)宛に送付する。</p> <p>(注) 持込による照会ができないため、郵送する。</p> <p>(2) 「<u>1 照会対象記録</u>」 照会する記録について、いずれかを選択する。</p> <p>(3) 「<u>3 対象者</u>」 一照会文書につき、対象者は一人とする。 ただし、対象者が複数人であり、これらの者について同時に回答を要する等特段の理由がある場合は、「<u>3 対象者</u>」以下に「<u>別紙のとおり</u>」と記載した上、別紙様式「<u>照会対象者一覧</u>」(様式 305000-0078-004)を使用して差し支えない(この場合、照会文書と別紙に割印を押なつすることに留意する。)</p> <p>イ 国籍等</p> <p>(i) <u>照会対象記録が「日本人出帰国記録」の場合</u> 「<u>日本</u>」と記載する。また、判明している場合は、<u>本籍地を併せて記載する。</u></p> <p>(ii) <u>照会対象記録が「外国人出入国記録」の場合</u></p>	<p style="text-align: center;">305000-078 <u>出入国記録等に関する照会について</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>出入国記録等に関する照会について</u>」は、東京入国管理局(出入・登録照会担当)あてに送付する。</p> <p>(注) 持込による照会ができないため、郵送する。</p> <p>(2) 「<u>1 出入国記録等</u>」欄</p> <p>イ 「<u>氏名</u>」、「<u>性別</u>」欄は、「<u>照会文書作成</u>」入力時に設定した氏名、性別を表示する。 なお、性別が未入力の場合は、<u>空欄表示となるため適宜の形で補正する。</u></p> <p>ロ 「<u>本籍地</u>」、「<u>住所地</u>」及び「<u>生年月日</u>」は、「<u>照会文書作成</u>」入力時に設定した住所及び生年月日を表示する。ただし、「<u>国籍</u>」は空欄表示となるため適宜の形で補正する。</p> <p>ハ 「<u>照会する期間</u>」は、「<u>照会文書作成</u>」入力時に指定した期間を表示する。</p> <p>ニ この他、判明している場合には、<u>旅券番号、出帰国年月日、出帰国港、在留カード番号等を記載する。</u></p> <p>(3) 「<u>3 外国人登録原票(写し)の交付申請</u>」欄 <u>平成 24 年 7 月 9 日以前における外国人登録原票又は外国人登録記録を取得する場合に、「要」欄にチェックを付し、必要部数を記載する。</u></p>

改正後	改正前
<p>対象者の国籍を記載する。また、判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名を記載する。</p> <p>ロ 氏名</p> <p>(イ) 日本人及び下記(ロ)以外 対象者の氏名を、英字 (Last Name, First Name (, Middle Name) の順) で記載する。</p> <p>(ロ) 中国人及び韓国人・朝鮮人 対象者の氏名を、英字及び漢字 (姓名 (Last Name, First Name)) で記載する。 なお、通称名のみ記載した場合は、回答されないことに留意する。</p> <p>ハ 生年月日 対象者の生年月日を西暦で記載する。</p> <p>ニ 性別 対象者の性別を記載する。</p> <p>ホ その他</p> <p>(イ) 照会対象記録が「日本人出帰国記録」の場合 判明している場合は、旅券番号、出帰国年月日、出帰国港等を記載する。</p> <p>(ロ) 照会対象記録が「外国人出入国記録」の場合 判明している場合は、出入国年月日、出入国港、出入国記録番号 (ED 番号)、在留カード番号、特別永住者証明書番号、外国人登録番号を記載する。</p> <p>(4) 「4 対象期間」 照会日の属する年の1月1日を起点として、5年前から当年の照会日の前日までの間について照会可能であるため、このうち回答が必要な期間を記載する。 なお、照会可能期間以前について回答を要する場合は、その期間及び回答の必要性を記載する。)</p> <p>(5) 「5 特記事項」 特に緊急を要する場合は、緊急である旨及びその理由を記載する。</p> <p>(6) その他留意事項</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>イ <u>照会者（所属長）の官職及び氏名を記載の上、官印を押なつする。</u> なお、<u>照会文書が複数枚に及ぶ場合は割印、訂正箇所がある場合は訂正印が必要であることに留意する。</u></p> <p>ロ <u>担当者の氏名（難読氏名である場合は、ふりがなを付す。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載する。</u></p>	

改正後

改正前

305000-0078-002 外国人登録記録等の照会について（依頼）

（新設）

【様式】

平成 年 月 日

東京入国管理局長 殿

税務署長  
財務事務官

外国人登録記録等の照会について（依頼）

標榜の事については、国庫滞納処分において必要があるため、下記のとおり対象者に係る外国人登録記録を御回答又は外国人登録原票の写しを交付願います。

記

1 照会対象記録  外国人登録記録  外国人登録原票の写し

2 根拠法令 国税徴収法第146条の2

3 対象者

- (1) 国籍等
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) その他

4 外国人登録原票の照会に当たり回答を要する事項及び理由

(1) 回答を要する事項

(旧外国人登録法第4条第1項各号に定める事項等のうち、特に指定する事項)

- 国籍の属する国における住所又は居所（7号）  出生地（8号）
- 職業（9号）  旅券番号（10号）
- 旅券発給の年月日（11号）  上陸許可の年月日（12号）
- 世帯主である場合は、世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄（13号）
- 本邦に在る父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍（19号）
- 勤務所又は事務所の名称及び所在地（20号）
- 写真  署名

(2) 指定する事項について回答を要する理由

(例) (9号、15号、19号、20号及び写真を特に指定した場合の理由記述の参考例)

国庫滞納処分に当たり、収入状況の確認、本邦家族の存在、面接時における人物特定、その他関連する事項を確認する必要があるため。

5 特記事項

【担当者】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>305000-0078-002 外国人登録記録等の照会について（依頼）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b>  <u>「外国人登録記録等の照会について」は、滞納者等の外国人登録記録等を確認するために使用する。</u></p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) <u>「外国人登録記録等の照会について」は、東京入国管理局（出入・登録照会担当）宛に送付する。</u>  <u>（注） 持込による照会ができないため、郵送する。</u></p> <p>(2) <u>「1 照会対象記録」</u>  <u>照会する記録についていずれかを選択する。</u></p> <p>(3) <u>「3 対象者」</u>  <u>一照会文書につき、対象者は一人とする。</u>  <u>ただし、対象者が複数人であり、これらの者について同時に回答を要する等特段の理由がある場合は、「3 対象者」以下に「別紙のとおり」と記載した上、別紙様式「照会対象者一覧」（様式 305000-0078-004）を使用して差し支えない（この場合、照会文書と別紙に割印を押なつすることに留意する。）。</u></p> <p><b>イ 国籍等</b>  <u>対象者の国籍を記載する。また、判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名を記載する。</u></p> <p><b>ロ 氏名</b></p> <p>(イ) <u>中国人及び韓国人・朝鮮人</u>  <u>対象者の氏名を、英字及び漢字（姓名（Last Name, First Name））で記載する。</u>  <u>なお、通称名のみ記載した場合は、回答されないことに留意する。</u></p> <p>(ロ) (イ)以外  <u>対象者の氏名を、英字（Last Name, First Name（、Middle Name）の順）で記載する。</u></p> <p><b>ハ 生年月日</b></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>対象者の生年月日を西暦で記載する。</u></p> <p>ニ 性別 <u>対象者の性別を記載する。</u></p> <p>ホ その他</p> <p>(イ) <u>照会対象記録が「外国人登録記録」の場合</u> <u>判明している場合は、外国人登録番号、居住地を記載する。</u></p> <p>(ロ) <u>照会対象記録が「外国人登録原票の写し」の場合</u> <u>判明している場合は、外国人登録番号、居住地、外国人登録原票の閉鎖年月日、閉鎖理由及び最終登録地を記載する。</u></p> <p>(4) 「4 外国人登録原票の写しの照会に当たり回答を要する事項及び理由」</p> <p>イ 回答を要する事項 <u>照会対象記録が「外国人登録原票の写し」の場合、旧外国人登録法第4条第1項各号に定める事項、写真及び署名のうち回答を要する事項を選択する。</u></p> <p>ロ 指定する事項について回答を要する理由 <u>(1)において選択した事項について回答を要する理由を記載する。</u></p> <p>(5) 「5 特記事項」 <u>特に緊急を要する場合は、緊急である旨及びその理由を記載する。</u></p> <p>(6) その他留意事項</p> <p>イ <u>照会者（所属長）の官職及び氏名を記載の上、官印を押なつする。</u> <u>なお、照会文書が複数枚に及ぶ場合は割印、訂正箇所がある場合は訂正印が必要であることを留意する。</u></p> <p>ロ <u>担当者の氏名（難読氏名である場合は、ふりがなを付す。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載する。</u></p>	



改正後

改正前

305000-0078-003 在留カード記録・特別永住者証明書記録等の照会について（依頼）

（新設）

【様式】

平成 年 月 日

東京入国管理局長 殿

税務署長  
財務事務官

在留カード記録・特別永住者証明書記録等の照会について（依頼）

標題のことについては、国税滞納処分において必要があるため、下記のとおり対象者に係る在留カード記録・特別永住者証明書記録（の写真）を御回答願います。

記

1 照会対象記録  在留カード記録・特別永住者証明書記録  
 在留カード記録・特別永住者証明書記録の写真

2 根拠法令 国税徴収法第116条の2

3 対象者  
 (1) 国籍等  
 (2) 氏名  
 (3) 生年月日  
 (4) 性別  
 (5) その他

4 写真を必要とする理由  
 国税滞納処分に当たり、写真による対象者の本人確認を行う必要があるため。

5 特記事項

【担当者】

改正後	改正前
<p><u>305000-0078-003 在留カード記録・特別永住者証明書記録等の照会について（依頼）</u></p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p><u>「在留カード記録・特別永住者証明書記録等の照会について（依頼）」は、滞納者等の在留カード記録・特別永住者証明書記録等を確認するために使用する。</u></p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1) <u>「在留カード記録・特別永住者証明書記録等の照会について（依頼）」は、東京入国管理局（出入・登録照会担当）宛に送付する。</u></p> <p><u>（注） 持込による照会ができないため、郵送する。</u></p> <p>(2) <u>「1 照会対象記録」</u></p> <p><u>照会する記録について、いずれか又は両方を選択する。</u></p> <p>(3) <u>「3 対象者」</u></p> <p><u>一照会文書につき、対象者は一人とする。</u></p> <p><u>ただし、対象者が複数人であり、これらの者について同時に回答を要する等特段の理由がある場合は、「3 対象者」以下に「別紙のとおり」と記載した上、別紙様式「照会対象者一覧」（様式 305000-0078-004）を使用して差し支えない（この場合、照会文書と別紙に割印を押なつすることに留意する。）。</u></p> <p><b>イ 国籍等</b></p> <p><u>対象者の国籍を記載する。また、判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域网を記載する。</u></p> <p><b>ロ 氏名</b></p> <p>(i) <u>中国人及び韓国人・朝鮮人</u></p> <p><u>対象者の氏名を、英字及び漢字（姓名（Last Name、First Name））で記載する。</u></p> <p><u>なお、通称名のみ記載した場合は、回答されないことに留意する。</u></p> <p>(ii) <u>(i)以外</u></p> <p><u>対象者の氏名を、英字（Last Name、First Name（、Middle Name）の順）で記載する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>△ <u>生年月日</u> 対象者の生年月日を西暦で記載する。</p> <p>ニ <u>性別</u> 対象者の性別を記載する。</p> <p>ホ <u>その他</u> 判明している場合は、外国人登録番号、居住地、在留カード番号、特別永住者証明書番号を記載する。</p> <p>(4) 「4 写真を必要とする理由」 在留カード記録・特別永住者証明書記録の写真について照会を行う場合は、写真を要する理由を記載する。</p> <p>(5) 「5 特記事項」 特に緊急を要する場合は、緊急である旨及びその理由を記載する。</p> <p>(6) その他留意事項</p> <p>イ <u>照会者（所属長）の官職及び氏名を記載の上、官印を押なつする。</u> なお、照会文書が複数枚に及ぶ場合は割印、訂正箇所がある場合は訂正印が必要であることを留意する。</p> <p>ロ <u>担当者の氏名（難読氏名である場合は、ふりがなを付す。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載する。</u></p>	

改正後

改正前

305000-0078-004 照会対象者一覧

(新設)

【様式】

(別紙)

照会対象者一覧

対象者 番号	国籍等	氏名	生年月日 (西暦)	性別	その他
1					
2					
3					
4					
5					

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>305000-0078-004 照会対象者一覧</b></p> <p>【調理要領】</p> <p><b>1 目的</b></p> <p><u>「照会対象者一覧」は、「出入（帰）国記録の照会について（依頼）」（様式 305000-0078-001）、「外国人登録記録等の照会について（依頼）」（様式 305000-0078-002）、「在留カード記録・特別永住者証明書記録等の照会について（依頼）」（様式 305000-0078-003）において、対象者が複数人である場合に別紙として使用する。</u></p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p><u>「出入（帰）国記録の照会について（依頼）」（様式 305000-0078-001）、「外国人登録記録等の照会について（依頼）」（様式 305000-0078-002）、「在留カード記録・特別永住者証明書記録等の照会について（依頼）」（様式 305000-0078-003）の調理要領に準じて処理する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

307010-084 徴収の猶予取消通知書

【様式】

〒
住所
氏名

徴収の猶予取消通知書

年 月 日

納税者 (住所) 氏名 (名称)									
徴収の 猶予取 消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考

該当条項 国税通則法第105条第7項

不服申立人 住所(所在) 氏名(名称)		
不服申立の対象となった処分		
取消理由		

備考：「滞納処分費」欄に附けた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( ) 担当電話

改正前

307010-084 徴収の猶予取消通知書

【様式】

〒
住所
氏名

徴収の猶予取消通知書

年 月 日

あなた(貴社)が、この徴収の猶予取消について不察があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内、に對する異議申立てを国税不服審判所長に對する専任請求のいずれかの通知をすることがあります。

提出先 国税庁 国税不服審判所  
なお、この通知に對する行政訴訟の提起に關する事項については、裏面に記載されています。

納税者 (住所) 氏名 (名称)									
徴収の 猶予取 消税額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考

該当条項 国税通則法第105条第7項

不服申立人 住所(所在) 氏名(名称)		
不服申立の対象となった処分		
取消理由		

備考：「滞納処分費」欄に附けた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( ) 担当電話

改正後	改正前
<p>307010-082 徴収の猶予取消決議書  307010-083 徴収の猶予取消決議書（副本）  307010-084 徴収の猶予取消通知書</p>	<p>307010-082 徴収の猶予取消決議書  307010-083 徴収の猶予取消決議書（副本）  307010-084 徴収の猶予取消通知書</p>
<p>「徴収の猶予取消決議書」</p> <p>1 目的  （省略）</p> <p>2 調理要領  （省略）</p> <p>「徴収の猶予取消通知書」</p> <p>1 目的  （省略）</p> <p>2 調理要領  各欄の記載要領は、上記「徴収の猶予取消決議書」に準ずる。</p>	<p>「徴収の猶予取消決議書」</p> <p>1 目的  （同左）</p> <p>2 調理要領  （同左）</p> <p>「徴収の猶予取消通知書」</p> <p>1 目的  （同左）</p> <p>2 調理要領  (1) 各欄の記載要領は、上記「徴収の猶予取消決議書」に準ずる。  (2) 「徴収の猶予取消通知書」は、裏面に「<u>不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ</u>」が印字される。</p>

【様式】

307010-085 納付誓約書

改正後

### 納付誓約書

年 月 日

税務署長 殿

住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_ 印

私(当社)が、本日現在において滞納している下記国税等については、右納付計画のとおり納付します。

また、今後、納期限が到来する国税等については、期限内に納付します。

万一、納付が不実行となった場合あるいは新たな滞納を発生させた場合には、差押え又は公売処分を受けることについて、十分に説明を受け、承知しています。

なお、国税通則法第60条の規定による延滞税についてもあわせて納付します(換算の猶予及び納税の猶予に関する説明を十分に受け、承知した上でこの納付誓約書を提出します。)

納付計画	
年月日	納付金額
・ ・	円
・ ・	
・ ・	

滞納国税等								
年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
		・ ・	円		円 法第60条による金額	円	円 法第60条による金額	
		・ ・			円		円	
		・ ・			円		円	
		・ ・			円		円	

① 納付は、最寄りの金融機関で行ってください。  
 ② 納付したときは、その場で必ず所定の領収証書を受け取り、納付金額等を確認してください。

連絡先 特別国税徴収官 担当者  
 管理運営・徴収 部門 電話 内線  
 税務署整理課

【様式】

307010-085 納付誓約書

改正前

### 納付誓約書

税務署長 殿 年 月 日

住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_ 印

私(当社)が、本日現在において滞納している下記国税等については、右納付計画のとおり納付します。

また、今後、納期限が到来する国税等については、期限内に納付します。

万一、納付が不実行となった場合あるいは新たな滞納を発生させた場合には差押え及び公売処分されることについて、十分説明を受け、承知しています。

なお、国税通則法第60条の規定による延滞税についてもあわせて納付します。

納付計画	
年月日	納付金額
・ ・	円
・ ・	
・ ・	

滞納国税等								
年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
		・ ・	円		円 法第60条による金額	円	円 法第60条による金額	
		・ ・			円		円	
		・ ・			円		円	
		・ ・			円		円	

① 納付は、最寄りの金融機関で行ってください。  
 ② 納付したときは、その場で必ず所定の領収証書を受け取り、納付金額等を確認してください。

連絡先 特別国税徴収官 担当者  
 管理運営・徴収 部門 電話 内線



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307010-085 納付誓約書</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的</p> <p>「納付誓約書」は、納税者から滞納国税を一時に納付することが困難である旨の申出がある場合において、納税について誠実な意思を有すると認められ、かつ、次のいずれにも該当するときに使用する。</p> <p>① <u>おおむね3月以内に完納する計画であること。</u></p> <p>② <u>納税者の事業の状況、収支や財産の状況その他の事情からみて確実な履行が見込まれること。</u></p> <p>③ <u>分割納付の期間中に新たな滞納の発生が見込まれないこと。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「納付誓約書」は、各局において、当該様式をひな型として原本及び写しによる複写式用紙を刷成し使用することとして差し支えない。</p> <p>(2) 次に掲げる項目は、<u>納税者本人が記載する。</u></p> <p>イ 「年月日」欄は、<u>納付誓約書を作成する年月日を記載する。</u></p> <p>ロ 「住所（所在地）」欄は、<u>住所（所在地）を記載する。</u></p> <p>ハ 「氏名（法人名）」欄は、<u>氏名（名称）を記載し、押印する。</u></p> <p>ニ 「納付計画」欄は、<u>納付予定日及び納付金額を記載する。</u></p> <p>ホ 「滞納国税等」欄は、<u>この様式の作成日現在において滞納となっている国税等を記載する。</u>なお、この欄を超える場合は、別紙として滞納国税目録を添付することとして差し支えない。</p> <p>へ 「延滞税」欄は、この様式の作成日現在において確定延滞税がある場合は、当該税額を記載する。ただし、未確定延滞税の場合は、「(要す)」と記載する。</p> <p>(3) 「<u>税務署整理欄</u>」は、徴収システムの「<u>猶予決議・猶予取消決議</u>」画面において納付誓約の内容を入力することにより自動付番される決議書番号を記載する。</p> <p>(4) 「連絡先」欄は、担当の所属する部門名、氏名、電話番号及び内線番号を記載する。</p> <p>(5) この様式を収受した場合は、写しを作成し、提出されたものと写しのいずれにも</p>	<p style="text-align: center;">307010-085 納付誓約書</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的</p> <p>「納付誓約書」は、納税者から<u>短期間内（おおむね3か月以内）に完納する納付計画の申出があり、かつ、その履行が確実と認められる場合において滞納者に記載させる。</u></p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「納付誓約書」は、各局において、当該様式をひな型として原本及び写しによる複写式用紙を刷成し使用することとして差し支えない。</p> <p>(2) 次に掲げる項目は、<u>滞納者本人に記載させる。</u></p> <p>イ 「年月日」欄は、<u>滞納者が納付誓約書を作成する年月日を記載させる。</u></p> <p>ロ 「住所（所在地）」欄は、<u>滞納者の住所（所在地）を記載させる。</u></p> <p>ハ 「氏名（法人名）」欄は、<u>滞納者の氏名（名称）を記載させ、押印させる。</u></p> <p>ニ 「納付計画」欄は、<u>納付予定日及び納付金額を記載させる。</u></p> <p>ホ 「滞納国税等」欄は、<u>滞納者の滞納国税を記載させる。</u>なお、この欄を超える場合は、別紙として滞納国税目録を添付することとして差し支えない。</p> <p>へ 「延滞税」欄は、この様式の作成日現在において確定延滞税がある場合は、当該税額を記載させる。ただし、未確定延滞税の場合は、「(要す)」と記載させる。 (新設)</p> <p>(3) 「連絡先」欄は、担当の所属する部門名、氏名、電話番号及び内線番号を記載する。</p>

改正後	改正前
<p>収受印を押印して、その写しを納税者へ交付する。</p> <p>原本は、滞納処分票に編てつし、適切に保管する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(4) この様式を収受した場合は、写しを作成し、提出されたものと写しのいずれにも収受印を押印して、その写しを滞納者へ交付する。</p> <p>原本は、滞納処分票に編てつし、適切に保管する。</p> <p>(5) <u>郵便又は信書便で提出された場合は収受印の日付によらず、通信日付が提出の日となる。</u></p>

改正後

307020-002 滞納処分の停止適否点検表 (その2)

【様式】

滞納処分の停止適否点検表

(その2)	滞納
区分	
点	
検	
項	
目	

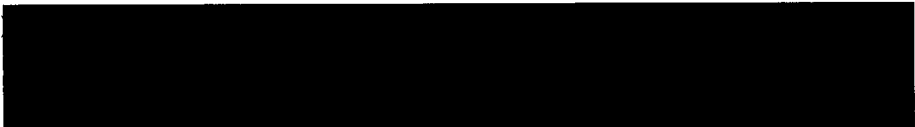
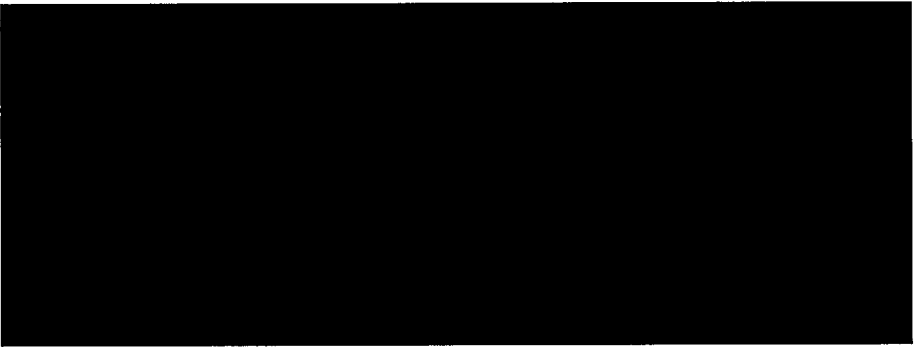
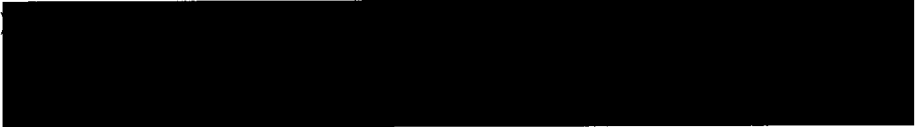

改正前

307020-002 滞納処分の停止適否点検表 (その2)

【様式】

滞納処分の停止適否点検表

(その2)	滞納
区分	
点	
検	
項	
目	

改正後	改正前
<p>307020-001 滞納処分の停止適否点検表（その1）  307020-002 滞納処分の停止適否点検表（その2）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的  （省略）</p> <p>2 調理要領  (1)～(4) （省略）  (5)   (6)・(7) （省略）  (8)   (9)</p>	<p>307020-001 滞納処分の停止適否点検表（その1）  307020-002 滞納処分の停止適否点検表（その2）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的  （同左）</p> <p>2 調理要領  (1)～(4) （同左）  (5)   (6)・(7) （同左）  (8)   (9)</p>

改正後

307020-004 滞納処分の停止決定調査書(1-その1)

【様式】

滞納処分の停止決定調査書1

(1-その1) 調査年月日		調査担当者 氏名(名称)		調査年月日		調査担当者 氏名(名称)		職業(業種)	
滞納年度	滞納税目	滞納期限	滞納処分	滞納決定時期	滞納開始	本税	加付税	滞納処分費	備考
合 計									

滞納処分の内訳

滞納税目	滞納金額	滞納期間	滞納開始	滞納終了

改正前

307020-004 滞納処分の停止決定調査書(1-その1)

【様式】

滞納処分の停止決定調査書1

(1-その1) 調査年月日		調査担当者 氏名(名称)		調査年月日		調査担当者 氏名(名称)		職業(業種)	
滞納年度	滞納税目	滞納期限	滞納処分	滞納決定時期	滞納開始	本税	加付税	滞納処分費	備考
合 計									

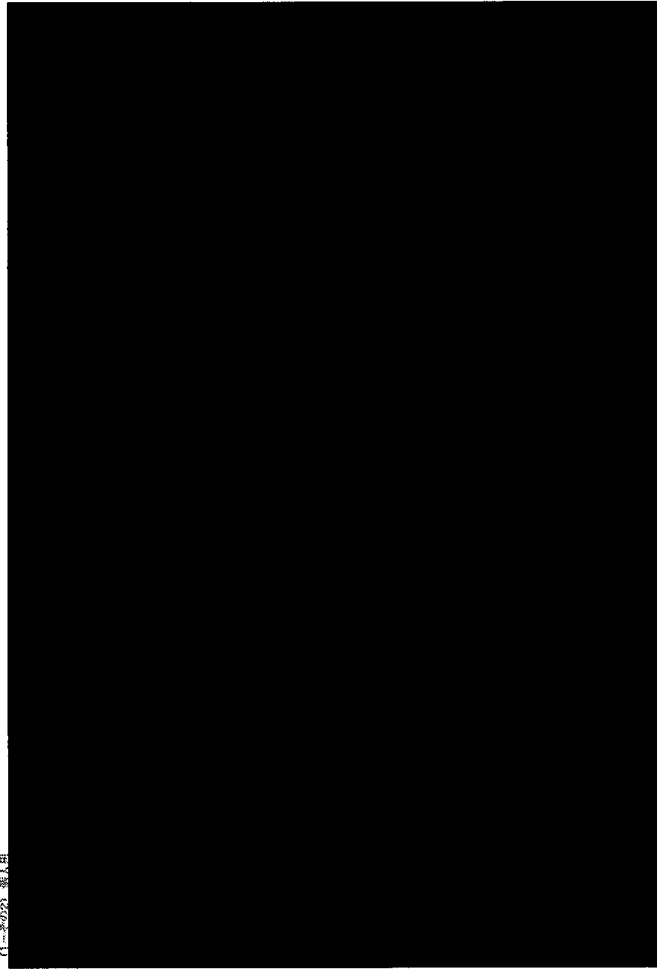
滞納処分の内訳

滞納税目	滞納金額	滞納期間	滞納開始	滞納終了

改正後

307020-004 滞納処分の停止決定調査書（1-その2）個人用

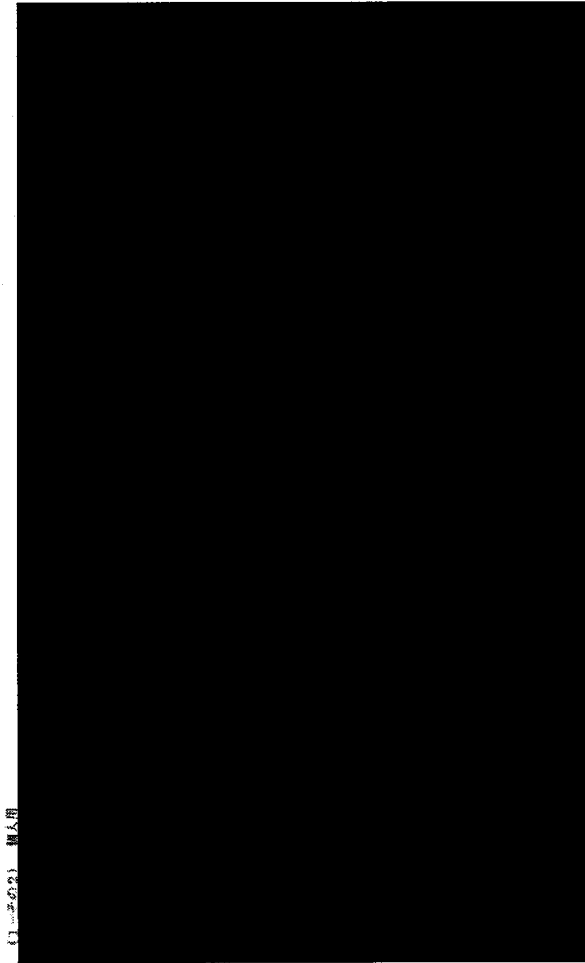
【様式】



改正前

307020-004 滞納処分の停止決定調査書（1-その2）個人用

【様式】



改正後

307020-004 滞納処分の停止決定調査書（1-その2）法人用

【様式】

A large rectangular area is completely blacked out, representing redacted content. The text '(1-その2) 法人用' is printed vertically in the bottom-left corner of the redacted area.

(1-その2) 法人用

改正前

307020-004 滞納処分の停止決定調査書（1-その2）法人用

【様式】

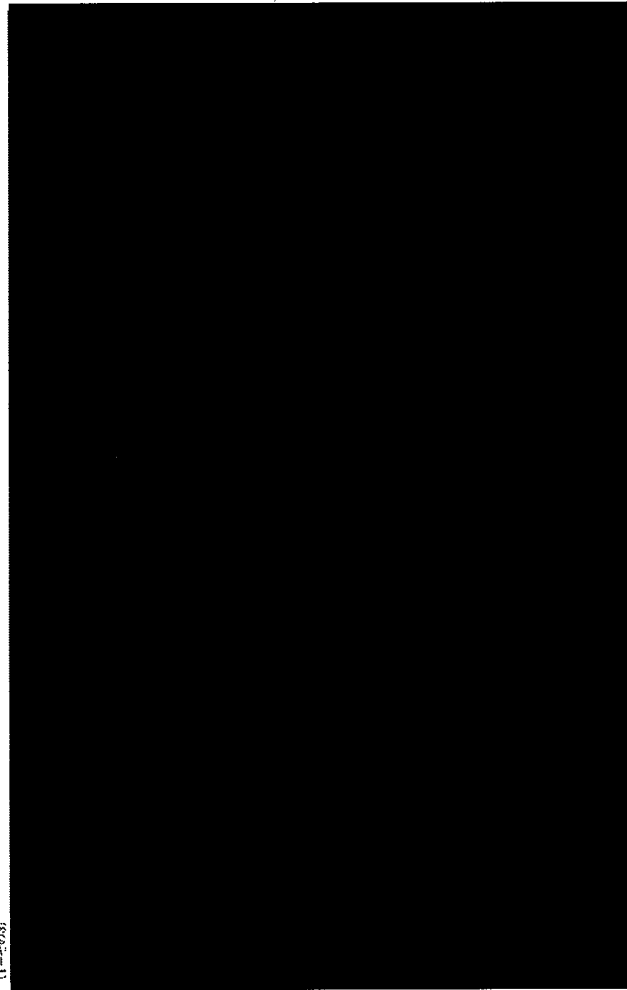
A large rectangular area is completely blacked out, representing redacted content. The text '(1-その2) 法人用' is printed vertically in the bottom-left corner of the redacted area.

(1-その2) 法人用

改正後

307020-004 滞納処分の停止決定調査書（1-その3）

【様式】

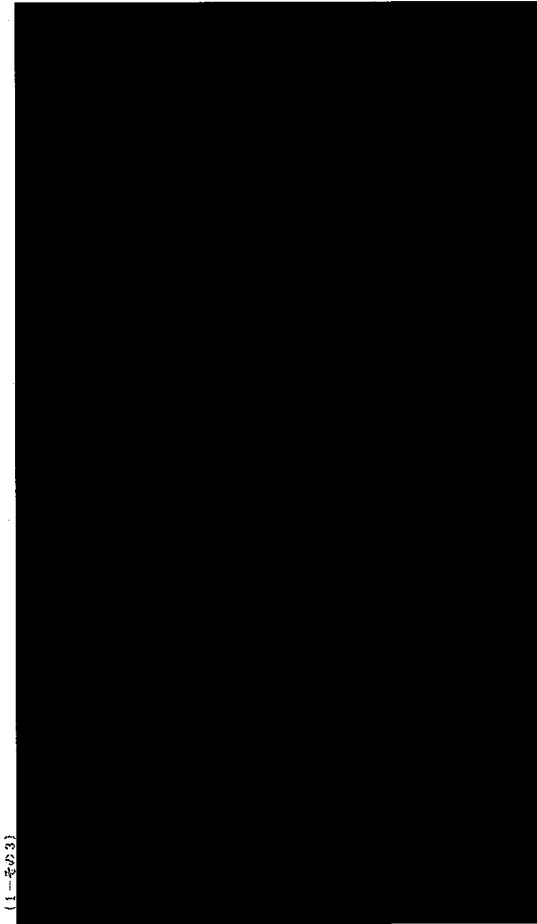


(1-その3)

改正前


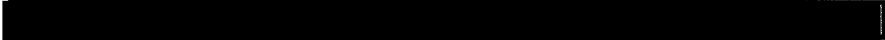
307020-004 滞納処分の停止決定調査書（1-その3）

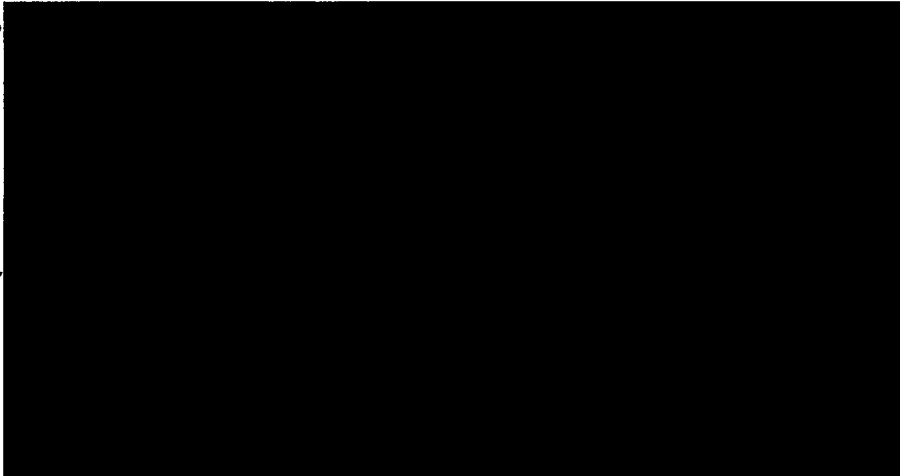
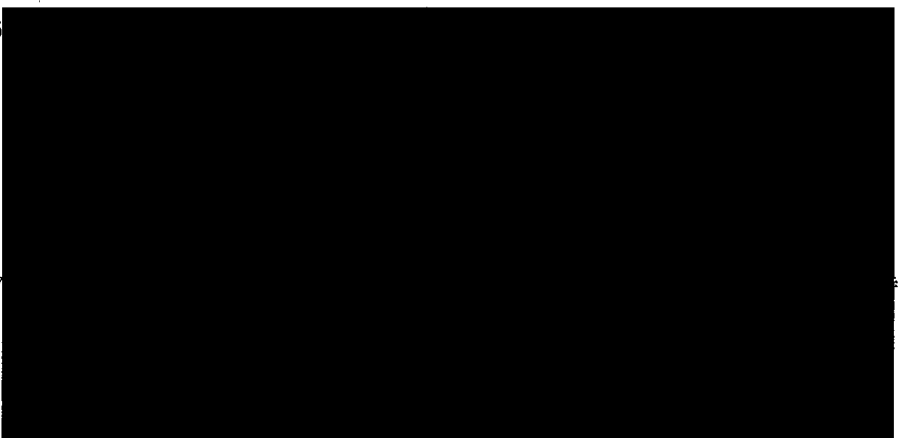
【様式】



(1-その3)



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307020-004 滞納処分の停止決定調査書 1</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>「(1-その1)」</p> <p>(1) 「滞納処分の停止税額及び収納状況」欄の「処理済額の内訳」欄は、次により記載する。</p> <p>イ 「納付」欄は、「公売等受入」欄に記載した以外の<u>全ての現金収入(租税条約等に基づく徴収共助により相手国等から送金を受けた額(為替差益に相当する額を除く。))を含む。</u>を記載する。</p> <p>ロ 「公売等受入」欄は、差押財産の売却代金、第三債務者等から給付を受けた金銭及び交付要求(参加差押えを含む。)により交付を受けた金銭による収入金額を記載する。</p> <p>ハ 「課税取消し」欄は、課税の取消し(<u>予定中間充当、課税減賦課、課税減管理</u>)に基づく減少金額を記載する。</p> <p>ニ 「その他」欄は、上記イ～ハに掲げる区分以外のもの、例えば、還付金等の充当金額等を記載する。</p> <p>(2) </p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>「(1-その2) 個人用」 (省略)</p> <p>「(1-その2) 法人用」</p>	<p style="text-align: center;">307020-004 滞納処分の停止決定調査書 1</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>「(1-その1)」</p> <p>(1) 「滞納処分の停止税額及び収納状況」欄の「処理済額の内訳」欄は、次により記載する。</p> <p>イ 「納付」欄は、「公売等受入」欄に記載した以外の<u>すべての現金収入</u>を記載する。</p> <p>ロ 「公売等受入」欄は、差押財産の売却代金、第三債務者等から給付を受けた金銭及び交付要求(参加差押えを含む。)により交付を受けた金銭による収入金額を記載する。</p> <p>ハ 「課税取消し」欄は、課税の取消しに基づく減少金額を記載する。</p> <p>ニ 「その他」欄は、上記イ～ハに掲げる区分以外のもの、例えば、還付金等の充当金額等を記載する。</p> <p>(2) </p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>「(1-その2) 個人用」 (同左)</p>

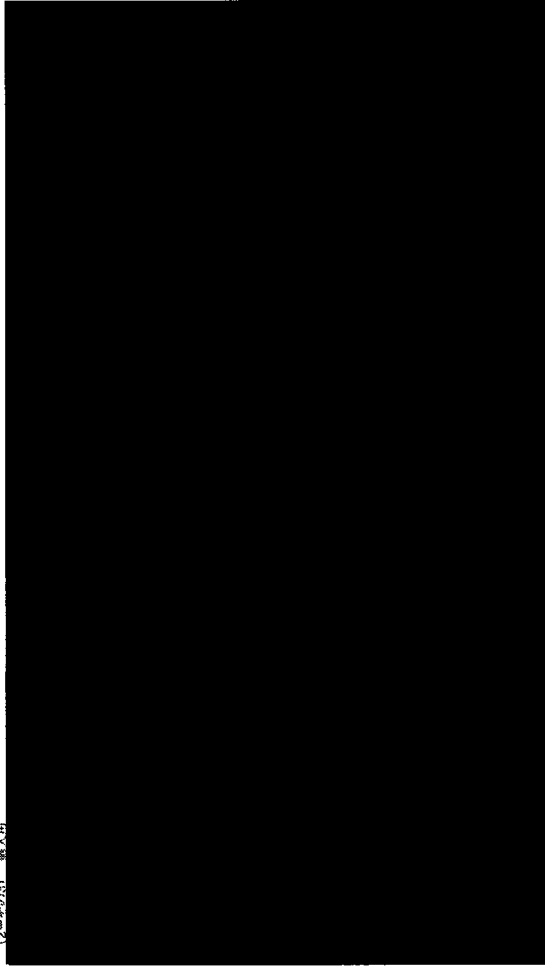
改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>「(1-その3)」</p> <p>(1)~(5) (省略)</p> <p>(6)</p>  <p>(7)</p>	<p>「(1-その2) 法人用」</p> <p>(同左)</p> <p>「(1-その3)」</p> <p>(1)~(5) (同左)</p> <p>(6)</p>  <p>(7)</p>



改正後

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その3）個人用

【様式】

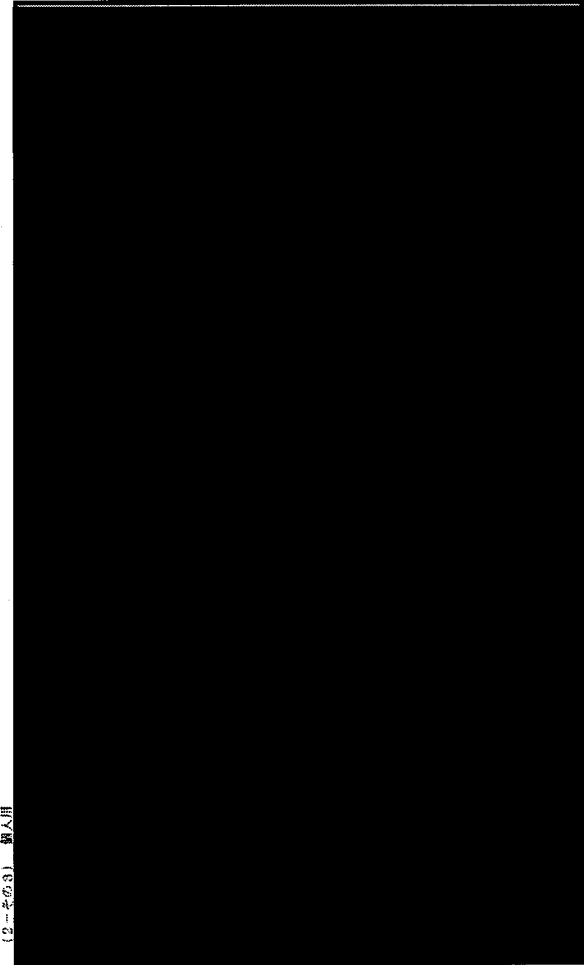


(2-その3) 個人用

改正前

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その3）個人用

【様式】

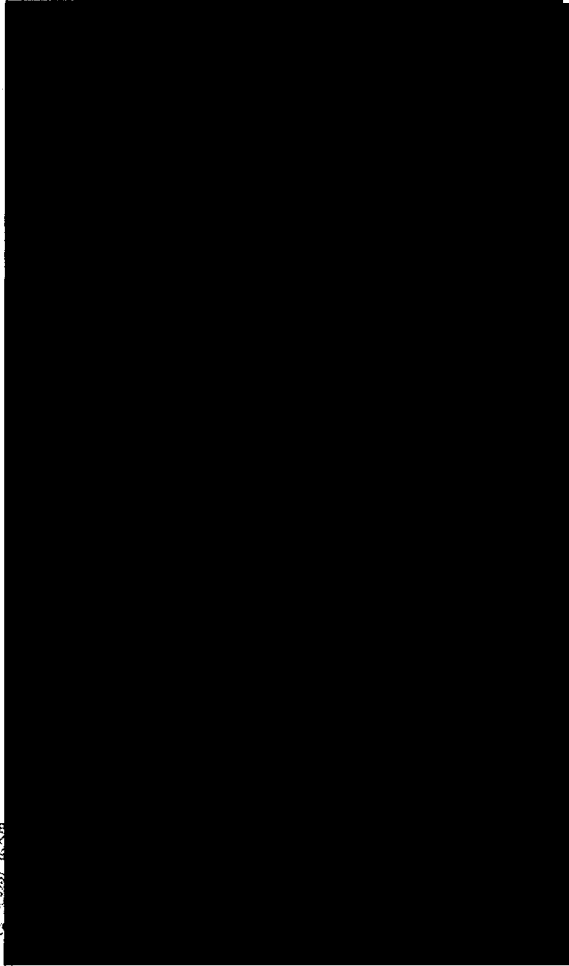


(2-その3) 個人用

改正後

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その3）法人用

【様式】

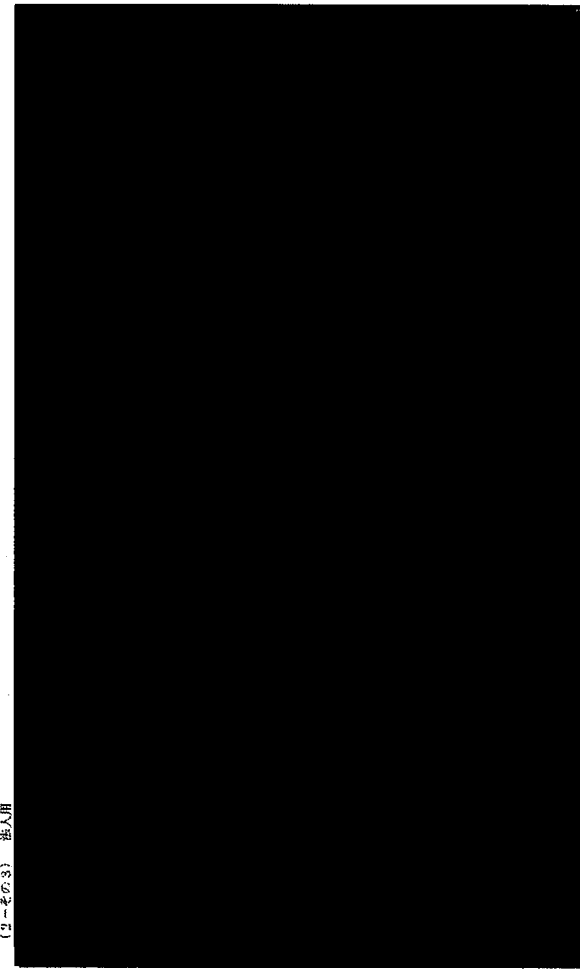


(2-その3) 法人用

改正前

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その3）法人用

【様式】



(2-その3) 法人用

改正後

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その4）

【様式】

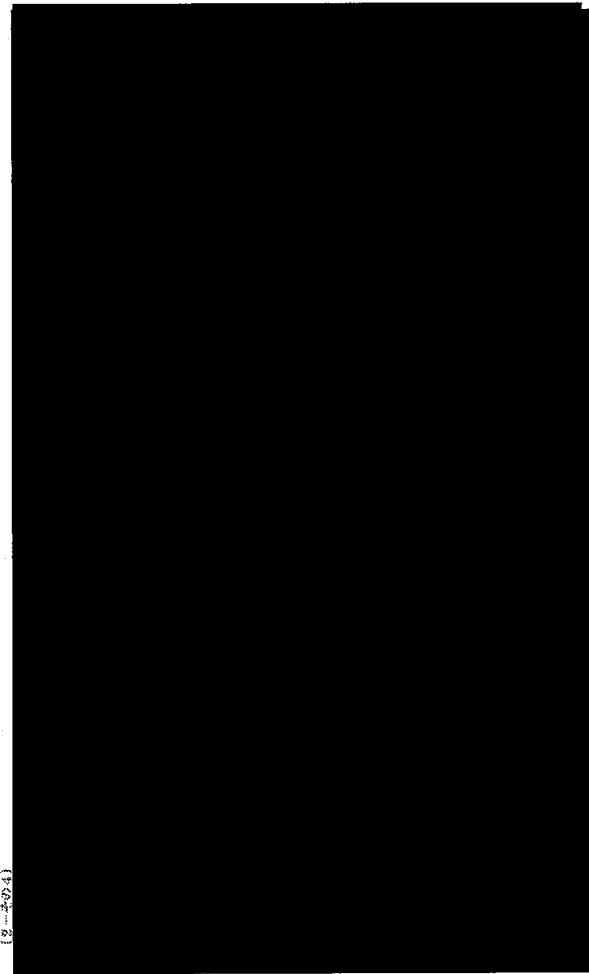


(2-その4)

改正前

3070020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その4）

【様式】

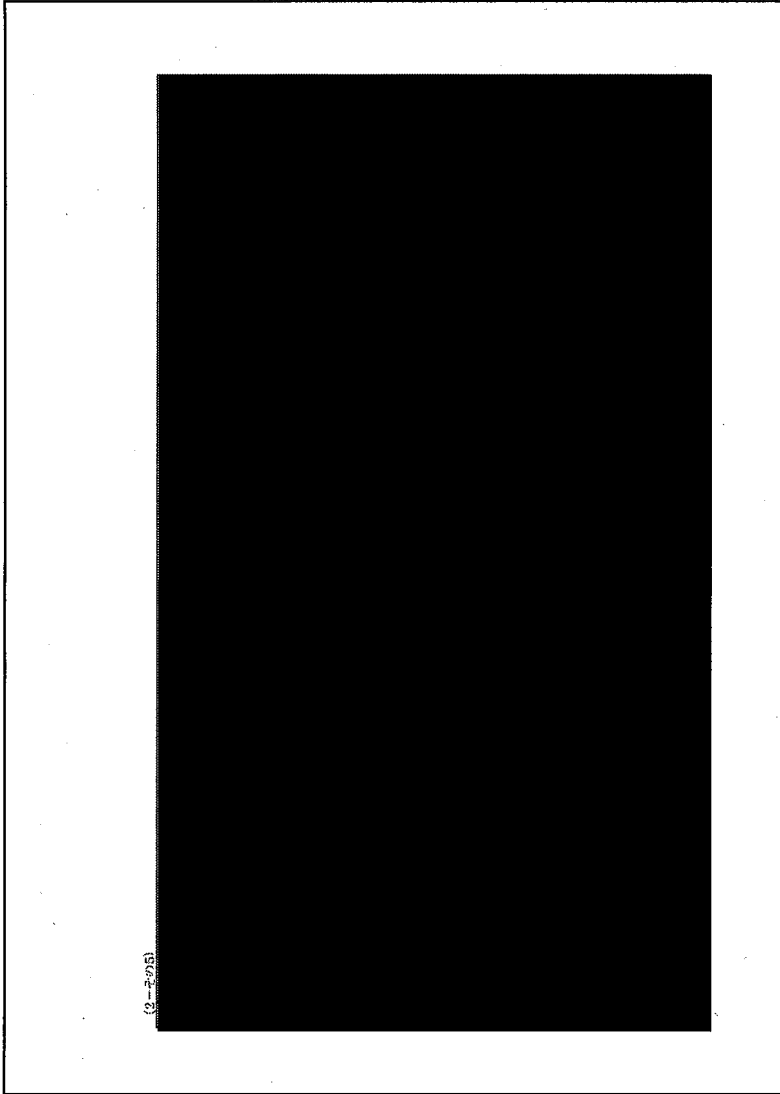


(2-その4)

改正後

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その5）

【様式】

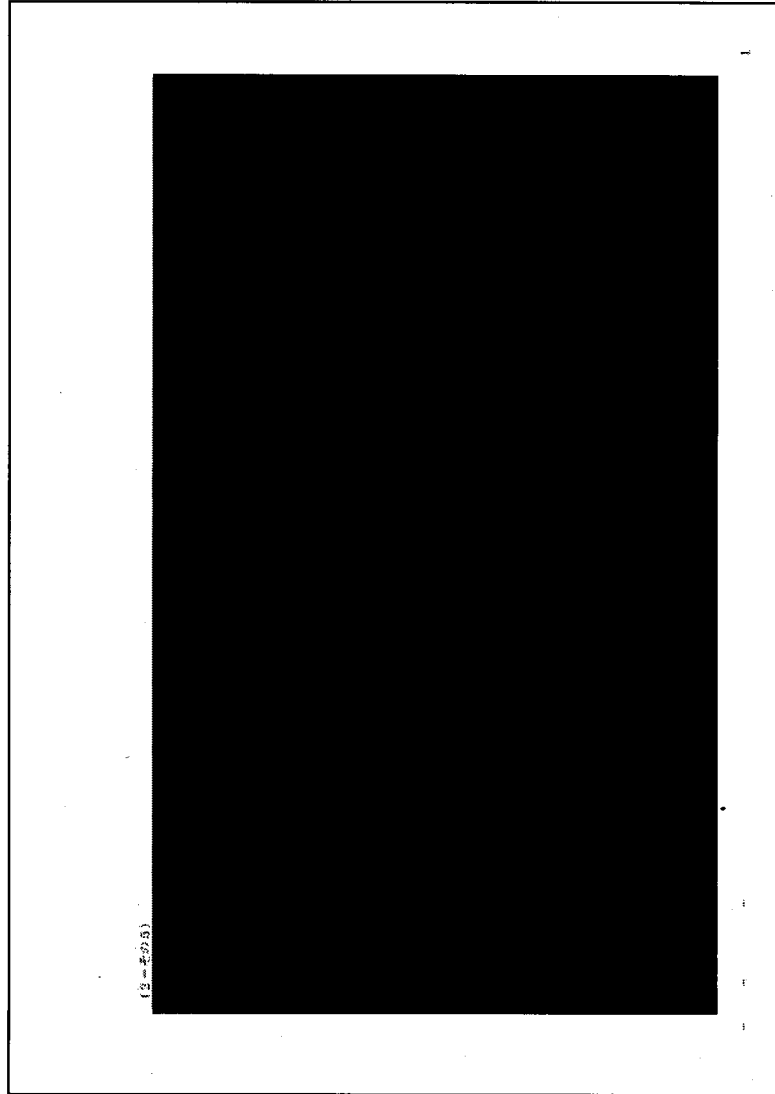


（2-その5）

改正前

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その5）

【様式】

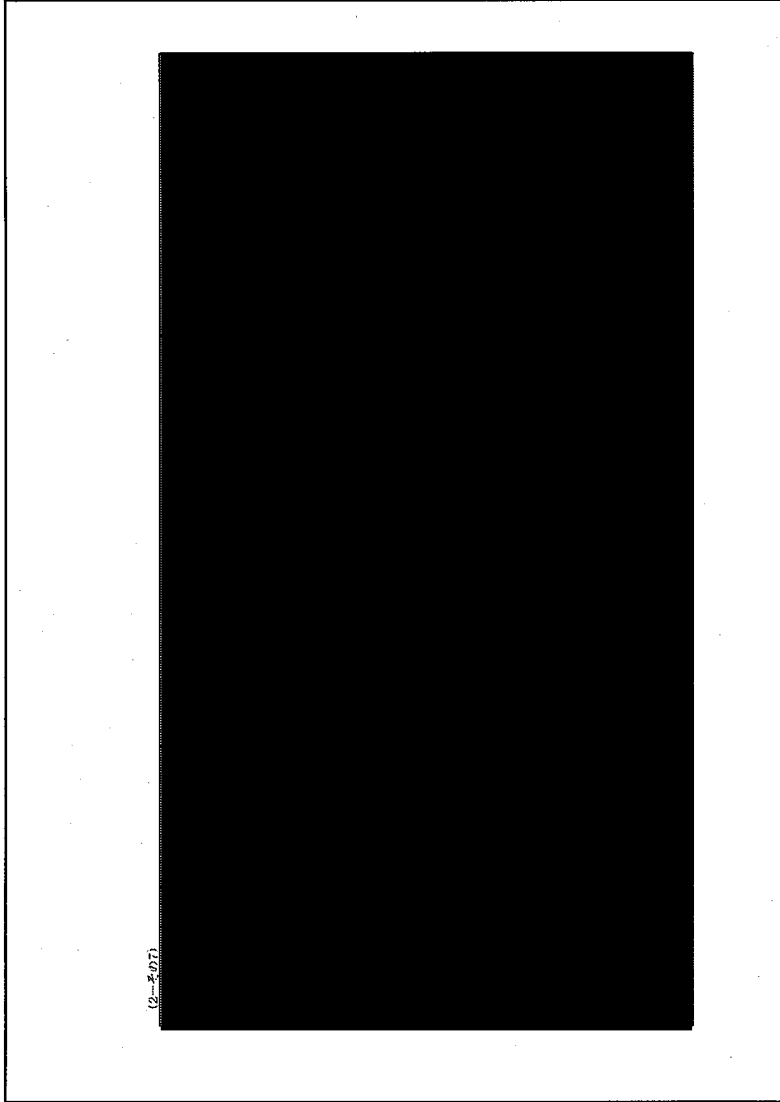


（2-その5）

改正後

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その7）

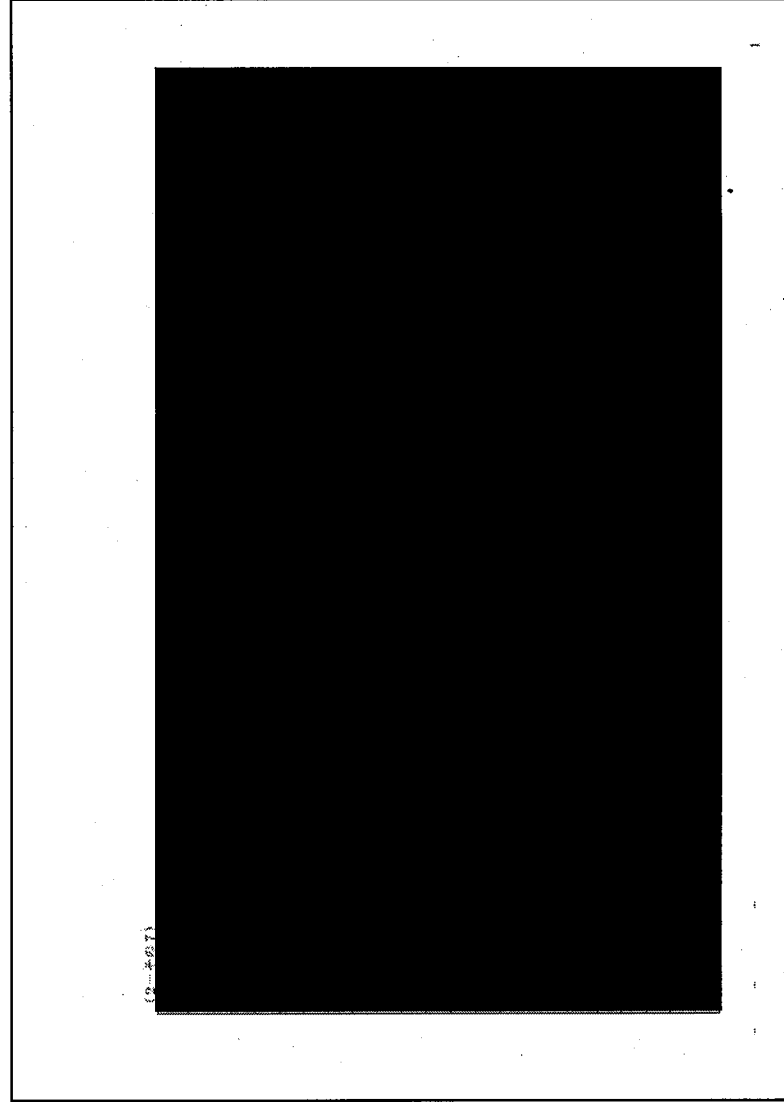
【様式】



改正前

307020-005 滞納処分の停止決定調査書（2-その7）

【様式】

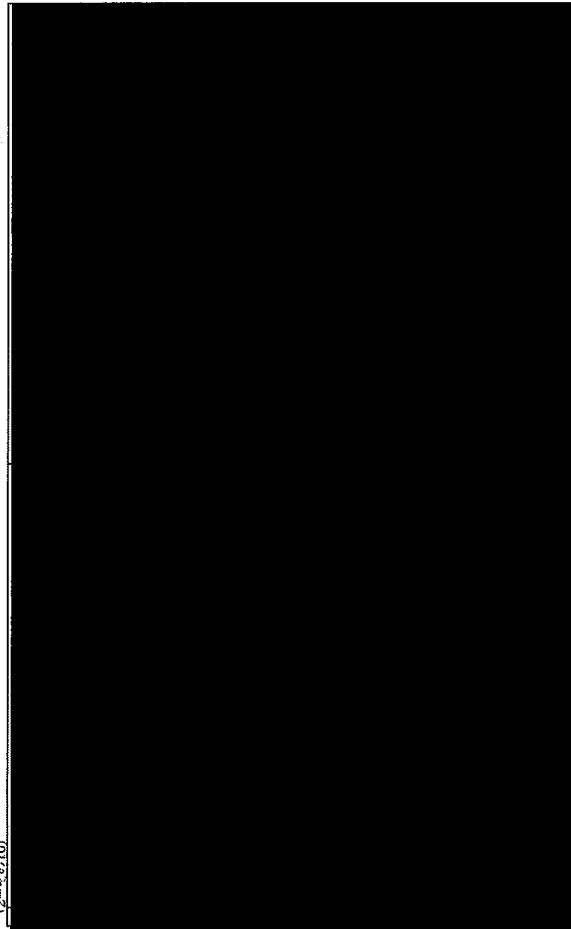




改正後

307020-005 滞納処分の停止決定調査書 (2-その10)

【様式】

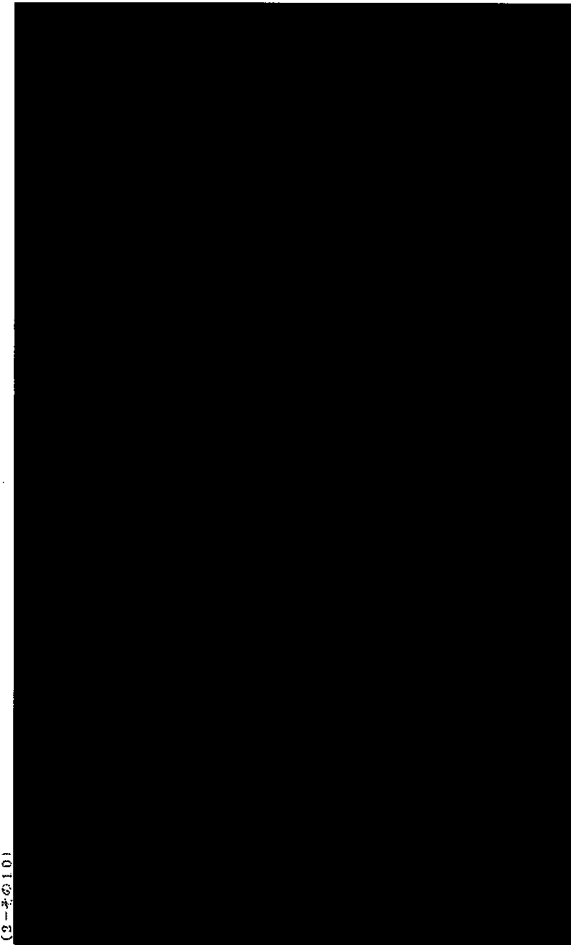


(2-その10)

改正前

307020-005 滞納処分の停止決定調査書 (2-その10)

【様式】

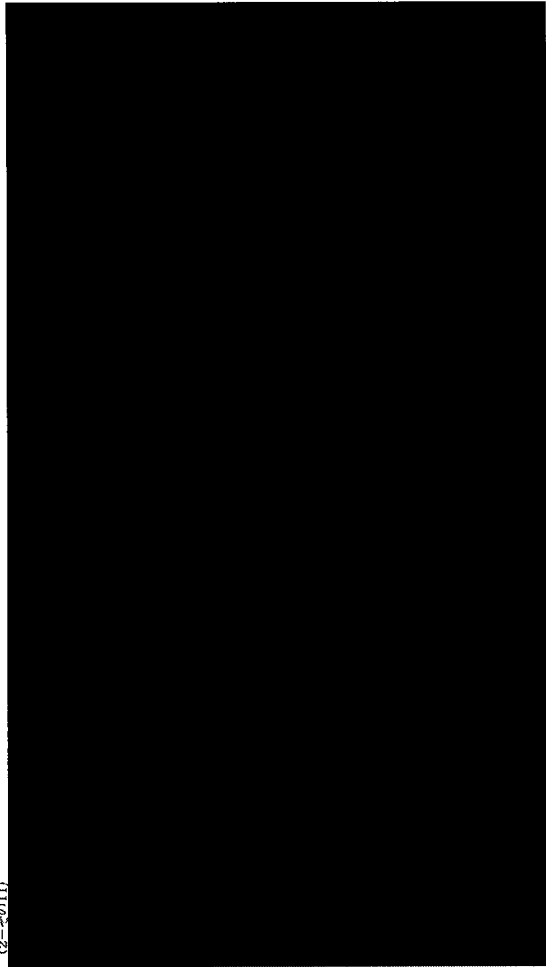


(2-その10)

改正後

307020-005 滞納処分の停止決定調査書 (2-その11)

【様式】

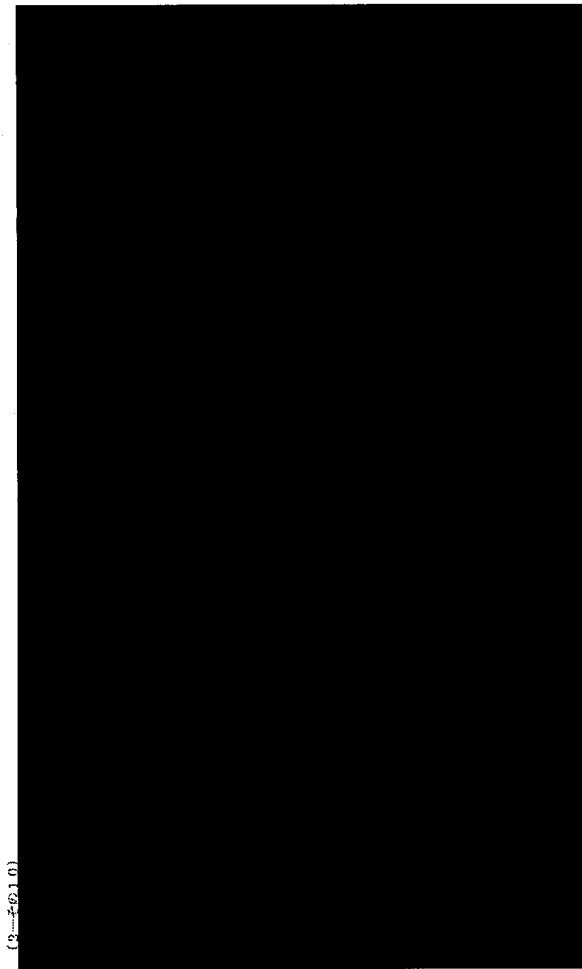


(2-その11)

改正前

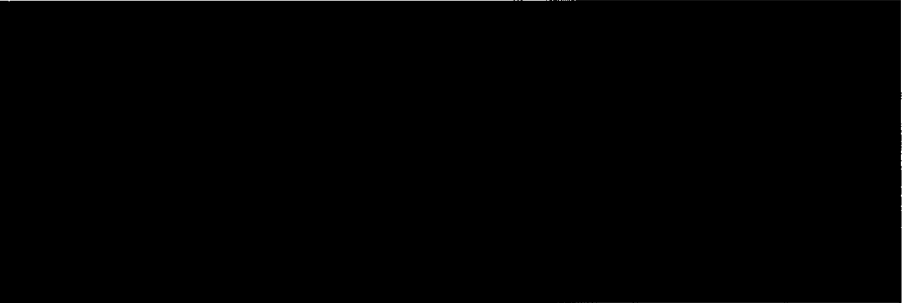
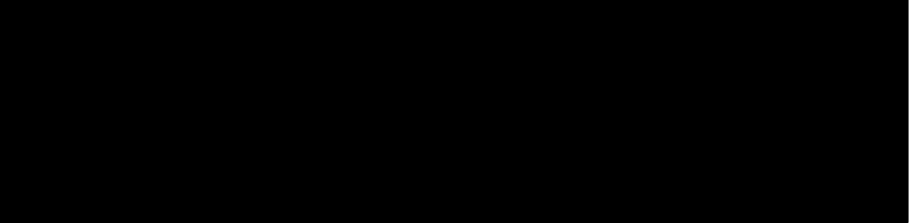
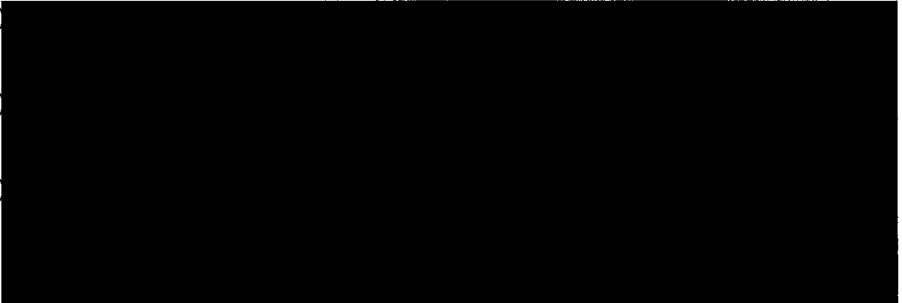
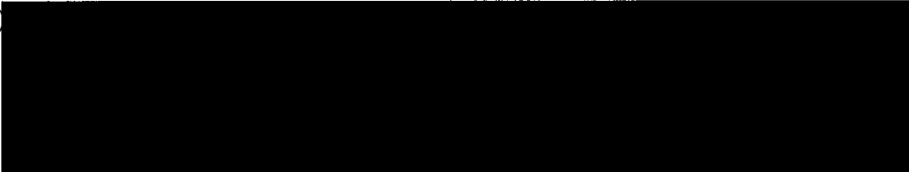
307020-005 滞納処分の停止決定調査書 (2-その11)





【様式】



(2-その11)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307020-005 滞納処分の停止決定調査書 2</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>「(2-その1)」</p> <p>(1) 「滞納処分の停止税額及び収納状況」欄の「処理済額」欄は、次により記載する。</p> <p>イ 「納付」欄は、「公売等受入」欄に記載した以外の<u>全ての現金収入（租税条約等に基づく徴収共助により相手国等から送金を受けた額（為替差益に相当する額を除く。）を含む。）</u>を記載する。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>「(2-その2)」</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「処理済額の内訳」欄は、次により記載する。</p> <p>イ 「納付」欄は、「差押財産の換価等」欄及び「交付要求等による受入」欄に記載した以外の<u>全ての現金収入（租税条約等に基づく徴収共助により相手国等から送金を受けた額（為替差益に相当する額を除く。）を含む。）</u>を記載する。</p> <p>ロ～ホ (省略)</p> <p>「(2-その3) 個人用」 (省略)</p> <p>「(2-その3) 法人用」 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">307020-005 滞納処分の停止決定調査書 2</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 目的 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>「(2-その1)」</p> <p>(1) 「滞納処分の停止税額及び収納状況」欄の「処理済額」欄は、次により記載する。</p> <p>イ 「納付」欄は、「公売等受入」欄に記載した以外の<u>すべての現金収入</u>を記載する。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>「(2-その2)」</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「処理済額の内訳」欄は、次により記載する。</p> <p>イ 「納付」欄は、「差押財産の換価等」欄及び「交付要求等による受入」欄に記載した以外の<u>すべての現金収入</u>を記載する。</p> <p>ロ～ホ (同左)</p> <p>「(2-その3) 個人用」 (同左)</p> <p>「(2-その3) 法人用」</p>

改正後	改正前
<p>「(2-その4)」 (省略)</p> <p>「(2-その5)」 (1)  (2) (3)</p> <p>「(2-その6)」 (省略)</p> <p>「(2-その7)」 (1)~(5) (省略) (6) </p> <p>「(2-その8)」 (省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>「(2-その4)」 (同左)</p> <p>「(2-その5)」 (1)  (2) (3)</p> <p>「(2-その6)」 (同左)</p> <p>「(2-その7)」 (1)~(5) (同左) (6) </p> <p>「(2-その8)」 (同左)</p>

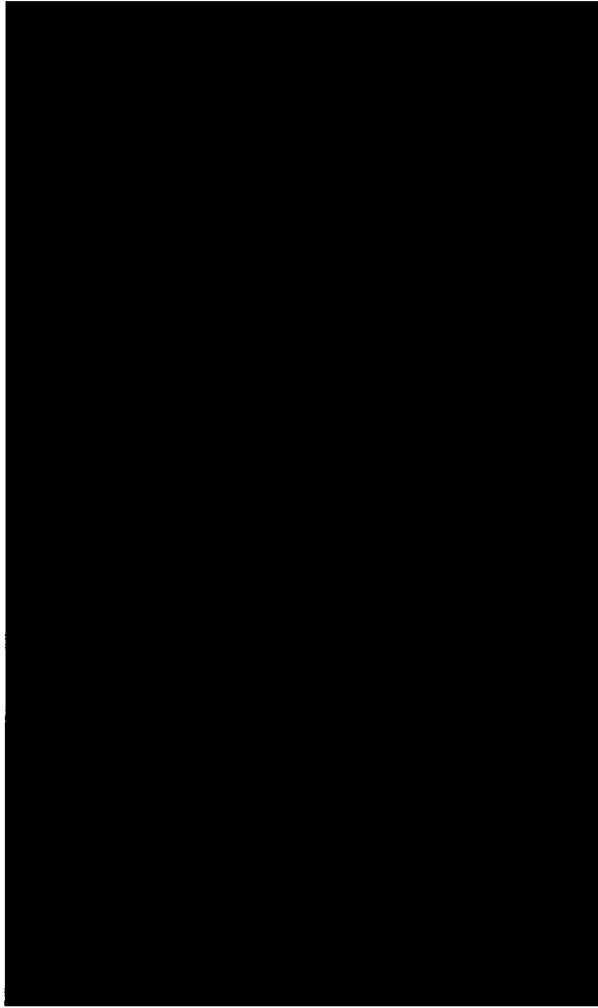
改正後	改正前
<p>「(2-その9)」 (省略)</p> <p>「(2-その10)」 (1)~(4) (省略)</p> <p>(5) </p> <p>(6) </p> <p>「(2-その11)」 (1) (省略)</p> <p>(2) </p>	<p>「(2-その9)」 (同左)</p> <p>「(2-その10)」 (1)~(4) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>「(2-その11)」 (1) (同左)</p> <p>(2) </p>



改正後

307020-021 滞納処分の停止事後監査てん末書（次葉）

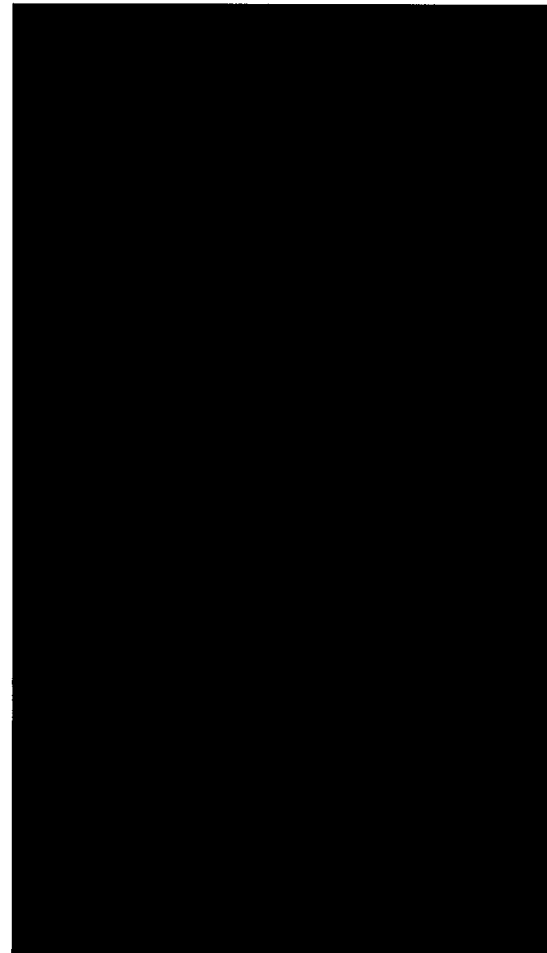
【様式】

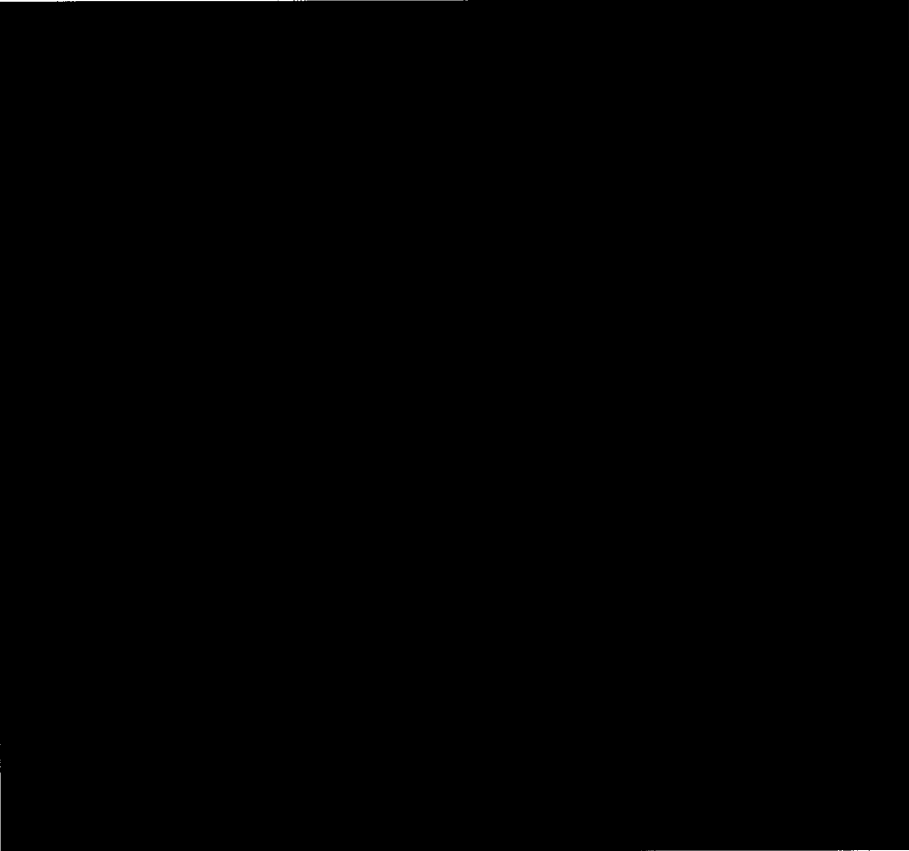
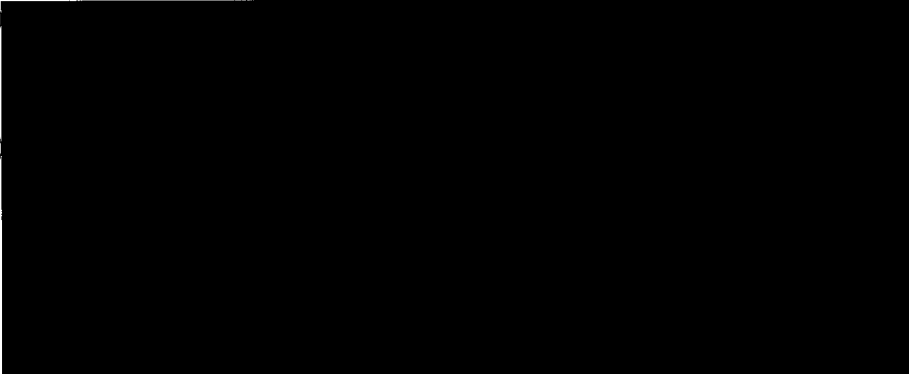
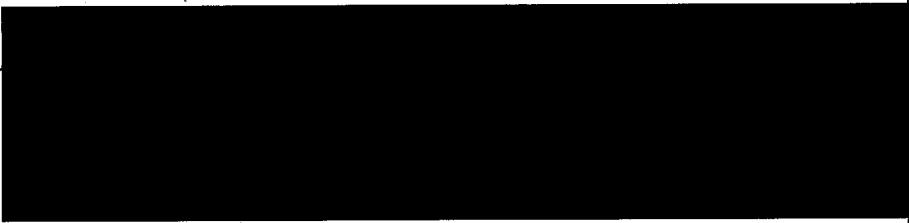


改正前

307020-021 滞納処分の停止事後監査てん末書（次葉）

【様式】



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">307020-021 滞納処分の停止事後監査てん末書 滞納処分の停止事後監査てん末書（次葉）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) </p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>ロ・ハ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">307020-021 滞納処分の停止事後監査てん末書 滞納処分の停止事後監査てん末書（次葉）</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) </p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) </p> <p>1</p> <p>ロ・ハ (同左)</p>



改正後

308020-054 入札等をなかつたものとした旨の通知書

【様式】

住所	平成 年 月 日	
氏名	入札等をなかつたものとした旨の通知書	
	税務署長 財務事務官 印	
年 月 日に実施した公売において、あなた(貴社)が下記の財産について行った入札・買受けの申込みを、別紙「処分理由」により、なかつたものとしたので通知します。		
滞納者	住所(所在)	
	氏名(名称)	
入札の対象となつた財産	売却区分番号	名称、数量、性質及び所在
入札をなかつたものとした理由	国税徴収法第108条第1項第 号事由により同法第108条第2項に該当	
備考	あなたが納付した公売保証金 円は、国税徴収法第108条第3項の規定により国庫に帰属します。	
<p>あなた(貴社)がこの処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、 に対する異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができます。</p> <p>ただし、国税徴収法第171条第1項の規定による期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに異議申立てをしなければなりません。</p> <p>提出先 または、 首席国税審判官</p> <p>なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。</p> <p>連絡先 ( 部門 担当 局 番 内線 )</p>		

改正前

308020-054 入札等をなかつたものとした旨の通知書

【様式】

住所	平成 年 月 日	
氏名	入札等をなかつたものとした旨の通知書	
	税務署長 財務事務官 印	
年 月 日に実施した公売において、あなた(貴社)が下記の財産について行った入札・買受けの申込みを、別紙「処分理由」により、なかつたものとしたので通知します。		
滞納者	住所(所在)	
	氏名(名称)	
入札の対象となつた財産	売却区分番号	名称、数量、性質及び所在
入札をなかつたものとした理由	国税徴収法第108条第1項第 号事由により同法第108条第2項に該当	
備考	あなたが納付した公売保証金 円は、国税徴収法第108条第3項の規定により国庫に帰属します。	
<p>あなたがこの処分について不服があるときは、 税務署長 に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>ただし、国税徴収法第171条第1項の規定による期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに異議申立てをしなければなりません。</p> <p>連絡先 ( 部門 担当 局 番 内線 )</p>		

改正後	改正前
<p data-bbox="331 217 913 244">308020-054 入札等をなかったものとした旨の通知書</p> <p data-bbox="154 304 280 331">【調理要領】</p> <p data-bbox="147 349 280 376">1 (省略)</p> <p data-bbox="147 392 293 419">2 調理要領</p> <p data-bbox="170 435 309 462">(1) (省略)</p> <p data-bbox="170 477 1088 547">(2) 「入札等をなかったものとした旨の通知書」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印字する。</p> <p data-bbox="170 692 309 719">(3) (省略)</p>	<p data-bbox="1305 217 1888 244">308020-054 入札等をなかったものとした旨の通知書</p> <p data-bbox="1126 304 1252 331">【調理要領】</p> <p data-bbox="1120 349 1252 376">1 (同左)</p> <p data-bbox="1120 392 1265 419">2 調理要領</p> <p data-bbox="1140 435 1279 462">(1) (同左)</p> <p data-bbox="1140 477 2080 547">(2) 「入札等をなかったものとした旨の通知書」には、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を添付する。  <u>なお、「 税務署長」の空白部分には、処分を行った徴収の所轄庁の署名を記載し、「 国税不服審判所首席国税審判官」の空白部分には、当該署を管轄する国税不服審判所名を記載する。</u></p> <p data-bbox="1140 692 1279 719">(3) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>308020-062 不動産等の最高価申込者の決定等通知決議書 308020-063 不動産等の最高価申込者の決定通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 「不動産等の最高価申込者の決定通知書」は、裏面に「公売についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印字する。</p> <p>(9) (省略)</p>	<p>308020-062 不動産等の最高価申込者の決定等通知決議書 308020-063 不動産等の最高価申込者の決定通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>308020-064 不動産等の最高価申込者の決定取消通知決議書  308020-065 不動産等の最高価申込者の決定取消通知書（最高価申込者用）  308020-066 不動産等の最高価申込者の決定取消通知書（滞納者・利害関係人用）</p> <p>【調理要領】</p> <p>「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（最高価申込者用）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」の裏面に、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印刷する。ただし、徴収法 114 条により通知書を送付する場合は、行審法第 57 条による教示は手作業により二重線で抹消し、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」についても添付を要しない。</p> <p>(6) （省略）</p> <p>「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（滞納者・利害関係人用）</p> <p>1・2 （省略）</p>	<p>308020-064 不動産等の最高価申込者の決定取消通知決議書  308020-065 不動産等の最高価申込者の決定取消通知書（最高価申込者用）  308020-066 不動産等の最高価申込者の決定取消通知書（滞納者・利害関係人用）</p> <p>【調理要領】</p> <p>「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（最高価申込者用）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」の裏面に、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印刷する。ただし、徴収法 114 条により通知書を送付する場合は、行審法第 57 条による教示は手作業により二重線で抹消し、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」についても添付を要しない。</p> <p>なお、印刷方法については、調理要領（共通事項）の 4(2)《<u>教示文の印刷方法</u>》を参照。</p> <p>(6) （同左）</p> <p>「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（滞納者・利害関係人用）</p> <p>1・2 （同左）</p>

改正後

308020-075 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告

【様式】

第 号	
売却 告 告 第 号	
<p>広告によって行う随意契約による 買受申込者の決定等の公告</p>	
<p>売却広告第 号によって行う随意契約による売却に係る買受人となるべき者を下記のとおり決定しました。</p> <p>国税徴収法第109条第4項の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
売却区分番号	
売却財産の名称・ 性質及び所在	}
数 量	
買受価額 (売却価額)	
買受人となるべき者 の氏名又は名称	
買受人となるべき者 の決定年月日	
売却決定日時	
売却決定場所	

改正前

308020-075 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告

【様式】

第 号	
売却 告 告 第 号	
<p>広告によって行う随意契約による 買受申込者の決定等の公告</p>	
<p>売却広告第 号によって行う随意契約による売却に係る買受人となるべき者を下記のとおり決定しました。</p> <p>国税徴収法第109条第4項の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
売却区分番号	
売却財産の名称・ 性質及び所在	}
数 量	
買受価額 (売却価額)	
買受人となるべき者 の氏名又は名称	
買受人となるべき者 の決定年月日	
売却決定日時	
売却決定場所	

改正後	改正前
<p>308020-074 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告（決議用）  308020-075 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>売却広告第 号</u>」及び「<u>売却広告第 号によって行う随意契約による～</u>」には、  <u>「公売実施決議情報」画面において付番された公売公告番号を表示する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) （省略）</p>	<p>308020-074 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告（決議用）  308020-075 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1) 「<u>売却公告第 号</u>」には、<u>公告の一連番号が表示される。</u></p> <p>(2) 「<u>売却公告第 号によって行う随意契約による～</u>」には、「<u>公売実施決議情報</u>」画面において付番された公売公告番号を表示する。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p> <p>(6) （同左）</p> <p>(7) （同左）</p>

改正後

308020-076 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知決議書

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年月日

広告によって行う随意契約による  
買受申込者の決定通知決議書

売却広告第 号の広告によって行う随意契約による売却に係る売却財産の買受人となるべき者を下記のとおり決定しました。  
国税徴収法第109条第4項の規定により通知します。

売の 却所 有者	住 所 (所 在)							
	氏 名 (名 称)							
売却区分番号	売却財産の名称・性質及び所在			数量	買受価額 (売却価額)	買受人となるべき者の氏名又は名称		
	別紙財産明細のとおり				円			
買受人となるべき者の 決定年月日	売却決定	日時	年月日		時分			
		場所						

備考：買受申込者が上記換価財産を取得するのは、原則として売却決定した後、代金を完納したとき(代金納付期限 平成 年 月 日)です。

連絡先 ( 担当 電話 )

改正前

308020-076 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知決議書

【様式】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年月日

広告によって行う随意契約による  
買受申込者の決定通知決議書

売却広告第 号の広告によって行う随意契約による売却に係る売却財産の買受人となるべき者を下記のとおり決定しました。  
国税徴収法第109条第4項の規定により通知します。

売の 却所 有者	住 所 (所 在)							
	氏 名 (名 称)							
売却区分番号	売却財産の名称・性質及び所在			数量	買受価額 (売却価額)	買受人となるべき者の氏名又は名称		
	別紙財産明細のとおり				円			
買受人となるべき者の 決定年月日	売却決定	日時	年月日		時分			
		場所						

備考：買受申込者が上記換価財産を取得するのは、原則として売却決定した後、代金を完納したとき(代金納付期限 平成 年 月 日)です。

連絡先 ( 担当 電話 )

改正後

【様式】

308020-077 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書

年月日

住所	〒	
氏名		殿

広告によって行う随意契約による  
買受申込者の決定通知書

売却広告第 号の広告によって行う随意契約による売却に係る売却財産の買受人となるべき者を下記のとおり決定しました。  
国税徴収法第109条第4項の規定により通知します。

売却財産者	住所(所在)				
	氏名(名称)				
売却区分番号	売却財産の名称・性質及び所在	数量	買受価額 (売却価額)	買受人となるべき者の氏名又は名称	
	別紙財産明細のとおり		円		
買受人となるべき者の 決定年月日		売却決定 場所	日時	年月日	時分

備考：買受申込者が上記換価財産を取得するのは、原則として売却決定した後、代金を完納したとき(代金納付期限 平成 年 月 日)です。

第 号

連絡先 ( 担当 電話 )

改正前

【様式】

308020-077 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書

年月日

住所	〒	
氏名		殿

広告によって行う随意契約による  
買受申込者の決定通知書

売却広告第 号の広告によって行う随意契約による売却に係る売却財産の買受人となるべき者を下記のとおり決定しました。  
国税徴収法第109条第4項の規定により通知します。

売却財産者	住所(所在)				
	氏名(名称)				
売却区分番号	売却財産の名称・性質及び所在	数量	買受価額 (売却価額)	買受人となるべき者の氏名又は名称	
	別紙財産明細のとおり		円		
買受人となるべき者の 決定年月日		売却決定 場所	日時	年月日	時分

備考：買受申込者が上記換価財産を取得するのは、原則として売却決定した後、代金を完納したとき(代金納付期限 平成 年 月 日)です。

第 号

連絡先 ( 担当 電話 )



改正後	改正前
<p>308020-076 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知決議書</p> <p>308020-077 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)~(7) (省略)</p> <p>(8) 「<u>広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書</u>」は、裏面に「<u>売却</u> <u>についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ</u>」を印字する。</p> <p>(9) (省略)</p>	<p>308020-076 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知決議書</p> <p>308020-077 広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)~(7) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>308020-081 売却決定取消通知決議書  308020-082 売却決定取消通知書（買受人用）  308020-083 売却決定取消通知書（滞納者・利害関係人用）</p> <p>【調理要領】  「売却決定取消通知書」（買受人用）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>(6) 「売却決定取消通知書（買受人用）」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印刷する。</p> <p>(7)・(8) （省略）</p>	<p>308020-081 売却決定取消通知決議書  308020-082 売却決定取消通知書（買受人用）  308020-083 売却決定取消通知書（滞納者・利害関係人用）</p> <p>【調理要領】  「売却決定取消通知書」（買受人用）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(5) （同左）</p> <p>(6) 「売却決定取消通知書（買受人用）」は、裏面に「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印刷する。<u>なお、印刷方法については、調理要領（共通事項）の4(2)《教示文の印刷方法》を参照。</u></p> <p>(7)・(8) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>308020-086 次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知決議書  308020-087 次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 「次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書」の裏面は、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印刷する。</p>	<p>308020-086 次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知決議書  308020-087 次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 「次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書」の裏面は、「不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」を印刷する。</p> <p>なお、印刷方法については、調理要領（共通事項）の4(2)《<u>教示文の印刷方法</u>》を参照。</p>

改正後	改正前
<p>308020-088 広告によって行う随意契約による売却通知書（決議用）</p> <p>308020-089 広告によって行う随意契約による売却通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 「<u>広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書</u>」は、裏面に「<u>売却</u> <u>についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ</u>」を印字する。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) （省略）</p>	<p>308020-088 広告によって行う随意契約による売却通知書（決議用）</p> <p>308020-089 広告によって行う随意契約による売却通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p>

【様式】

308020-093 委託売却による売却通知書

改正後

住所	
氏名	殿

あなた（貴社）が、この通知について不審があるときは、この通知を受け九日の  
 日から起算して2月以内、に對する異議申立てと國稅や關稅事務長に  
 對する異議申立てのいずれかを提出することができます。  
 なお、異議申立ての提出期限は、本通知が送達された日から起算し、郵送による場合は、  
 送達の日を以てするものとします。

提出先  
 日本國稅事務長  
 または、この通知に對する行政訴訟の提起に關する事項については、提出先を  
 ご確認ください。

平成 年 月 日

委託売却による売却通知書

國稅徵收法第109條第1項第2号の規定により、取引所の相場のある下記の財産を、その日の相場で隨意契約により売却（委託売却）すること  
 としましたので、同条第4項の規定により通知します。

委託売却実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで									
売却の方法	振替機關又は口座管理機關に對して売却を委託する。									
売却決定の日	金融商品取引所において売却財産の売買が成立した日									
売却代金の支払期限	売却決定の日から起算して4取引日目の(平成 年 月 日) 時 分									
その他の事項										
売却に 係る 國稅等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
				円	円	円	円	円		
売却 財産 の 表示	売却区分番号	銘柄及び数						売却価額		
債権現在額申立書の 提出についての報告		あなたが上記売却財産上に有している 債により担保される債権についての債権現在額申立書を 上記の売却決定の日の前日までに當稅務署長に提出してください。								

(注) 売却に係る國稅等を完納したときは、速やかに、當稅務署徴収担当( )まで、領収証書を添えて申し出てください。  
 なお、委託売却実施期間の初日以後は、當該國稅を完納した旨の申出があつた場合でも、原則として売却手続は止まりません。

【様式】

308020-093 委託売却による売却通知書

改正前

住所	
氏名	殿

あなた（貴社）が、この通知について不審があるときは、この通知を受け九日の  
 日から起算して2月以内、に對する異議申立てと國稅や關稅事務長に  
 對する異議申立てのいずれかを提出することができます。  
 なお、異議申立ての提出期限は、本通知が送達された日から起算し、郵送による場合は、  
 送達の日を以てするものとします。

提出先  
 日本國稅事務長  
 または、この通知に對する行政訴訟の提起に關する事項については、提出先を  
 ご確認ください。

平成 年 月 日

委託売却による売却通知書

國稅徵收法第109條第1項第2号の規定により、取引所の相場のある下記の財産を、その日の相場で隨意契約により売却（委託売却）すること  
 としましたので、同条第4項の規定により通知します。

委託売却実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで									
売却の方法	振替機關又は口座管理機關に對して売却を委託する。									
売却決定の日	金融商品取引所において売却財産の売買が成立した日									
売却代金の支払期限	売却決定の日から起算して4取引日目の(平成 年 月 日) 時 分									
その他の事項										
売却に 係る 國稅等	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
				円	円	円	円	円		
売却 財産 の 表示	売却区分番号	銘柄及び数						売却価額		
債権現在額申立書の 提出についての報告		あなたが上記売却財産上に有している 債により担保される債権についての債権現在額申立書を 上記の売却決定の日の前日までに當稅務署長に提出してください。								

(注) 売却に係る國稅等を完納したときは、速やかに、當稅務署徴収担当( )まで、領収証書を添えて申し出てください。  
 なお、委託売却実施期間の初日以後は、當該國稅を完納した旨の申出があつた場合でも、原則として売却手続は止まりません。

改正後	改正前
<p>308020-092 委託売却による売却通知決議書 308020-093 委託売却による売却通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 「委託売却による売却通知書」は、裏面に「<u>売却についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ</u>」を印字する。</p> <p>(10) (省略)</p>	<p>308020-092 委託売却による売却通知決議書 308020-093 委託売却による売却通知書</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 調理要領</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) 「委託売却による売却通知書」には、「<u>不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ</u>」を添付する。</p> <p>なお、「<u>税務署長</u>」の空白部分には、処分を行った徴収の所轄庁の税務署名を記載し、「<u>国税不服審判所首席国税審判官の</u>」空白部分には、当該署を管轄する<u>国税不服審判所名</u>を記載する。</p> <p>(10) (同左)</p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">501000-003 納付指導対象者一覧表</p> <p>【調理要領】</p> <p>1 目的  <u>期限前納付指導対象者の抽出処理結果を確認し、電話による期限前納付指導の基礎資料にするとともに電話による期限前納付指導事績の記録をするために出力する。</u></p> <p>2 出力時期  <u>納付指導月の前月末から当月初旬までに出力する。</u></p> <p>3 出力基準  <u>抽出された納付指導対象者について、区分ごとに帳票を出力する。</u></p> <p>【納付指導区分】</p> <p>① 集中電話催告システム対象者  <u>期限前納付指導対象者のうち、集中電話催告センター室での納付指導対象者のみを表示する。</u></p> <p>② 集中電話催告システム対象者及びはがき・電話催告（署）対象者  <u>集中電話催告センターでの納付指導対象者で、かつ、はがきも発送する納付指導対象者を表示する。</u></p> <p>③ はがき・電話催告（署）対象者（集中電話催告システム対象の基準金額以上の者）  <u>はがきの発送対象者のうち、納付指導対象税額が集中電話催告システム対象の基準金額（連絡下限金額）以上の者を表示する。</u></p> <p>④ はがき・電話催告（署）対象者（集中電話催告システム対象の基準金額未満の者）  <u>はがきの発送対象者のうち、納付指導対象税額が集中電話催告システム対象の基準金額（連絡下限金額）以下の者を表示する。</u></p> <p>⑤ 集中電話催告システム対象者 はがき・電話催告（署）対象者以外の対象者  <u>納付指導対象者のうち、上記①～④のいずれにも該当しない者を表示する。</u></p> <p><u>なお、帳票は、『帳票ダウンロード』業務（業務：管理）により「帳票転送」ボタンをクリックすると、『帳票出力』画面の『帳票一覧』ダイアログボックスに帳票名が表示されるので、『帳票出力』業務により出力する。</u></p> <p><u>（注） 『帳票ダウンロード』画面では、「表示」に「他部門」を選択する。</u></p>	<p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p>また、<u>期限前納付指導対象者の抽出時に除外設定された署や対象者が存在しない署（納付指導区分）については、帳票は出力されない。</u></p> <p><b>4 表示内容</b></p> <p><u>表示内容については、次によるほか、様式に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>「納付指導対象者情報」欄</u>  <u>期限前納付指導の対象者及び対象口座を表示する。</u></p> <p>(2) <u>「徴収決定情報」欄</u>  <u>納付指導対象者の納期限の到来した徴定口座のうち、確定申告分及び中間申告分を対象に最大3口座分の直近口座情報を表示する。</u></p> <p>(3) <u>「税歴」欄</u>  <u>直近口座の納付状況を表示する。</u></p> <p>1：未納  2：期限内完納  3：督促前完納  4：督促後1月以内完納  5：督促後1月超完納</p> <p>(4) <u>「滞納」欄</u>  <u>納付指導対象者の滞納の有無を表示する。</u></p> <p>(5) <u>「ウエイト」欄</u>  <u>庁管理運営課で設定するウエイト値の合計値を表示する。</u></p>	

【様式】

504000-005 教示文

改正後

売却についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ

パターンロー 税務署

この度、付売却広告 号(売却区分番号)記載の財産を売却することとなりました。この財産の売却手続きにつきましては、①売却通知又は②買受申込者の決定並びに③売却決定の各処分に対して、以下のとおり不服申立て又は取消しの訴えを提起することができます。

1 異議申立て

- あなた(貴社)が、上記①から③の処分について不服があるときは、それぞれ①売却通知がされたとき、②買受申込者の決定がされたとき、③売却決定がされたときの翌日から起算して2月以内に 税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長(提出先は、~~国税不服審判所 首席国税審判官~~)に対する審査請求のいずれかを行うことができます。
- ただし、国税徴収法第171条第1項(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)の規定による期限が上記の期限より早く到来するときは、同条の期限までに不服申立てをしなければなりません。

2 審査請求

異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法になされていないものを除く。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長(提出先は、~~国税不服審判所 首席国税審判官~~)に対して審査請求をすることができます。

3 取消しの訴え

- 審査請求についての裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、管轄裁判所に対してこの処分についての取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- この処分に係る取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- なお、この処分についての取消訴訟は、審査請求による裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして取消訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

【様式】

504000-005 教示文

改正前

売却についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ

パターンロー 税務署

この度、付売却広告 号(売却区分番号)記載の財産を売却することとなりました。この財産の売却手続きにつきましては、①売却広告又は②買受申込者の決定並びに③売却決定の各処分に対して、以下のとおり不服申立て又は取消しの訴えを提起することができます。

1 異議申立て

- あなた(貴社)が、上記①から③の処分について不服があるときは、それぞれ①売却広告がされたとき、②買受申込者の決定がされたとき、③売却決定がされたときの翌日から起算して2月以内に 税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長(提出先は、~~国税不服審判所 首席国税審判官~~)に対する審査請求のいずれかを行うことができます。
- ただし、国税徴収法第171条第1項(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)の規定による期限が上記の期限より早く到来するときは、同条の期限までに不服申立てをしなければなりません。

2 審査請求

異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法になされていないものを除く。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長(提出先は、~~国税不服審判所 首席国税審判官~~)に対して審査請求をすることができます。

3 取消しの訴え

- 審査請求についての裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、管轄裁判所に対してこの処分についての取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- この処分に係る取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- なお、この処分についての取消訴訟は、審査請求による裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして取消訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

売却についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ

パターソン・国税局

この度、付売却広告 号(売却区分番号)記載の財産を売却することとなりました。この財産の売却手続きにつきましては、①売却通知又は②買受申込者の決定並びに③売却決定の各処分に対して、以下のとおり不服申立て又は取消しの訴えを提起することができます。

1 異議申立て

- あなた(貴社)が、上記①から③の処分について不服があるときは、それぞれ①売却通知がされたとき、②買受申込者の決定がされたとき、③売却決定がされたときの翌日から起算して2月以内に 税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所 首席国税審判官)に対する審査請求のいずれかを行うことができます。
- ただし、国税徴収法第171条第1項(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)の規定による期限が上記の期限より早く到来するときは、同条の期限までに不服申立てをしなければなりません。

2 審査請求

異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法になされていないものを除く。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所 首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

3 取消しの訴え

- 審査請求についての裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、管轄裁判所に対してこの処分についての取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- この処分に係る取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- なお、この処分についての取消訴訟は、審査請求による裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして取消訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

改正後

売却についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ

パターソン・国税局

この度、付売却広告 号(売却区分番号)記載の財産を売却することとなりました。この財産の売却手続きにつきましては、①売却通知又は②買受申込者の決定並びに③売却決定の各処分に対して、以下のとおり不服申立て又は取消しの訴えを提起することができます。

1 異議申立て

- あなた(貴社)が、上記①から③の処分について不服があるときは、それぞれ①売却通知がされたとき、②買受申込者の決定がされたとき、③売却決定がされたときの翌日から起算して2月以内に 税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所 首席国税審判官)に対する審査請求のいずれかを行うことができます。
- ただし、国税徴収法第171条第1項(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)の規定による期限が上記の期限より早く到来するときは、同条の期限までに不服申立てをしなければなりません。

2 審査請求

異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法になされていないものを除く。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所 首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

3 取消しの訴え

- 審査請求についての裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、管轄裁判所に対してこの処分についての取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- この処分に係る取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- なお、この処分についての取消訴訟は、審査請求による裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして取消訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

改正前

改正後

504000-005 教示文

【調理要領】

- 1 (省略)
- 2 調理要領

この帳票は、下記様式に応じてパターンを変更して調理する。

No.	様式番号	様式名	行審法57条 教示文 パターン	穴埋箇所の特入句	行審法46条 教示文 パターン
1	305000-082	搜索調書(その2)	C	保管命令	B
2	306010-002	差押調書様本(動産・有価証券用)	A	差押え及び保管命令(又は撤出)	B
3	306010-004	財産の引渡命令書	C	引渡命令	B
4	306010-006	財産の引渡命令書(占有者用)	C	引渡命令	B
5	306010-013	差押財産の使用等許可申立書	C	許可(不許可)	B
6	306010-017	差押調書様本(債権用)	A	差押え	A
7	306010-018	債権差押通知書	C	差押え	A
8	306010-020	差押調書様本(電子記録債権用)	A	差押え	A
9	306010-022	債権差押通知書(電子記録債権用・第三債務者あて)	A	差押え	A
10	306010-036	差押調書様本(第三債務者等がある無体財産権用・滞納者用)	B	差押え	A
		(削除)			
11	306010-038	差押通知書(第三債務者等がある無体財産権用)	B	差押え	A
12	306010-040	差押調書様本(振替社債等用)	B	差押え	A
13	306010-042	差押通知書(振替社債等用・発行者あて)	B	差押え	A
14	306010-044	差押調書様本(電話加入権用)	A	差押え	B
15	306010-048	滞社の予告通知書(滞納者用)	C	通知	B
16	306010-051	組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書	C	通知	B
17	306010-053	組合員等の持分の払戻等請求書	C	通知	B
18	306010-055	組合員等の持分の払戻等請求書(法定脱退用)	C	通知	B
19	306010-058	差押書(不動産等及び第三債務者等がない無体財産権等用)	B	差押え	A
20	306010-057	差押財産占有調書様本	C	保管命令	B
21	306020-004	交付要求通知書(滞納者用)	C	交付要求	B
22	306020-011	国税徴収法第22条による交付要求通知書(教示文あり)	C	交付要求	B
23	306020-023	参加差押通知書(動産・有価証券用)	C	参加差押え	B
24	306020-026	参加差押通知書(電話加入権用)	C	参加差押え	B
25	306020-032	参加差押通知書(不動産等用)	C	参加差押え	B
26	306020-041	参加差押財産引受調書様本	C	許可(不許可)	B
27	306030-009	交付要求解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
28	306030-029	参加差押解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
29	306030-032	差押換拒否通知書	C	差押換えの拒否	B
30	307010-012	納税の猶予許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予許可	B
31	307010-018	納税の猶予許可通知書(相互協働用)	C	納税の猶予許可	B
32	307010-023	納税の猶予不許可通知書	C	納税の猶予不許可	B
33	307010-028	納税の猶予不許可通知書(相互協働用)	C	納税の猶予不許可	B
34	307010-033	納税の猶予取消通知書	C	納税の猶予取消	B
35	307010-038	納税の猶予取消通知書(相互協働用)	C	納税の猶予取消	B
36	307010-043	納税の猶予期間延長許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予期間延長許可	B
37	307010-049	納税の猶予期間延長不許可通知書	C	納税の猶予期間延長不許可	B
38	307010-054	納税(換価)の猶予期間短縮通知書	C	納税(換価)の猶予期間短縮	B
39	307010-056-3	納税(換価)の猶予の納付計画変更通知書	C	納税(換価)の猶予の納付計画変更	B

改正前

504000-005 教示文

【調理要領】

- 1 (同左)
- 2 調理要領

この帳票は、下記様式に応じてパターンを変更して調理する。

No.	様式番号	様式名	行審法57条 教示文 パターン	穴埋箇所の特入句	行審法46条 教示文 パターン
1	305000-082	搜索調書(その2)	C	保管命令	B
2	306010-002	差押調書様本(動産・有価証券用)	A	差押え及び保管命令(又は撤出)	B
3	306010-004	財産の引渡命令書	C	引渡命令	B
4	306010-006	財産の引渡命令書(占有者用)	C	引渡命令	B
5	306010-013	差押財産の使用等許可申立書	C	許可(不許可)	B
6	306010-017	差押調書様本(債権用)	A	差押え	A
7	306010-018	債権差押通知書	C	差押え	A
8	306010-020	差押調書様本(電子記録債権用)	A	差押え	A
9	306010-022	債権差押通知書(電子記録債権用・第三債務者あて)	A	差押え	A
10	306010-036	差押調書様本(第三債務者等がある無体財産権用・滞納者用)	B	差押え	A
11	306010-037	差押調書様本(第三債務者等がある無体財産権用)	B	差押え	A
12	306010-038	差押通知書(第三債務者等がある無体財産権用)	B	差押え	A
13	306010-040	差押調書様本(振替社債等用)	B	差押え	A
14	306010-042	差押通知書(振替社債等用・発行者あて)	B	差押え	A
15	306010-044	差押調書様本(電話加入権用)	A	差押え	B
16	306010-048	滞社の予告通知書(滞納者用)	C	通知	B
17	306010-051	組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書	C	通知	B
18	306010-053	組合員等の持分の払戻等請求書	C	通知	B
19	306010-055	組合員等の持分の払戻等請求書(法定脱退用)	C	通知	B
20	306010-058	差押書(不動産等及び第三債務者等がない無体財産権等用)	B	差押え	A
21	306010-057	差押財産占有調書様本	C	保管命令	B
22	306020-004	交付要求通知書(滞納者用)	C	交付要求	B
23	306020-011	国税徴収法第22条による交付要求通知書(教示文あり)	C	交付要求	B
24	306020-023	参加差押通知書(動産・有価証券用)	C	参加差押え	B
25	306020-026	参加差押通知書(電話加入権用)	C	参加差押え	B
26	306020-032	参加差押通知書(不動産等用)	C	参加差押え	B
27	306020-041	参加差押財産引受調書様本	C	許可(不許可)	B
28	306030-009	交付要求解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
29	306030-029	参加差押解除拒否通知書	C	解除請求の拒否	B
30	306030-032	差押換拒否通知書	C	差押換えの拒否	B
31	307010-012	納税の猶予許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予許可	B
32	307010-018	納税の猶予許可通知書(相互協働用)	C	納税の猶予許可	B
33	307010-023	納税の猶予不許可通知書	C	納税の猶予不許可	B
34	307010-028	納税の猶予不許可通知書(相互協働用)	C	納税の猶予不許可	B
35	307010-033	納税の猶予取消通知書	C	納税の猶予取消	B
36	307010-038	納税の猶予取消通知書(相互協働用)	C	納税の猶予取消	B
37	307010-043	納税の猶予期間延長許可通知書(教示文あり)	C	納税の猶予期間延長許可	B
38	307010-049	納税の猶予期間延長不許可通知書	C	納税の猶予期間延長不許可	B
39	307010-054	納税(換価)の猶予期間短縮通知書	C	納税(換価)の猶予期間短縮	B
40	307010-056-3	納税(換価)の猶予の納付計画変更通知書	C	納税(換価)の猶予の納付計画変更	B

改正後

40	307010-056-19	換価の猶予許可通知書(教示文あり)	C	換価の猶予許可	B
41	307010-056-24	換価の猶予不許可通知書	C	換価の猶予不許可	B
42	307010-056-28	換価の猶予期間延長許可通知書(教示文あり)	C	換価の猶予期間延長許可	B
43	307010-056-33	換価の猶予期間延長不許可通知書	C	換価の猶予期間延長不許可	B
44	307010-059	給税の猶予請求変更通知書	C	給税の猶予請求変更	B
45	307010-071	換価の猶予取消通知書	C	換価の猶予取消	B
		(削除)			
46	307010-107	納付通知書(保証人用)	C	告知	B
47	307010-111	差押解除拒否通知書	C	通知	B
48	307010-112	担保変更(増担保)要求通知書	C	通知	B
49	307020-016	滞納処分停止取消通知書	C	滞納処分の停止取消	B
50	307030-003	延滞税免除通知書(教示文あり)	C	延滞税免除	B
51	308020-040	公売通知書		処分	C
52	308020-054	入札等をなかつたものとした旨の通知書	B	処分	A
53	308020-063	不動産等の最高価申込者の決定通知書		決定取消	C
54	308020-065	不動産等の最高価申込者の決定取消通知書(最高価申込者用)	B	決定取消	A
55	308020-072	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書(次順位買受申込者用)	B	決定取消	A
56	308020-077	広告によって行行う買受契約による買受申込者の決定通知書		決定取消	D
57	308020-080	売却決定通知書		売却決定取消	C
58	308020-082	売却決定取消通知書(買受人用)	C	売却決定取消	B
59	308020-087	次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書		売却決定取消	C
60	308020-089	広告によって行行う買受契約による売却通知書		売却決定取消	D
61	308020-093	委託売却による売却通知書	B	処分	D
62	308030-002	配当計算書原本(滞納者用)	B	配当	A
63	308030-003	配当計算書原本(配当権利者用)	B	配当	A
64	308030-007	配当計算書更正通知書(滞納者用)	B	配当	A
65	308030-008	配当計算書更正通知書(配当権利者用)	B	配当	A
66	308030-011	充当通知書	C	充当	B
67	309000-002	差押(通知)書及び交付要求書	C	差押え及び交付要求	B
68	309000-019	徴収通知書	C	通知	B
69	310000-002	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
70	310000-007	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
71	310000-014	保全担保提供命令	C	提供命令	B
72	310000-015	保全担保に係る催告決定通知書	C	通知	B
73	310000-018	繰上請求書	C	繰上請求	B
74	311000-008	納付通知書(第二次納税義務者交付用)	C	告知	B
75	311000-027	譲渡担保権者に対する告知書(譲渡担保権者用)	C	告知	B
76	311000-033	納付催告書	B	督促	A
77	311000-034	強制換価の場合の消費税等の徴収通知書(納税者用)	C	通知	B

- (注) 1 「No. 39 納税(換価)の猶予の納付計画変更通知書」については、納税者に不利益となる分割納付計画の変更を行った場合のみ、教示文を添付する。
- 2 「No. 51 公売通知書」の教示文は、法律の定めにより添付するものではないが、公売を公告した事実を通知するとともに、不服申立て又は取消しの訴えを提起する機会を与えるために添付する。

改正前

41	307010-056-19	換価の猶予許可通知書(教示文あり)	C	換価の猶予許可	B
42	307010-056-24	換価の猶予不許可通知書	C	換価の猶予不許可	B
43	307010-056-28	換価の猶予期間延長許可通知書(教示文あり)	C	換価の猶予期間延長許可	B
44	307010-056-33	換価の猶予期間延長不許可通知書	C	換価の猶予期間延長不許可	B
		(新設)			
45	307010-071	換価の猶予取消通知書	C	換価の猶予取消	B
46	307010-094	徴収の繰上取消通知書	C	徴収の繰上取消	B
47	307010-107	納付通知書(保証人用)	C	告知	B
48	307010-111	差押解除拒否通知書	C	通知	B
49	307010-112	担保変更(増担保)要求通知書	C	通知	B
50	307020-016	滞納処分の停止取消通知書	C	滞納処分の停止取消	B
51	307030-003	延滞税免除通知書(教示文あり)	C	延滞税免除	B
52	308020-040	公売通知書		処分	C
53	308020-054	入札等をなかつたものとした旨の通知書	B	処分	B
54	308020-063	不動産等の最高価申込者の決定通知書		決定取消	C
55	308020-065	不動産等の最高価申込者の決定取消通知書(最高価申込者用)	B	決定取消	B
56	308020-072	不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書(次順位買受申込者用)	B	決定取消	B
57	308020-077	広告によって行行う買受契約による買受申込者の決定通知書		決定取消	D
58	308020-080	売却決定通知書		売却決定取消	C
59	308020-082	売却決定取消通知書(買受人用)	C	売却決定取消	B
60	308020-087	次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書		売却決定取消	B
61	308020-089	広告によって行行う買受契約による売却通知書		売却決定取消	D
		(新設)			
62	308030-002	配当計算書原本(滞納者用)	B	配当	A
63	308030-003	配当計算書原本(配当権利者用)	B	配当	A
64	308030-007	配当計算書更正通知書(滞納者用)	B	配当	A
65	308030-008	配当計算書更正通知書(配当権利者用)	B	配当	A
66	308030-011	充当通知書	C	充当	B
67	309000-002	差押(通知)書及び交付要求書	C	差押え及び交付要求	B
68	309000-019	徴収通知書	C	通知	B
69	310000-002	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
70	310000-007	繰上保全差押金額決定通知書	C	決定	B
71	310000-014	保全担保提供命令	C	提供命令	B
72	310000-015	保全担保に係る催告決定通知書	C	通知	B
73	310000-018	繰上請求書	C	繰上請求	B
74	311000-008	納付通知書(第二次納税義務者交付用)	C	告知	B
75	311000-027	譲渡担保権者に対する告知書(譲渡担保権者用)	C	告知	B
76	311000-033	納付催告書	B	督促	B
77	311000-034	強制換価の場合の消費税等の徴収通知書(納税者用)	C	通知	B

- (注) 1 「No. 40 納税(換価)の猶予の納付計画変更通知書」については、納税者に不利益となる分割納付計画の変更を行った場合のみ、教示文を添付する。
- 2 「No. 52 公売通知書」の教示文は、法律の定めにより添付するものではないが、公売を公告した事実を通知するとともに、不服申立て又は取消しの訴えを提起する機会を与えるために添付する。